

雲仙市農林水産業振興計画

平成 27 年 3 月

雲 仙 市

はじめに



本市の農林水産業が直面する最大のテーマは、農林水産業を持続可能な産業へ発展・確立するために、いかに所得向上を図るかということに集約されます。

そのためには、農林水産業が抱える、担い手不足や高齢化、農林水産物価格の低迷、生産資材の高騰などの諸問題に対し、消費者ニーズへの柔軟な対応やブランド化、高付加価値化を進め、農林水産業と他産業や関連機関との連携をさらに密接にすることが重要です。

また、これまでの生産活動に併せ、伝統文化、芸能、祭り、郷土料理などの地域資源のほか、「日本の棚田百選」や「長崎県のだんだん畑十選」などの農山漁村の景観、多様な生き物が生息する豊かな自然環境など、農山漁村が持つ多面的機能を保持するとともに、本市が持つ「強み」を最大限に発揮しながら、足腰の強い農林水産業の振興を図る必要がございます。

そこで、本市では、雲仙市の農林水産業はどうあるべきか、これからどのような方向に進むべきか、そして、どのような施策を実施するべきかを具体的に示すため、おおむね10年先を見通した「雲仙市農林水産業振興計画」を策定いたしました。

この計画は、『雲仙力を育み、高め、笑顔で光り輝く雲仙農林水産業』を将来像として掲げ、今後はこの計画の着実な実現を図るため積極的に施策を展開してまいります。

これらの実施にあたりましては、行政だけではなく、農林水産業従事者・関係機関・市民の皆様と一体となった取組が不可欠となりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にご協力いただきました策定委員会の委員並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

雲仙市長 金澤 秀三郎

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1.1 計画策定の趣旨	2
1.2 本計画の位置付け	3
1.3 計画期間	4
第2章 雲仙市農林水産業の現状	5
2.1 農林水産業を取り巻く環境・社会情勢	6
2.2 雲仙市農林水産業の概況	12
2.2.1 雲仙市の概要	12
2.2.2 雲仙市農林水産業の現況	20
2.2.3 雲仙市農林水産特産物分布図	24
2.2.4 雲仙市農林水産業の統計	25
2.2.5 雲仙市観光の統計	62
2.2.6 地域別の概況	64
2.3 意向調査	85
2.4 雲仙市農林水産業の課題整理	89
第3章 農林水産業における振興方針	95
3.1 雲仙市が目指す農林水産業	96
3.2 施策展開の基本方針	97
第4章 施策の展開	101
第5章 重点プロジェクト	137
用語解説	143
策定経過	151

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の趣旨

雲仙市（以下、本市）の農林水産業をめぐる情勢は、従事者の減少や高齢化の進行及び国内外の産地間競争による農林水産物価格の低迷などに伴い、市民の食生活に欠かせない農林水産物の安定供給をはじめ、国土や自然環境の保全など農林水産業を営む農山漁村の有する多面的機能*の低下が懸念されるとともに、食の安全・安心や食生活の変化への対応など様々な課題が生じてきています。

《農業》

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足により農家数が減少してきています。このため、農業生産性の向上と経営の安定化を図るため、農業生産基盤*の整備をはじめ、生産組織や認定農業者などの担い手の育成、環境にやさしい農業の振興などに取り組んできました。

また、国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、特に、担い手育成を柱とした経営所得安定対策等大綱を決定し、望ましい農業構造の確立をめざした農政改革を実施していくこととしており、本市としても、こうした動向を踏まえ、地域の特色を最大限に活かした農業の活性化を図っていくとともに、豊かで魅力ある農業及び農村の振興に向けた、より一層の取組が重要です。

このため、本計画を策定し、担い手の育成、農業生産基盤*の整備、農産物の安定供給、販路拡大などの対策を促進し、本市における農業・農村の振興を目指します。

《林業》

本市の森林面積は、10,338ha で市の総面積の約50%を占めており、木材生産だけでなく、水源かん養、土砂流出防備や地球温暖化の防止など、多くの公益的機能*を有し、安全で快適な生活を維持するための重要な基盤です。

本市の森林面積の約7割がスギ・ヒノキの人工林*であり、適切な管理が必要です。

しかし、長期間にわたる木材価格の低迷等により、森林所有者の林業への関心は低下し、間伐*等の十分な手入れが行き届かず、森林の持つ公益的機能*を低下させ、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、効率的な木材生産における取組、木材の流通体制の整備や木材利用体制の確保は不十分で、本市における森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

このため、本計画を策定し、適切な維持管理を行い、健全な森林に育てていくとともに、木材の安定供給体制の構築と間伐*材利用を促進し、本市における森林・林業の再生を目指します。

《水産業》

本市の水産業は、地形や海況特性が異なる橘湾と有明海で展開され、橘湾沿岸では、主な漁業種類として、カタクチイワシを対象とする中・小型まき網や小型底びき網、刺し網等の漁業が営まれているほか、静穏域ではハマチ・トラフグ・マダイ等の魚類養殖業が行われています。

次に、有明海沿岸の漁業種類は、主に刺し網、流し網、1本釣りが営まれているほか、カキ・ノリの養殖も行われています。

しかし、水産資源の減少や魚価の低迷、漁業就業者の高齢化と後継者不足などで漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

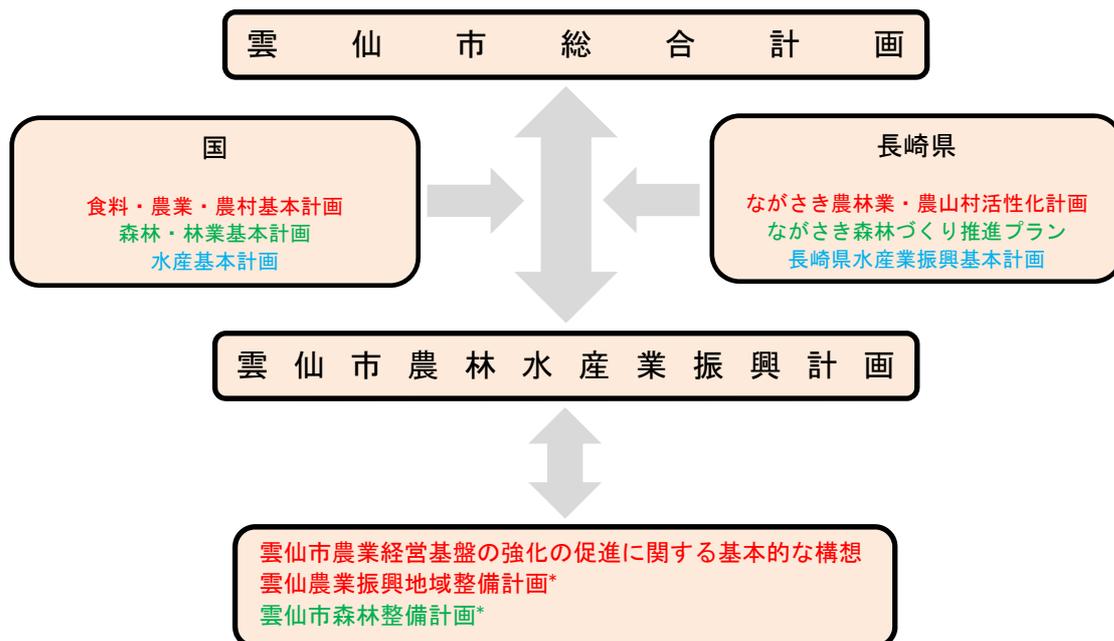
このため、本計画を策定し、水産資源の維持増大、資源管理*型の漁業の展開、経営基盤の安定対策、新規就業者対策などの対策を促進し、本市における水産業の振興を目指します。

以上を踏まえ、本市農林水産業が魅力ある産業として持続かつ発展するための将来像を明確にするために、「雲仙市農林水産業振興計画」（以下、本計画）を策定しました。

1.2 本計画の位置付け

近年、本市の農林水産業及び農山漁村を取り巻く環境は、社会的及び経済的諸情勢の変化、農林水産物輸入の規制緩和、担い手の不足や高齢化などにより、大きく変化してきています。

このため、社会経済情勢に対応した地域の農林水産業を確立し、健全な発展を図るために、本計画を策定し、農林水産業振興のための各種施策を計画的に展開していく必要があります。



1.3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

なお、この計画期間を前期（平成 27 年度～平成 31 年度）、後期（平成 32 年度～平成 36 年度）に分け、計画の進捗状況や外部環境の変化などに応じて、必要な計画の見直しを図ります。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
計画 期間	前期									
						後期				

第2章 雲仙市農林水産業の現状

2.1 農林水産業を取り巻く環境・社会情勢

近年の農林水産業を取り巻く環境は、販売価格の低迷及び経営コストの増加による所得の減少、従事者の減少及び高齢化並びに後継者不足など様々な問題があり、安全で安心な農林水産物の安定供給のためにも産業としての持続性を回復し、農業・農村の再生を図る必要があります。

また、農林水産業は食料生産機能を有するのみではなく、地域の良好な景観形成、貯水機能、環境保持機能等の多面的な機能*を有しているため、農山漁村の荒廃化は国土や自然環境の保全に著しい影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、持続可能な経営形態を確立し、貴重な地域資源*を保全していくことが求められます。

【世界の情勢】

《農業》

世界に目を向けると、途上国の経済発展に伴う食糧需要の高まりなどを背景とした穀物市場価格の上昇傾向や、世界各地で発生している異常気象による生産量の低下など、安定的な食糧の確保の観点からも、農林水産業の役割は、重要な課題となっています。

また、世界経済のグローバル化の進展とともに、WTO* (World Trade Organization : 世界貿易機関) 農業交渉、FTA* (Free Trade Agreement : 自由貿易協定)、EPA* (Economic Partnership Agreement : 経済連携協定) 交渉の進展や TPP* (Trans-Pacific Partnership Agreement : 環太平洋連携協定) 協定交渉への参加表明において、政府は、国益を守り抜き、農林水産分野の聖域を確保するよう全力を尽くすことを表明しましたが、農産物貿易ルールに対応できる国内の農業政策や農業発展の方向性が問われています。

《林業》

FAO* (Food and Agriculture Organization : 国際連合食糧農業機関) の「世界森林資源評価 2010」によると、平成 22 年の世界の森林面積は 40 億 3 千万 ha であり、世界の陸地面積の約 3 割に相当しますが、世界の森林は減少傾向にあり、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で年平均 521 万 ha、ほぼ北海道の森林面積に相当する面積が減少しています。

平成 13 年以降 UNFF* (United Nations Forum on Forests : 国連森林フォーラム) において、持続可能な森林経営について議論されており、平成 25 年に開催された UNFF* 第 10 回会合では、「森林と経済開発」をテーマに議論がなされており、次回会合でこれまでの成果を評価し、その後の森林に関する国際的な取り決めについて議論することとなりました。

世界における木材の流通量は年々増加しており、平成 13 年から平成 23 年までの 10 年間で輸入量は 1,812 万 m³、輸出量は 2,615 万 m³増加しています。

輸入・輸出共に中国のシェアが伸びており、北米・欧州・ロシアと共に世界の木材需給に大きな影響を与えており、その動向を注視する必要があります。

《水産業》

世界の漁業（養殖業を除く）の生産量は、9,251万t（平成24年）で、日本は379万tで、全体の4.1%です。世界の水産資源について、FAO*が評価した結果をみると、過剰に利用されている水産資源が増加し、FAO*（Food and Agriculture Organization：国際連合食糧農業機関）が資源評価を始めた昭和49年には、過剰に利用されている水産資源は全体の10%でしたが、平成21年では30%に増加しています。

世界の食用魚介類の1人当たり消費量は、最近50年間で約2倍に増加し、人口の増加も相まって、消費総量は5倍に増加し、先進国・途上国ともに魚介類の消費が増えています。一方、日本人の魚介類消費は減少しており、世界的な動きに逆行しています。

水産物の需要が世界的に拡大する中で、世界の水産物貿易は、数量・金額ともに増加傾向で、平成23年における世界の輸入貿易量は3,593万トン、金額は1,317億ドルです。

近年、中国との間では日中暫定措置水域等における中国の無許可漁船や虎網漁船の活動による資源への悪影響が懸念されているとともに、沖縄周辺海域における中国船によるサンゴの採捕が問題化し、平成25年8月の日中漁業共同委員会において中国側と協議し、対策について合意しています。

【国内の動向】

《農業》

国は、平成 19 年度において農業政策の方針を大きく転換し、今後の農業施策を認定農業者や集落営農*組織などの担い手農家を対象とした支援を集中して行う方針を明確に示しています。

また、平成 22 年 3 月に国の新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、我が国の安全な食料の安定供給と農業・農村の振興にかかる各種の政策に取り組む方針が示されています。

その中で、国家の最も基本的な責務として食料の安定供給を将来にわたって確保し、食料・農業・農村政策を国家戦略と位置付け、国民全体で「農業・農村を支える社会」の創造を目指すことと明記されているほか、食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた今後取り組むべき施策の基本的な 6 つの方針として、次のように整理されています。

- (1) 再生産可能な経営を確保
- (2) 多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し
- (3) 意欲ある多様な農業者を育成・確保
- (4) 優良農地の確保と有効利用を実現
- (5) 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化
- (6) 安心を実感できる食生活の実現

「食料・農業・農村基本計画」を踏まえて、平成 23 年度には「戸別所得補償制度」が本格導入されたほか、品質、安全・安心といった消費者ニーズにかなった生産体制への転換、6 次産業化*による活力ある農山漁村の再生などを基本に国の農業政策体系が構築されています。

これらの方針を基に、意欲ある全ての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境整備を目標に、平成 25 年度には「戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」と名称変更され、国内農政は大きな転換点を迎えています。

また、世界の穀物等の需給がひっ迫する中、「基本計画」の中ではじめて国内食料自給率目標が 50%に引き上げられ、我が国の水田をはじめとした生産資源を最大限活用するとともに、需要に応じた生産を行い、輸入原料に依存する食品を国産原料に置き換えるなどの取組により、食料自給率を最大限向上していくとしています。

さらに、農業者による生産から加工・販売を行う 6 次産業化*や農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる資源と、食品産業及び観光産業並びに I T 産業等を結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の 6 次産業化*を推進し、食の安全と消費者の信頼を確保するため、食品の安全性向上やフードチェーンにおける取組（トレーサビリティ*、GAP*、HACCP*）を推進していくとしています。

政府は、平成 25 年 6 月 14 日に「日本再興戦略」を策定し、民間の力を最大限引き出し、農林水産業を成長産業にすることを位置づけています。

この背景として、担い手への農地集積や企業参入の拡大などに係る施策が現在進んでいます。しかし、農業・農村全体の所得を向上するために、農業生産性を飛躍的に拡大する必要性があることを踏まえ、企業参入の加速化等による企業経営ノウハウの徹底した活用、農商工連携*や 6 次産業化*、輸出拡大を通じた付加価値の向上、若者も参入しやすいよう休日や給料のある

農業の実現などを追求し、農地中間管理機構*を整備・活用して、農地集約を加速化した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進するとしています。

このため、経営体の体質強化と農地の利用集積*を今後とも図っていくほか、生産コストの低減を図ることで農業生産性の向上を高めつつ、地域の特性を活かした生産方式や農産物で高付加価値化を推進し、多様な販路の拡大を図ることで、農業が産業として成り立ち、笑顔がみえる農業へと発展させていく施策の展開を目指しています。

《林業》

国は、森林資源が充実してきたにもかかわらず、適切な施業が行われない森林が増加している状況を踏まえた上で、森林・林業に関する施策・制度・体制を抜本的に見直して、新たな取組を進めることとし、平成 21 年 12 月、10 年後の木材自給率 50%以上を目指す「森林・林業再生プラン」が策定されました。

森林所有者等が面的なまとまりをもって集約化や路網*整備等に関する計画を作成する森林経営計画*の創設や、所有者が不明な場合を含む適正な森林施業の確保など、森林法を一部改正（平成 24 年 4 月施行）し、「森林・林業再生プラン」が法制面で具体化されました。

また、平成 23 年度から「森林管理・環境保全直接支払制度」が導入され、従来の個々の森林施業に対して一律に支援する制度から、森林経営計画*を作成し、集約化により持続的な森林経営に取り組む者に直接支援する制度へと転換されました。

さらに、公共建築物における木材利用の促進は、地域での展示効果やシンボル性が高いことから、平成 22 年 10 月、公共建築物について可能な限り木造化・木質化を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。

平成 23 年 7 月には「森林・林業基本計画」が変更され、生物多様性の保全や将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、立地条件に応じて広葉樹の導入による針広混交林*の育成、複層林*や天然生林への誘導、育成林の長伐期化など、多様な整備を推進することとされています。

国は、平成 25 年 6 月に策定した「日本再興戦略」において、農林水産業の成長産業化の方針を打ち出し、林業については、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築、施業集約化等に取り組むことにより成長産業化を図ることとしています。

具体的には、①新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出、②路網*整備や高性能林業機械*の導入の推進、人材の確保・育成、大ロット化や流通コストの削減等を目指す「安定取引構想」の作成等による需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、③持続的な林業経営の確立や森林吸収源対策の推進による適切な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能*の維持・向上、取組を進め、林業の成長産業化の実現を目指すこととしています。

平成 24 年の日本の森林面積は 2,508 万 ha で、国土の 66%を占めており、世界的にみても森林率が高い国です。また、森林蓄積は 49 億 m³で、これまでの林業生産活動を通じて造成してきた人工林*を中心に資源が充実してきたことなどにより、昭和 41 年から約 2.6 倍に増加しています。

戦後の大きな木材需要に対応するため、昭和 20 年代半ばから昭和 40 年代半ばにかけては、

毎年 30 万 ha 以上の人工造林*が進められてきましたが、その後は林業の採算性の低迷に伴い減少を続け、近年はおおむね 2~3 万 ha で推移しています。

また、間伐*は、京都議定書に基づく二酸化炭素の森林吸収源対策として、平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間に計 330 万 ha の間伐*を実施することを目標とし、様々な取組が進められています。これにより、近年は年間 55 万 ha 程度の間伐*が実施されています。

《水産業》

漁業就業者数は、農業就業者や林業就業者と同様に減少傾向であるほか、高齢化（36.9%）も進んでいます。平成 20 年以降の漁業・養殖業への新規就業者数は横ばいですが、近年は比較的若い世代が多くなっています。しかし、水産物の産地価格は、平成 21 年に 128 円/kg となって以降、上昇傾向にあるものの、沿岸漁船漁家の平均漁労所得は 200 万円台で推移しています。

また、燃油価格が高止まりする一方で、コストに見合うだけの魚価上昇がみられないこと等により収益性が悪く、厳しい経営環境であるため、新たな漁船や施設の建造に投資することが困難な漁業者が多く、漁船や施設の更新が進まず、高船齢化が進行しています。

水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理*と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要であるとともに、近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策として、国は、「資源管理・漁業経営安定対策*」を実施し始めました。

漁業における災害発生率は、全産業平均の約 7 倍と高い水準で、平成 25 年における漁船からの海中転落者（人身事故）のうち死者・行方不明者数は 61 人で、安全対策として、AIS*の搭載、復原性が高く転覆しにくい漁船、ライフジャケット着用等の安全確保等が必要です。

漁業協同組合は、漁業・漁村における中核的組織として役割を發揮しています。水産加工施設や直販施設を持つ漁協では、地域の水産物の加工や販売を通じて付加価値の向上のほか、販路の開拓を行うなど、漁業経営の向上に様々な形で貢献しているものの、平成 23 年度には、沿海地区漁協のうち 7 割の組合で事業利益が赤字です。近年では、規模拡大による組織力強化を目的に、各都道府県において漁協の合併を促進し、平成 15 年 3 月末には 1,607 組合であった沿海地区漁協数は、平成 25（2013）年 3 月末現在には 979 組合です。

国は、このような状況を踏まえ、平成 24 年 3 月に、国の新たな「水産基本計画」を策定し、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、今後取り組むべき施策の基本的な 4 つの方針として、次のことを位置づけています。

- （1）平成 23 年度から実施している資源管理・漁業所得補償対策*を、基本計画上、中核施策として明記。加入率 9 割を 10 年後目標として位置付け
- （2）加工・流通・消費に関し、6 次産業化*の取組の加速、HACCP*等衛生管理の高度化、水産物流通ルートが多様化、魚食普及、輸出促進等を推進
- （3）安全な漁村づくりと水産業・漁村の多面的機能*の發揮に向けた施策や漁船漁業の安全対策を強化
- （4）漁村女性の活動を促進

これらの施策によって、平成 34 年の生産を 449 万トンに回復させるとともに、減少傾向にある消費については、現状水準まで引き上げることを目指すこととし、自給率目標を 70%（食用魚介類）に設定するとしています。

また、国は、平成 25 年 6 月に策定した「日本再興戦略」において、農林水産業の成長産業化の方針を打ち出し、水産業については、燃油高騰等の水産業を取り巻く状況も踏まえつつ、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組を強化することとしています。

具体的には、漁業地域自らが、企業・NPO 等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」作成の取組を推進し、浜の活力再生プラン策定地域における所得を、プラン策定後 5 年間で 10%以上向上させることにより、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築する。漁船漁業については、国際競争力のある操業・生産体制に転換し、構造改革を図ることを目指しています。

《「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日）》

農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しているなか、国は、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能*を發揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成 25 年 12 月に策定しています。

その中で、次の 4 つを軸にしています。

- ①国内外の需要、需要フロンティアの拡大
- ②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進する
- ③農地中間管理機構*を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの生産現場の強化
- ④高齢化が進む農村を構造改革で後押ししつつ将来世代に継承するための農村の多面的機能*の維持・發揮を図る取組を進める。

若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこととし、その展開として次の方向性を打ち出しています。

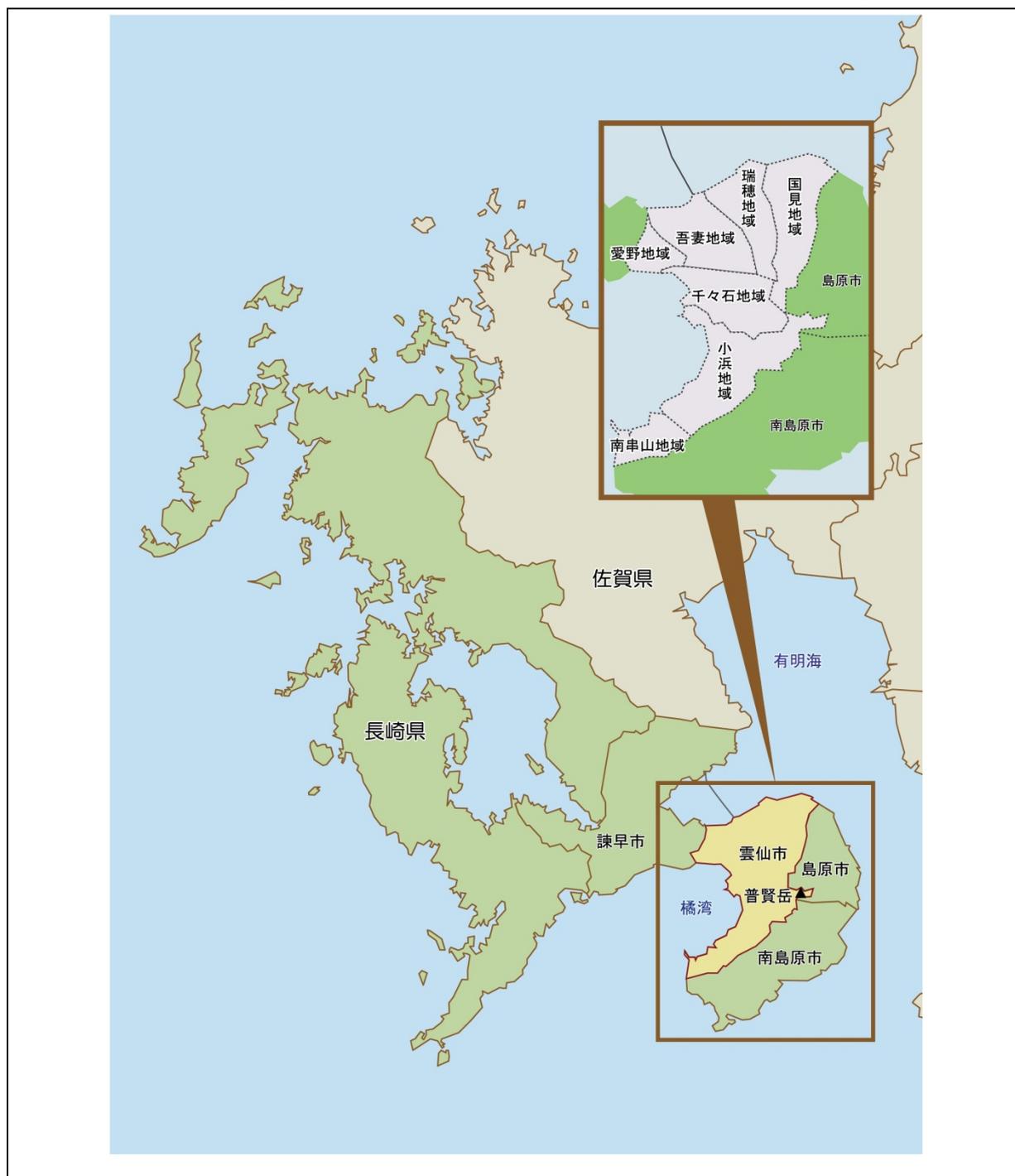
- 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消*、食育等の推進
- 6次産業化*等の推進
- 農地中間管理機構*の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
- 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
- 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会*等に関する改革の推進
- 人口減少社会における農山漁村の活性化
- 林業の成長産業化
- 水産日本の復活
- 東日本大震災からの復旧・復興

2.2 雲仙市農林水産業の概況

2.2.1 雲仙市の概要

(1) 位置

本市は、島原半島の北西部に位置し、北部を島原市、東南部を南島原市、半島入口である西部を諫早市と隣接しています。また、北は有明海、西は橘湾に面し、半島の中心部に位置している雲仙普賢岳を中心に、北から西にかけて広がる裾野に農地が展開しています。



(2) 自然的条件

地勢は雲仙山系の険しい山地と、それに連なる丘陵及び海岸沿いに広がる平野部からなり、東西 17km、南北 24km となっています。総面積は 206.92km² であり、県全体 (4,105.335km²) の約 5.0%、島原半島 (459.57km²) の 45% を占めています。

地質は、西部は雲仙岳の西麓で安山岩を主体に、千々石断層と呼ばれる絶壁状の急峻な地形をなしています。また、北部は輝石、安山岩質砕屑岩類、洪積層、沖積層の異層によって構成され、砕屑岩と洪積層を主体に、扇状台地では緩傾斜地をなし、農地が展開しています。

気象は、平坦部は温暖ですが、一部を除いて緩やかな山裾であるため、雲仙山頂より中腹、周辺海岸と標高の低いところほど平均気温は高く、愛野町にある長崎県農林技術開発センター馬鈴薯研究室で 16.4℃、平均日照時間が 2,250 時間、平均降水量は 1,930mm と温暖で雨が多い気候で、一部の海岸沿いでは無霜地域があります。



(3) 社会的経済条件

交通条件は諫早市から島原市まで延びる国道 57 号、市内の海岸沿いを取り巻く国道 251 号及び多比良港から南島原市まで延びる国道 389 号の 3 本の国道並びに、雲仙グリーンロードが主要な幹線道路です。あわせて、熊本（長州港）から多比良港までの海の経路と、諫早市から島原市までの島原鉄道が、雲仙市の国見町から愛野町まで通っています。

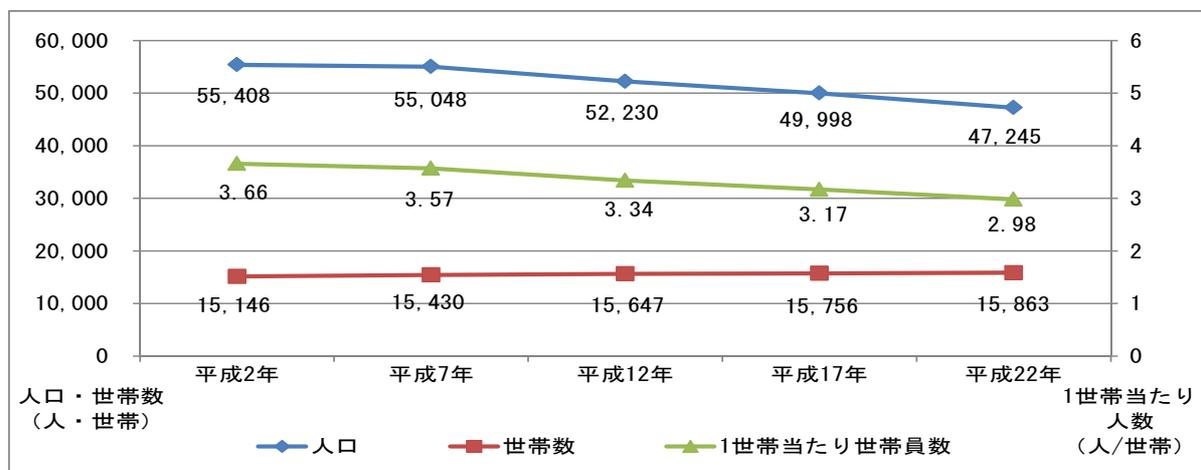
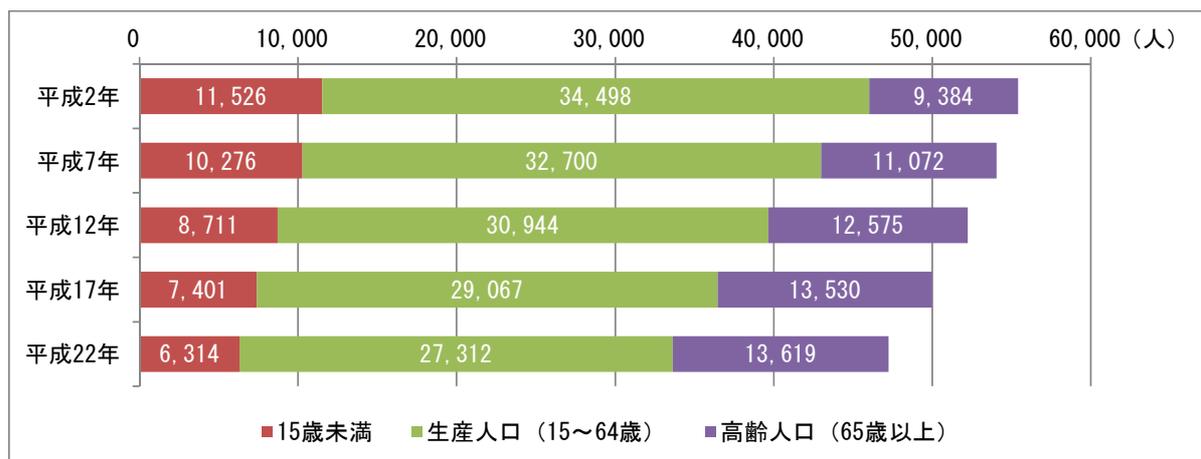
また、雲仙普賢岳を中心とした 363.8ha が雲仙天草国立公園（日本初の国立公園）に指定されており、全国的にも有名な雲仙温泉や小浜温泉を有しています。



(4) 人口及び世帯数

本市の人口は47,245人(平成22年国勢調査)で、過去20年間で8,163人が減少し、少子高齢化が進んでいます。中でも65歳以上の高齢人口(13,619人)が増加した結果、本市の高齢化率は28.8%となり、21%を超える「超高齢社会」となっています。

一方、世帯数は過去20年間で717世帯が増加していますが、核家族化などにより、1世帯当たりの世帯員数は減少している状況にあります。



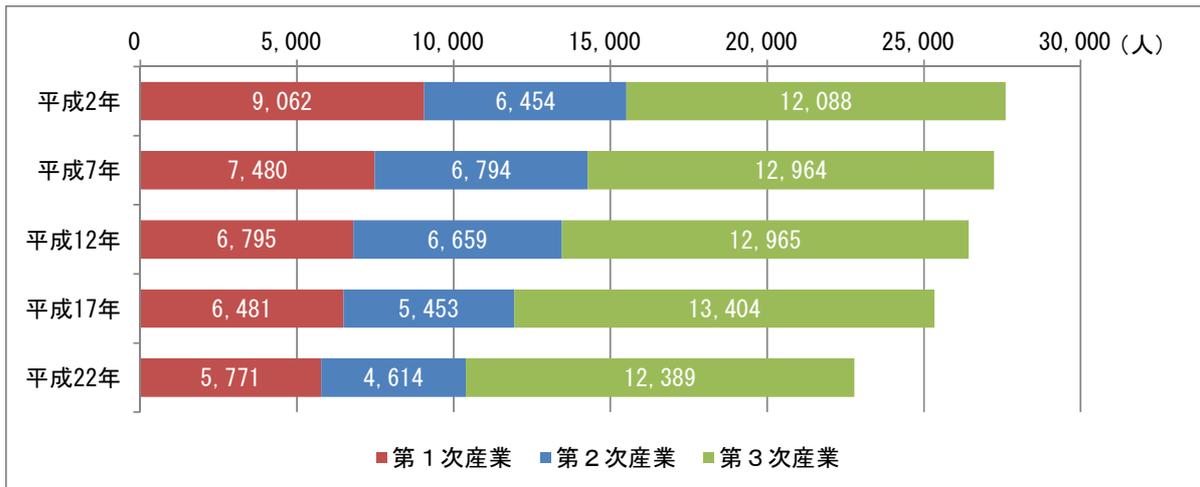
項目	平成2年 ①	平成7年 ②	平成12年 ③	平成17年 ④	平成22年 ⑤	20年間の 推移 ⑤-①
人口 (人)	55,408	55,048	52,230	49,998	47,245	▲ 8,163
平成2年を100とする指数	100	99	94	90	85	
うち15歳未満 (人)	11,526	10,276	8,711	7,401	6,314	▲ 5,212
平成2年を100とする指数	100	89	76	64	55	
うち生産人口 (人)	34,498	32,700	30,944	29,067	27,312	▲ 7,186
平成2年を100とする指数	100	95	90	84	79	
うち高齢人口 (人)	9,384	11,072	12,575	13,530	13,619	4,235
平成2年を100とする指数	100	118	134	144	145	
世帯数 (戸)	15,146	15,430	15,647	15,756	15,863	717
平成2年を100とする指数	100	102	103	104	105	
1世帯当たり世帯員数 (人)	3.66	3.57	3.34	3.17	2.98	▲ 0.68
平成2年を100とする指数	100	98	91	87	81	

出典：国勢調査

(5) 産業別就業者数

産業別就業者数は22,774人(平成22年国勢調査)で、人口の減少とともに、過去20年間で4,830人が減少しました。

産業別にみると、平成22年の内訳は、第1次産業は5,771人、第2次産業は4,614人、第3次産業は12,389人です。中でも第1次産業は過去20年間で3,291人減少し、平成2年を100とする指数でみると「64」で、36%が減少しました。



項目	平成2年 ①	平成7年 ②	平成12年 ③	平成17年 ④	平成22年 ⑤	20年間の 推移 ⑤-①
産業就業者数 (人)	27,604	27,238	26,419	25,338	22,774	▲ 4,830
平成2年を100とする指数	100	99	96	92	83	
第1次産業 (人)	9,062	7,480	6,795	6,481	5,771	▲ 3,291
平成2年を100とする指数	100	83	75	72	64	
第2次産業 (人)	6,454	6,794	6,659	5,453	4,614	▲ 1,840
平成2年を100とする指数	100	105	103	84	71	
第3次産業 (人)	12,088	12,964	12,965	13,404	12,389	301
平成2年を100とする指数	100	107	107	111	102	

出典：国勢調査

(6) 農林水産業生産額

本市の農林水産業生産額（長崎県市町民経済計算）は、平成23年現在13,443百万円で、県全体の11.1%を占め、県下1位となっています。

農林水産業額の内訳をみると、農業12,003百万円（県全体の16.0%）、林業648百万円（県全体の22.5%）、水産業792百万円（県全体の1.8%）で、特に、農業と林業は、県下1位となっています。

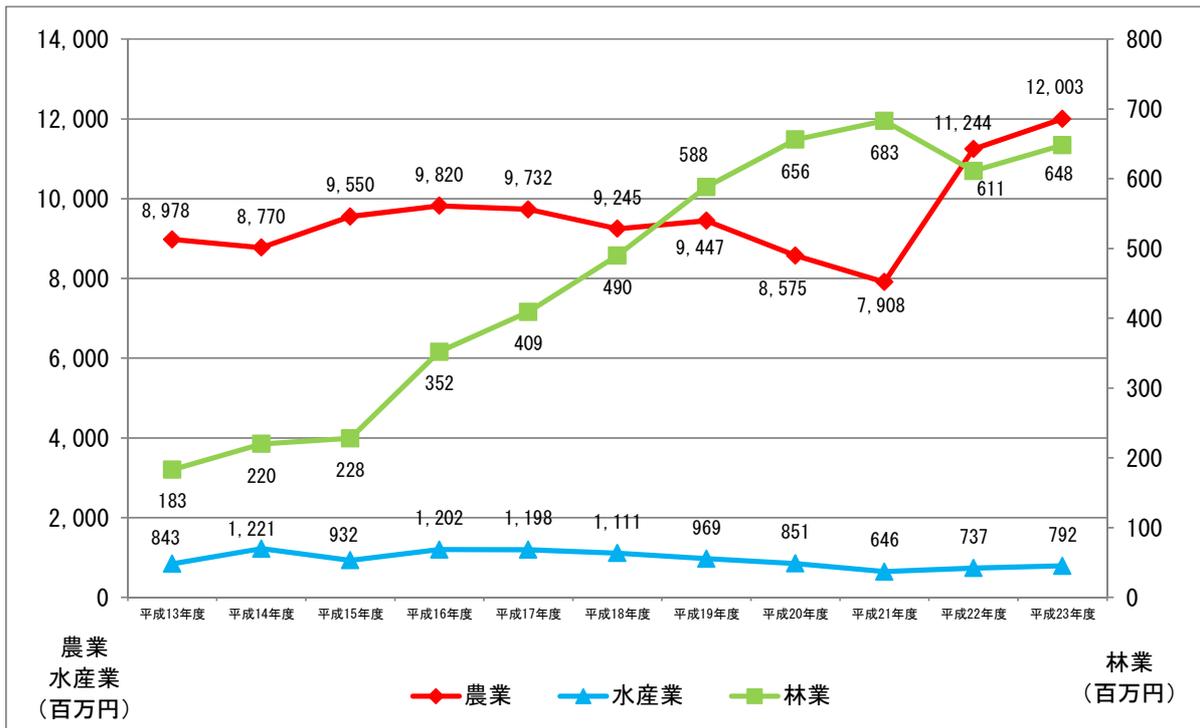
なお、林業は、特用林産物*（生しいたけ）の生産額がほとんどです。

農林水産業生産額

(単位：百万円)

市町名	第1次産業				第2次産業	第3次産業	計
	農業	林業	水産業	小計			
長崎市	3,621	114	7,416	11,152	252,264	1,246,633	1,255,443
佐世保市	5,367	112	6,694	12,173	90,324	696,643	635,278
島原市	9,313	198	371	9,882	18,009	113,469	117,430
諫早市	9,220	81	339	9,640	161,219	327,734	437,291
大村市	3,262	49	63	3,374	54,821	230,773	219,980
平戸市	2,218	308	6,142	8,668	11,562	64,904	69,065
松浦市	2,101	34	1,082	3,216	14,842	55,522	63,570
対馬市	470	441	5,914	6,826	9,409	84,209	73,214
壱岐市	3,489	26	1,949	5,464	13,360	63,529	62,255
五島市	2,892	131	3,003	6,026	9,451	88,619	80,723
西海市	5,019	122	533	5,675	64,589	55,369	111,142
雲仙市	12,003	648	792	13,443	14,087	79,175	88,468
	16.0%	22.5%	1.8%	11.1%	1.7%	2.3%	2.5%
南島原市	11,564	443	425	12,432	12,162	79,844	85,283
長与町	658	5	6	670	7,082	55,941	54,522
時津町	280	4	4	288	23,482	68,166	80,057
東彼杵町	1,357	19	26	1,401	5,552	13,874	17,935
川棚町	824	12	24	860	8,579	23,357	26,720
波佐見町	663	25	-	689	9,653	21,665	27,908
小値賀町	309	5	296	611	1,138	4,817	4,953
佐々町	343	10	2	354	16,250	23,526	36,639
新上五島町	146	92	8,158	8,395	7,529	54,389	58,628
長崎県	75,117	2,880	43,240	121,238	805,363	3,452,160	3,606,505

出典：長崎県市町民経済計算



出典：長崎県市町民経済計算



次に、第1次産業全体の生産額の推移をみると、平成13年の10,004百万円から平成23年は13,443百万円と、過去10年間で3,439百万円が増加し、およそ3割増加したことになります。中でも、農業と林業が増加しています。

農業は、過去10年間で3,025百万円が増加し、およそ3割増加しました。

林業は、過去10年間で465百万円が増加し、およそ3倍と顕著に増加していますが、それは、特用林産物*の生産量が増加していることによるものです。

水産業は、過去10年間で51百万円が減少し、およそ1割減少したことになります。

項 目	平成13年 ①	平成18年 ②	平成23年 ③	10年間の推移 ③-①
第1次産業 (百万円)	10,004	10,846	13,443	3,439
平成13年を100とする指数	100	108	134	
生産額全体に占める割合	8.5%	10.2%	12.6%	
農業 (百万円)	8,978	9,245	12,003	3,025
平成13年を100とする指数	100	103	134	
生産額全体に占める割合	7.6%	8.7%	11.2%	
林業 (百万円)	183	490	648	465
平成13年を100とする指数	100	268	354	
生産額全体に占める割合	0.2%	0.5%	0.6%	
水産業 (百万円)	843	1,111	792	▲ 51
平成13年を100とする指数	100	132	94	
生産額全体に占める割合	0.7%	1.0%	0.7%	
第2次産業 (百万円)	19,204	17,723	14,087	▲ 5,117
平成13年を100とする指数	100	92	73	
生産額全体に占める割合	16.3%	16.7%	13.2%	
第3次産業 (百万円)	88,456	77,867	79,175	▲ 9,281
平成13年を100とする指数	100	88	90	
生産額全体に占める割合	75.2%	73.2%	74.2%	
産業合計 (百万円)	117,664	106,436	106,705	▲ 10,959
平成13年を100とする指数	100	90	91	

出典：長崎県市町民経済計算

2.2.2 雲仙市農林水産業の現況

本市農林水産業は、自然条件（地形、土壌、気象）を活かし、「水稻」や「ばれいしょ」、「だいこん」、「たまねぎ」、「ブロッコリー」、「レタス」などの露地栽培を中心に、「いちご」や「花き」などの施設栽培、「肉用牛」、「酪農」、「養豚」などの畜産業、特用林産物*である「生しいたけ」や、「カタクチイワシ」や「養殖ハマチ（ブリ）」、「養殖牡蠣」などの水産業が盛んです。

【農業】

①水稻

平成 25 年における本市の水稻作付面積は 1,410 ha で、生産量は 7,150t でした。近年は飼料用米や新規需要米が増加しています。

食味ランキング*（穀物検定協会選定）において最高ランクの「特 A」評価を受けた「にこまる」等を推進しています。

②露地野菜

全国有数の産地である「ばれいしょ」のほか、「だいこん」、「にんじん」、「ブロッコリー」、「レタス」、「たまねぎ」、「白ねぎ」、「かぼちゃ」、「豆類」など多様な品目が生産されており、農業所得を確保するため、高性能機械の導入を図り大規模経営を行っている農業者が増えています。

また、近年では、加工・業務用への取組も進んできており、需要に対応した生産基盤の整備が求められています。

③施設野菜

県内トップの生産量を誇る「いちご」のほか、「トマト」、「ミニトマト」、「アスパラガス」、「メロン」などが生産されています。

燃油や各種資材の高騰により農業所得の確保が厳しい状況ではありますが、燃油使用量を低減する資材の導入など経営コストの削減とともに、高品質化の取組を推進しています。

④果樹

「温州みかん」を中心に、「中晩柑」、「びわ」、「なし」などが生産されているほか、近年では「オリーブ」、「ブルーベリー」などが増加してきています。

しかし、市場価格の低迷により、農業所得の確保が厳しい状況にあります。優良品種の高接ぎ*などにより、収益性の高い技術導入を推進しています。

⑤花き

「キク」、「カーネーション」を中心に、「ラン」、「スイートピー」、「バラ」、「草花類」などが生産されています。施設野菜と同様に、燃油及び各種資材の高騰が課題であり、省エネルギー資材の導入にあわせて国の支援制度の活用により、農業所得の確保を推進しています。

⑥工芸農作物

瑞穂地域を中心に生産されている「茶」は、高性能機械や加工施設の整備により省力化などを図っていますが、販売価格の低迷が課題です。

更なるお茶の品質向上、茶業体験などの取組を推進し、農業所得の向上を図っています。

⑦畜産

毎年調査（4月1日付）を行う長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べより、飼養戸数は減少傾向にあるものの、1戸当たりの飼養規模は増加傾向にあります。経営においては、1人当たりの飼養規模に限度があり、これを支えるものとして、飼養施設や機械の整備による省力化を図るため、国・県及び市の事業を活用し、コスト削減を図っています。

また、世界の穀物価格に連動した飼料価格の高騰は、生産費を押し上げ、自給飼料への需要を高めるものとなっているため、自給飼料面積が増加傾向にあります。

さらには混住化社会が進み、家畜排せつ物の処理、広範囲で移動する人やもの、あるいは季節で移動する渡り鳥による家畜伝染病に対する脅威が増しています。

○乳用牛

出荷は、大きく「ながさき県酪農業協同組合」と「地方酪農業協同組合」の2つの組織へ分かれ出荷されています。

また、酪農経営は、毎日の生産となるため、労働面での拘束力が強く、ヘルパー組織が必要であることから、島原半島内に組織された3組織で行っているものの、財政基盤が脆弱であることから懸念材料になっています。

○肉用牛

経営については、繁殖経営と肥育経営に特化されています。本市には、肉用牛の取引を行う県南家畜市場があり、本市の繁殖農家が生産する子牛のセリにおいては、ほぼ100%県南家畜市場を通じての取引となっています。

なお、県南家畜市場でセリにかけられる牛のうち雲仙市で生産される子牛の割合は、各セリ月で毎回4割ほどを占めています。

○養豚

近年、飼料用米や6次産業化*への取組も進んでいるほか、販売価格が順調に推移しています。本市の養豚は、繁殖と肥育の両部門を同時に経営する一貫経営と、主に、大手企業とタイアップする肥育経営に分けられています。養豚は、感染症が大敵となるため、他の畜産以上に衛生面での扱いが重要なものとなっています。

また、良質な豚肉を生産するため、飼料給餌として、飼料用米の活用が進み、自給飼料の拡大につながる期待が高まっています。

○養鶏

採卵鶏、肉用鶏ともに、1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にありますが、野鳥等による、高病原性鳥インフルエンザの感染が問題で、防疫の強化が重要となっています。

【林業】

⑧林業

戦後に植林*されたスギ・ヒノキの人工林*が収穫期を迎えている森林が多いものの、長期間にわたる木材価格の低迷等で、森林所有者の林業への関心は低下し、間伐*等の十分な手入れが行き届いていない森林が多く存在しています。

本市のスギ・ヒノキの人工林*の林齢*構成は、40年生（8齢級）以上の割合が85%を占め、逆に15年生以下の若い齢級の森林割合は、全体の1%以下という歪な林齢*構成となっています。

また、農山村集落などの地区で組織された団体として生産森林組合*があり、本市内では4団体が組織されています。

○特用林産物*

長崎県における生しいたけは、生産施設の拡充や栽培技術向上により年々増加し、全国4位の生産量（平成25年特用林産生産物統計調査参照）となっており、その7割以上が島原半島地域で生産されています。その中で、本市における生しいたけの生産量は島原半島の生産量の6割を占め、県内最大の生産地となっています。

本市の生しいたけの生産は、菌床しいたけが主流であり、生産組合等による大規模な施設での生産が行われております。

近年、食の安全志向の高まりによる市場の要請もあり、今後も生産量の増加が見込まれています。

【水産業】

⑨漁船漁業

中・小型まき網漁業のほか、小型底びき網、刺網、はえ縄、一本釣漁業等が営まれています。乱獲や海洋環境の変化などによる漁獲量の減少が深刻な状況にあります。このため、橘湾沿岸では、自主的管理として、小型魚の再放流サイズの設定や漁具の網規制、休漁日の設定などに取り組んでいます。

また、資源の回復のため、適切な資源管理*とともに、底質の改良等の漁場環境の改善、さらには赤潮*や貧酸素水塊を防ぐために海洋環境の再生も課題となっています。

あわせて、水産資源の回復を図るため、底質の泥やごみなどを撤去する活動や種苗放流*などに取り組んでいます。

⑩養殖業

ハマチ、トラフグ、マダイ等の魚類やカキ、ノリ等の養殖が営まれています。魚価の低迷、飼料の高騰等による所得の低下が課題となっています。また、平成 21、22 年度の夏期に発生した大規模な赤潮*により、特にハマチ養殖が多大な被害を受け、漁業経営に大きな影響を与えたことから、漁場環境の改善と魚種の多様化が必要です。



2.2.3 雲仙市農林水産特産物分布図



2.2.4 雲仙市農林水産業の統計

【農業】

(1) 販売農家*戸数の推移

販売農家*戸数の推移は、平成12年の3,709戸から平成22年は2,936戸と、過去10年間で773戸が減少し、およそ2割減少したことになります。

また、専業農家*は、過去10年間で115戸が増加していますが、兼業農家*は過去10年間で888戸減少しています。

平成22年における販売農家*の就業形態別にみると、主業農家*が1,338戸(45.6%)、準主業農家*が631戸(21.5%)、副業的農家*が967戸(32.9%)となっています。

農家戸数の推移

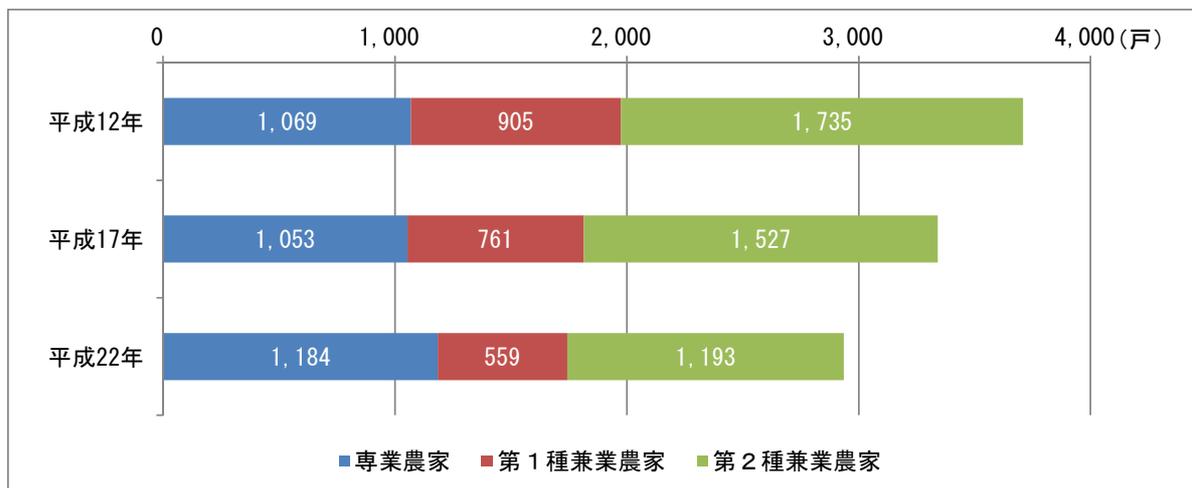
項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
総農家戸数 (戸)	4,484	4,396	4,020	▲ 464
平成12年を100とする指数	100	98	90	
販売農家戸数 (戸)	3,709	3,341	2,936	▲ 773
平成12年を100とする指数	100	90	79	
専業農家数 (戸)	1,069	1,053	1,184	115
平成12年を100とする指数	100	99	111	
兼業農家数 (戸)	2,640	2,288	1,752	▲ 888
平成12年を100とする指数	100	87	66	
第1種兼業農家数 (戸)	905	761	559	▲ 346
平成12年を100とする指数	100	84	62	
第2種兼業農家数 (戸)	1,735	1,527	1,193	▲ 542
平成12年を100とする指数	100	88	69	
主業農家 (戸)	1,703	1,501	1,338	▲ 365
平成12年を100とする指数	100	88	79	
準主業農家 (戸)	928	747	631	▲ 297
平成12年を100とする指数	100	80	68	
副業的農家 (戸)	1,078	1,093	967	▲ 111
平成12年を100とする指数	100	101	90	

出典：農林業センサス

① 専業兼業農家戸数の推移

専業農家*は増加しているものの、第1種兼業農家及び第2種兼業農家が減少しています。

販売農家*戸数（専兼）の推移

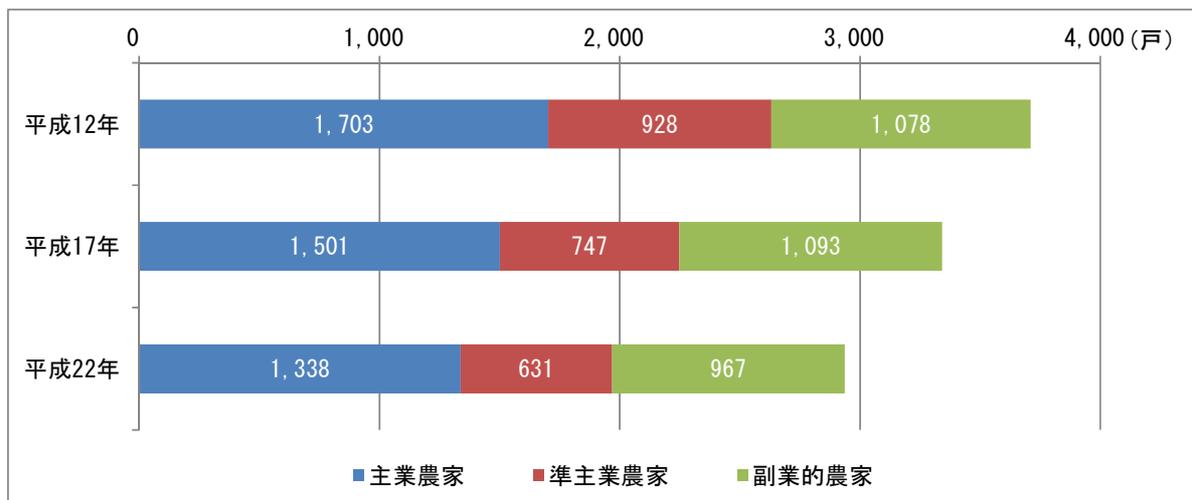


出典：農林業センサス

② 主業・準主業・副業的農家戸数の推移

主業及び準主業農家*は大きく減少していますが、副業的農家*は比較的減少率が低くなっています。

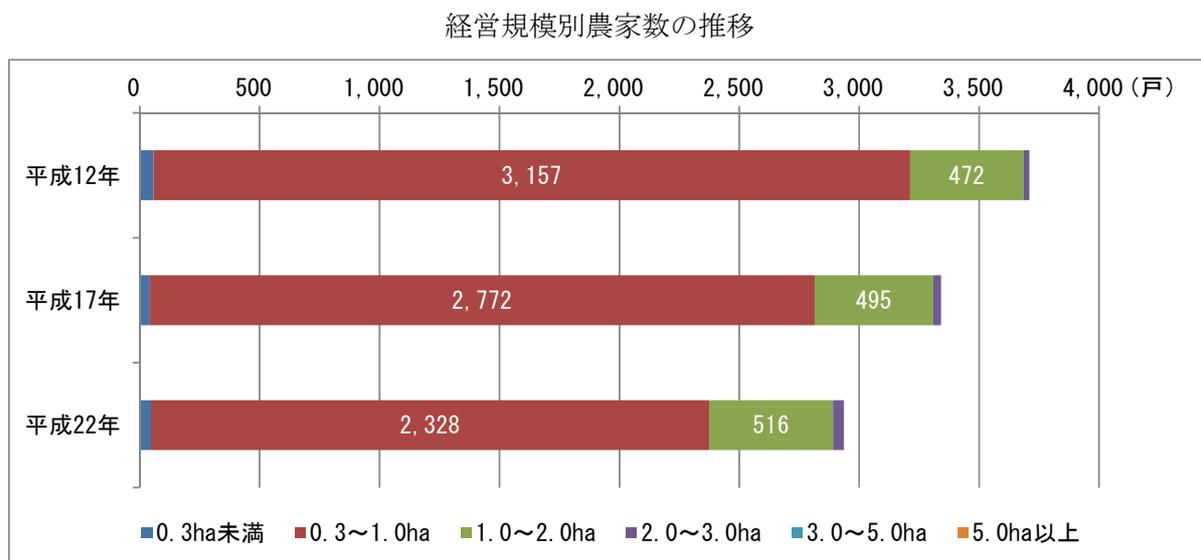
販売農家*戸数（主副）の推移



出典：農林業センサス

③経営規模別農家数の推移

0.3～1.0ha が平成12年の3,157戸から平成22年では2,328戸と、過去10年間で829戸減少した一方、1.0～2.0haの農家数は44戸、2.0～3.0haの農家数は21戸増加し、1戸当たりの経営面積が拡大しています。



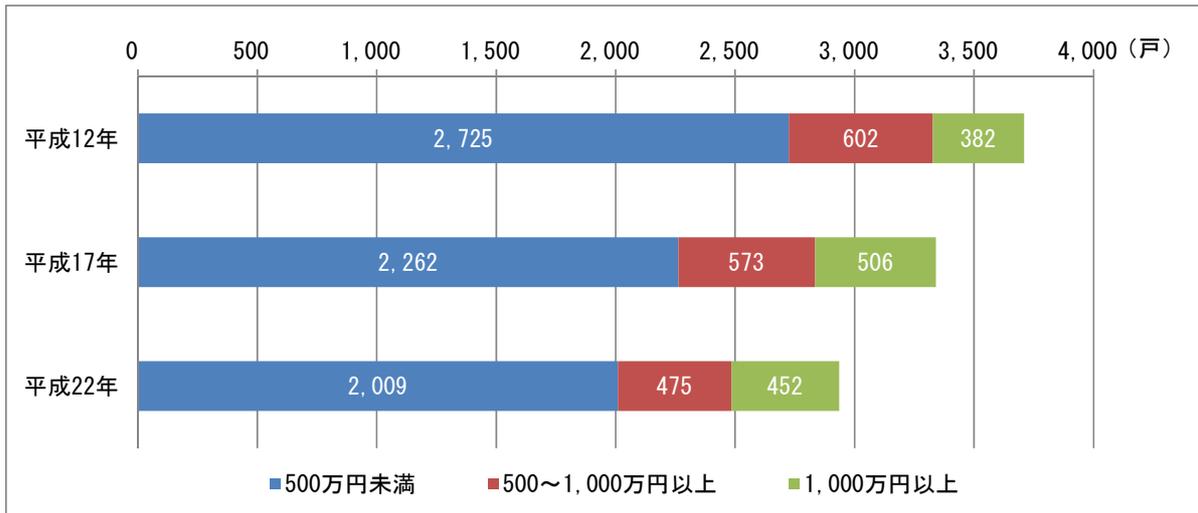
項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
販売農家数 (戸)	3,709	3,341	2,936	▲ 773
平成12年を100とする指数	100	90	79	
0.3ha未満 (戸)	56	42	47	▲ 9
平成12年を100とする指数	100	75	84	
0.3ha未満の割合 (%)	1.5	1.1	1.3	
0.3～1.0ha (戸)	3,157	2,772	2,328	▲ 829
平成12年を100とする指数	100	88	74	
0.3～1.0haの割合 (%)	85.1	74.7	62.8	
1.0～2.0ha (戸)	472	495	516	44
平成12年を100とする指数	100	105	109	
1.0～2.0haの割合 (%)	12.7	13.3	13.9	
2.0～3.0ha (戸)	24	32	45	21
平成12年を100とする指数	100	133	188	
2.0～3.0haの割合 (%)	0.6	0.9	1.2	

出典：農林業センサス

④販売額別農家数の推移

販売額別農家数は、販売農家*戸数の減少に比例して全体的に減少していますが、全体戸数のうち、1,000万円以上の販売戸数の割合をみると、5.1%増加しています。

販売額別農家戸数の推移

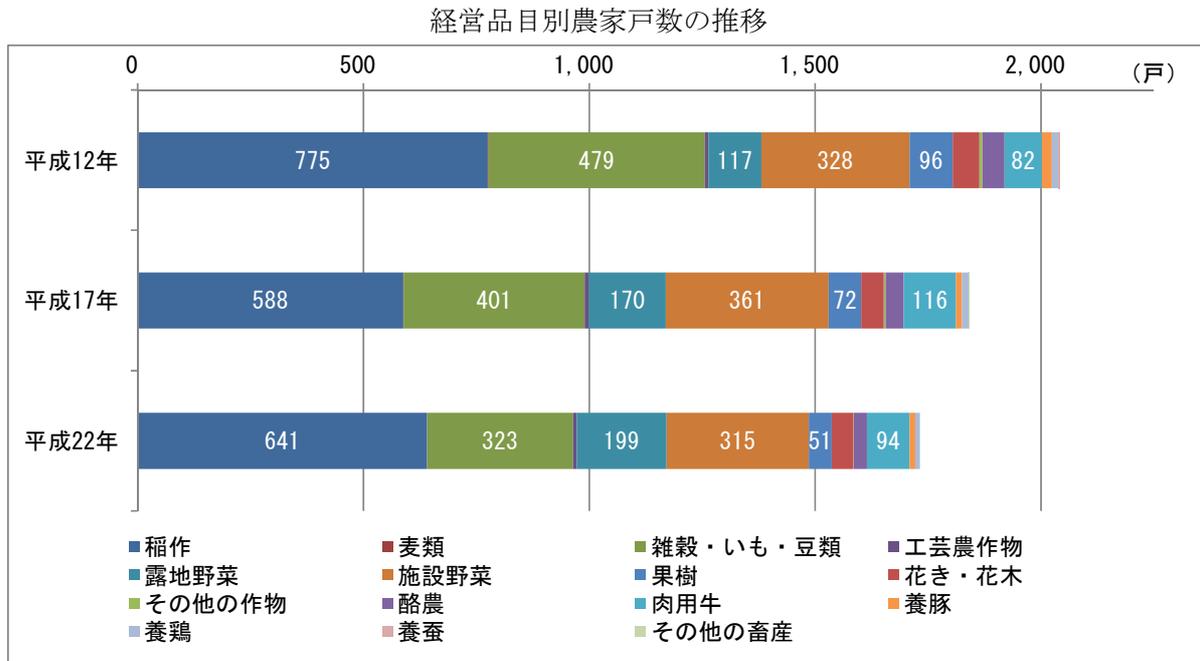


項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
販売農家戸数 (戸)	3,709	3,341	2,936	▲ 773
平成12年を100とする指数	100	90	79	
～500万円 (戸)	2725	2262	2009	▲ 716
平成12年を100とする指数	100	83	74	
割合 (%)	73.5	67.7	68.4	
500万～1,000万円 (戸)	602	573	475	▲ 127
平成12年を100とする指数	100	95	79	
割合 (%)	16.2	17.2	16.2	
1,000万円～ (戸)	382	506	452	70
平成12年を100とする指数	100	132	118	
割合 (%)	10.3	15.1	15.4	

出典：農林業センサス

⑤経営品目別農家数の推移

経営品目別にみると、平成 22 年は稲作が 641 戸で最も多く、次いで、雑穀・いも・豆類が 323 戸ですが、全体として、減少傾向です。一方、平成 12 年から平成 22 年の過去 10 年間で露地野菜は 82 戸（およそ 7 割）、肉用牛は 12 戸（およそ 2 割）増加しています。



出典：農林業センサス

項 目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
販売のあった農家戸数 (戸)	2,042	1,841	1,732	▲ 310
平成12年を100とする指数	100	90	85	
割合 (%)	100.0	100.0	100.0	
稲作 (戸)	775	588	641	▲ 134
平成12年を100とする指数	100	76	83	
割合 (%)	38.0	31.9	37.0	
麦類 (戸)	2	1	0	▲ 2
平成12年を100とする指数	100	50	0	
割合 (%)	0.1	0.1	0.0	
雑穀・いも・豆类 (戸)	479	401	323	▲ 156
平成12年を100とする指数	100	84	67	
割合 (%)	23.5	21.8	18.6	
工芸農作物 (戸)	8	9	8	0
平成12年を100とする指数	100	113	100	
割合 (%)	0.4	0.5	0.5	
露地野菜 (戸)	117	170	199	82
平成12年を100とする指数	100	145	170	
割合 (%)	5.7	9.2	11.5	
施設野菜 (戸)	328	361	315	▲ 13
平成12年を100とする指数	100	110	96	
割合 (%)	16.1	19.6	18.2	
果樹 (戸)	96	72	51	▲ 45
平成12年を100とする指数	100	75	53	
割合 (%)	4.7	3.9	2.9	
花き・花木 (戸)	59	50	48	▲ 11
平成12年を100とする指数	100	85	81	
割合 (%)	2.9	2.7	2.8	
その他の作物 (戸)	6	4	1	▲ 5
平成12年を100とする指数	100	67	17	
割合 (%)	0.3	0.2	0.1	
酪農 (戸)	50	40	29	▲ 21
平成12年を100とする指数	100	80	58	
割合 (%)	2.4	2.2	1.7	
肉用牛 (戸)	82	116	94	12
平成12年を100とする指数	100	141	115	
割合 (%)	4.0	6.3	5.4	
養豚 (戸)	22	13	13	▲ 9
平成12年を100とする指数	100	59	59	
割合 (%)	1.1	0.7	0.8	
養鶏 (戸)	14	15	10	▲ 4
平成12年を100とする指数	100	107	71	
割合 (%)	0.7	0.8	0.6	
養蚕 (戸)	4	0	0	▲ 4
平成12年を100とする指数	100	0	0	
割合 (%)	0.2	0.0	0.0	
その他の畜産 (戸)	0	1	0	0
平成12年を100とする指数	-	-	-	
割合 (%)	0.0	0.1	0.0	

出典：農林業センサス

(2) 農家人口の推移

農家人口及び農業就業人口の推移は、平成12年から平成22年の過去10年間で農家人口は5,008人、農業就業人口は2,261人減少しています。

また、基幹的農業従事者数においても、平成12年の6,146人から平成22年では5,497人と、過去10年間で649人減少しています。

農家人口の推移

項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
農家人口 (人)	17,594	15,188	12,586	▲ 5,008
平成12年を100とする指数	100	86	72	
農業就業人口 (人)	7,823	7,049	5,562	▲ 2,261
平成12年を100とする指数	100	90	71	
基幹的農業従事者数 (人)	6,146	5,786	5,497	▲ 649
平成12年を100とする指数	100	94	89	

出典：農林業センサス

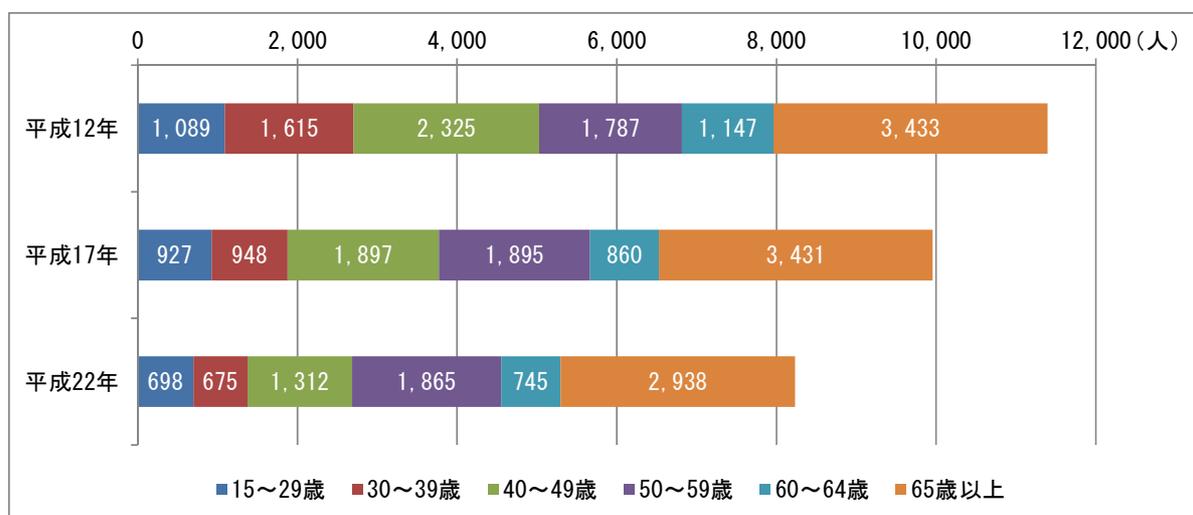
①農業従事者数の推移

農業従事者数の推移は、平成12年から平成22年の過去10年間で3,163人減少し、およそ3割減少しています。

そのうち、65歳以上の従事者が占める割合は、平成12年の30.1%から平成22年の35.7%と高まっています。

なお、女性農業従事者は、平成12年から平成22年の過去10年間で1,602人減少し、その割合も平成12年の46.3%から平成22年の44.6%と、減少傾向です。

農業従事者数の推移



項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
農業従事者 (人)	11,396	9,958	8,233	▲ 3,163
平成12年を100とする指数	100	87	72	
うち女性農業従事者 (人)	5,276	4,520	3,674	▲ 1,602
平成12年を100とする指数	100	86	70	
女性農業従事者の割合 (%)	46.3	45.4	44.6	
65歳以上農業従事者 (人)	3,433	3,431	2,938	▲ 495
平成12年を100とする指数	100	100	86	
65歳以上の割合 (%)	30.1	34.5	35.7	

出典：農林業センサス

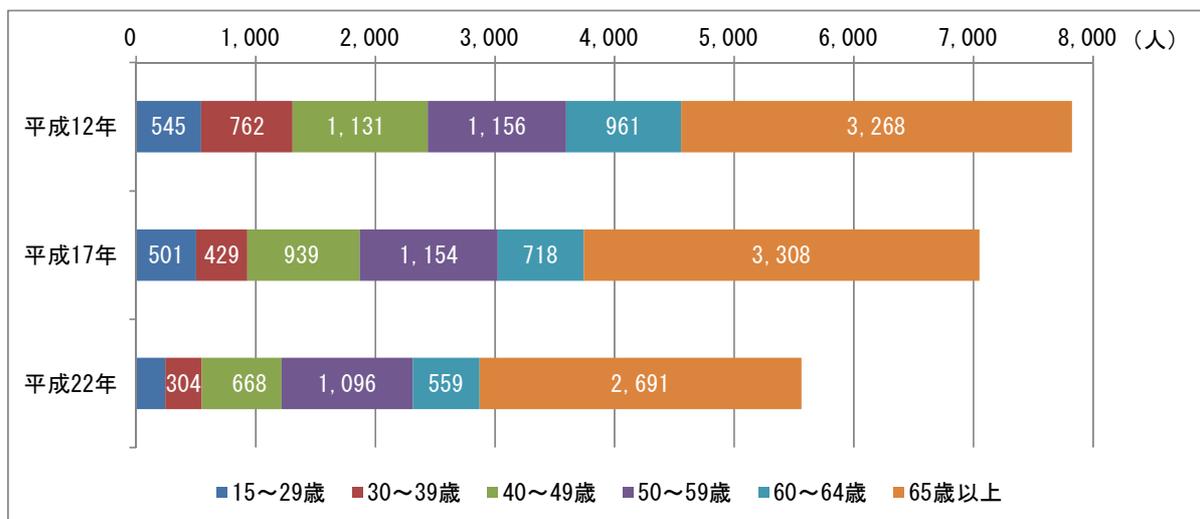
②農業就業人口の推移

農業就業人口の推移は、平成12年から平成22年の過去10年間で2,261人減少し、およそ3割減少しています。

そのうち、65歳以上の高齢者が占める割合は、平成12年の41.8%から平成22年の48.4%と増加傾向で、農業就業者の高齢化が進んでいます。

なお、女性農業就業者は、平成12年から平成22年の過去10年間で1,521人減少し、その割合も平成12年の51.4%から平成22年の45.0%と、減少しています。

農業就業人口の推移



項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
農業就業人口 (人)	7,823	7,049	5,562	▲ 2,261
平成12年を100とする指数	100	90	71	
うち女性農業就業人口 (人)	4,024	3,468	2,503	▲ 1,521
平成12年を100とする指数	100	86	62	
女性農業就業人口の割合 (%)	51.4	49.2	45.0	
65歳以上農業就業人口 (人)	3,268	3,308	2,691	▲ 577
平成12年を100とする指数	100	101	82	
65歳以上農業就業人口の割合 (%)	41.8	46.9	48.4	

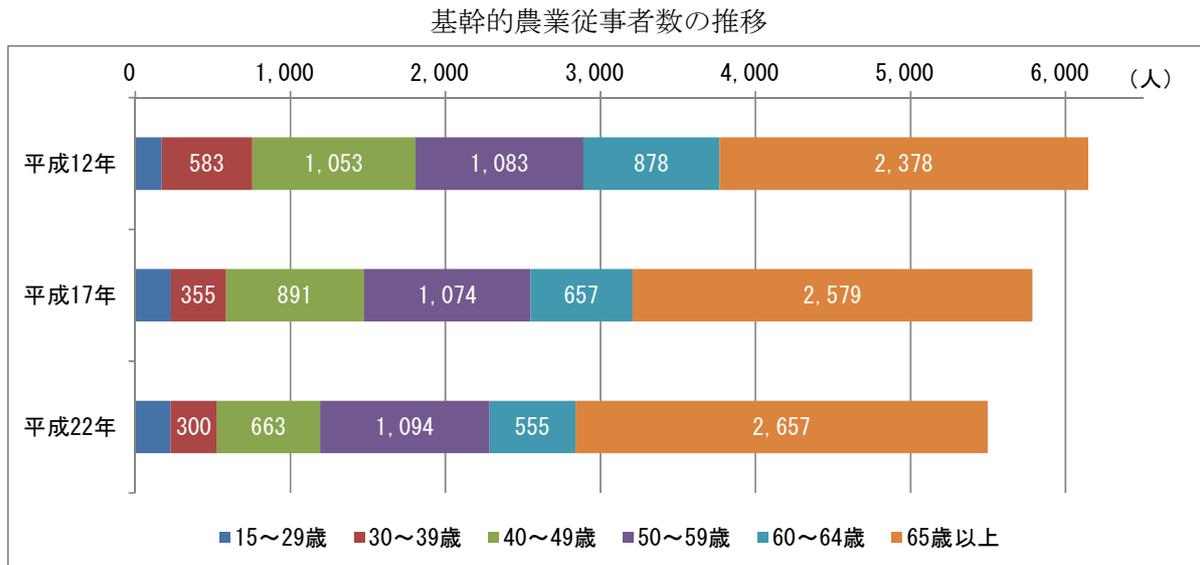
出典：農林業センサス

③基幹的農業従事者数の推移

基幹的農業従事者数の推移は、平成12年から平成22年の過去10年間で649人減少し、およそ1割減少しています。

そのうち、65歳以上の高齢者が占める割合は、平成12年の38.7%から平成22年の48.3%と高齢農業者が占める割合が高まっています。

なお、女性基幹的農業従事者は、平成12年から平成22年の過去10年間で424人減少し、その割合も平成12年の46.9%から平成22年の44.7%と減少傾向です。



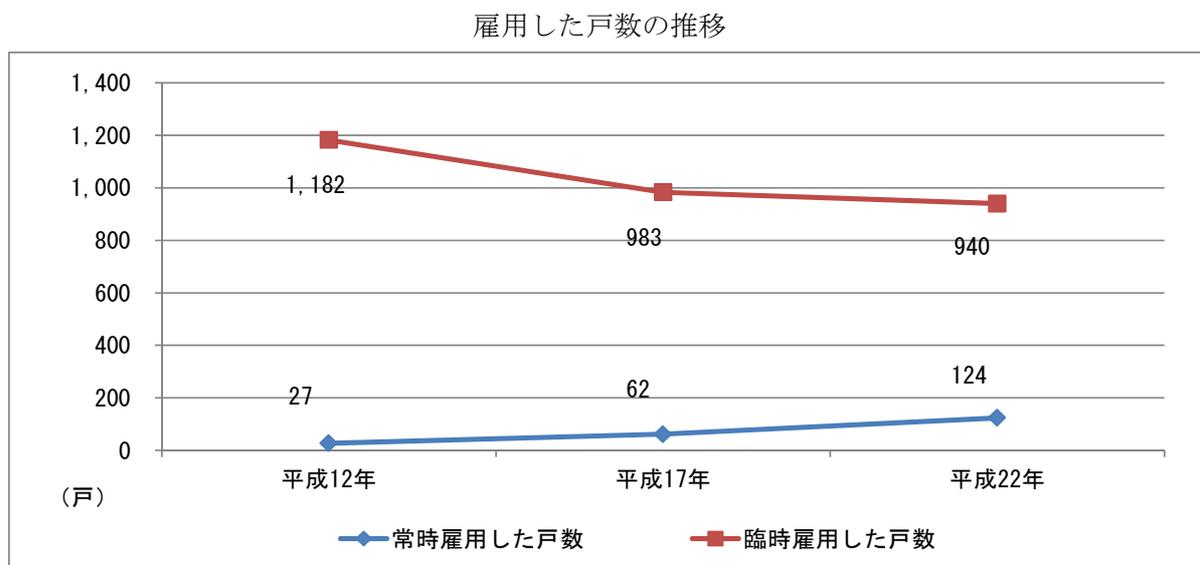
項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
農業従事者 (人)	11,396	9,958	8,233	▲ 3,163
平成12年を100とする指数	100	87	72	
基幹的農業従事者 (人)	6,146	5,786	5,497	▲ 649
平成12年を100とする指数	100	94	89	
基幹的農業従事者の割合 (%)	53.9	58.1	66.8	
うち女性基幹的農業従事者 (人)	2,882	2,659	2,458	▲ 424
平成12年を100とする指数	100	92	85	
女性基幹的農業従事者の割合 (%)	46.9	46.0	44.7	
65歳以上基幹的農業従事者数 (人)	2,378	2,579	2,657	279
平成12年を100とする指数	100	108	112	
65歳以上基幹的農業従事者数の割合 (%)	38.7	44.6	48.3	

出典：農林業センサス

④農業における雇用

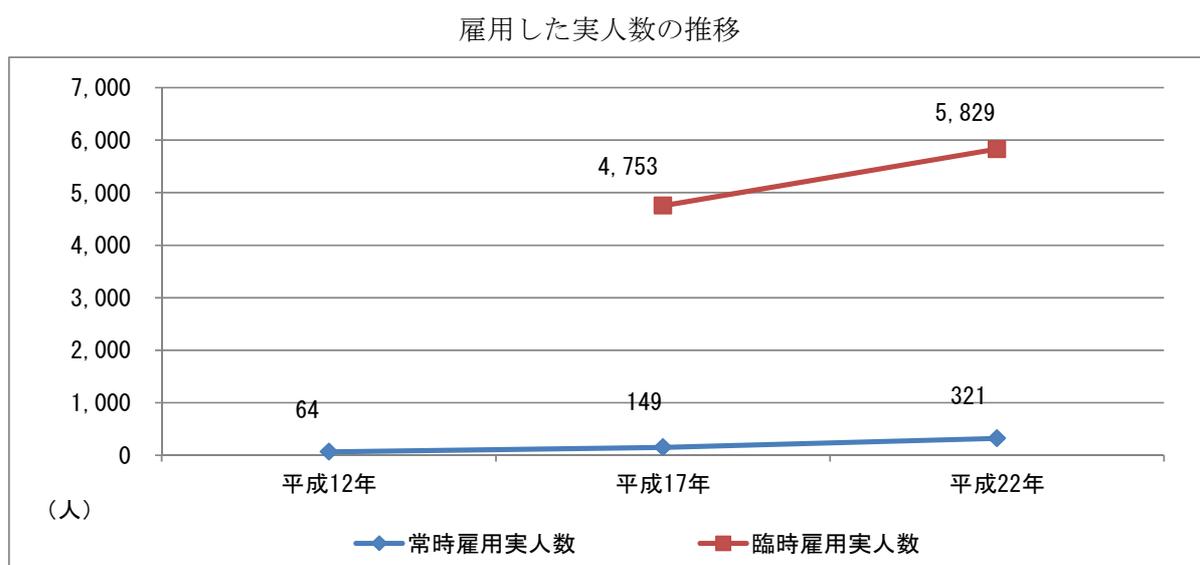
○雇用した農家戸数

常時雇用した農家戸数は、平成12年の27戸から平成22年の124戸と増加している半面、臨時雇用した戸数は平成12年の1,182戸から平成22年の940戸に減少しています。



○雇用した実人数

雇用した実人数を平成22年でみると、常時雇用は321人、臨時雇用は5,829人と増加傾向です。「雇用した農家戸数」の臨時雇用した戸数は減少していますが、臨時雇用実人数は増加しています。これは、経営規模拡大が進み、臨時に雇用する機会が増加していると考えられます。

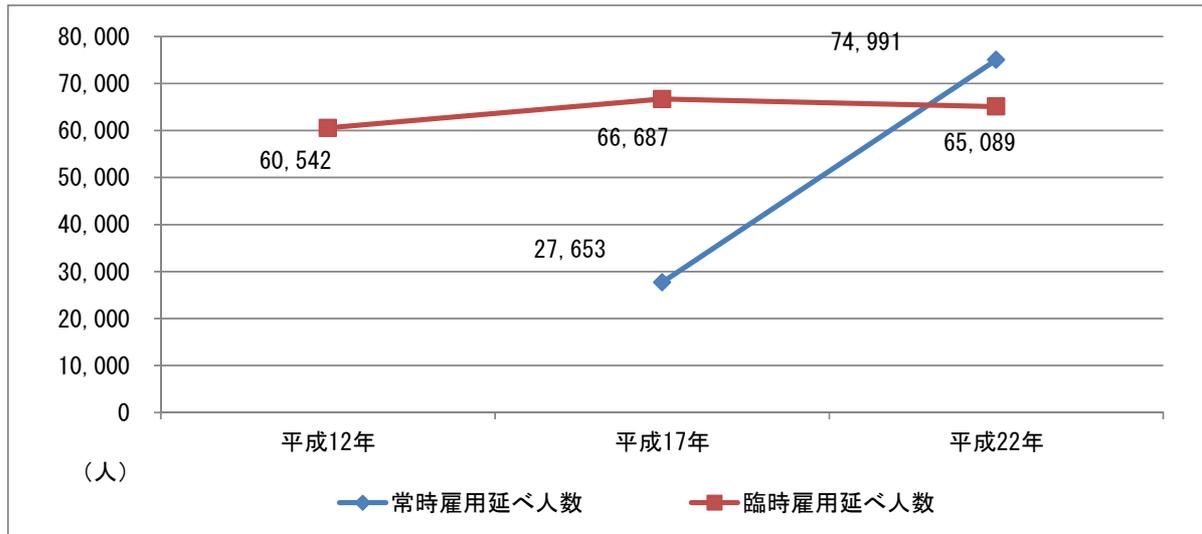


出典：農林業センサス

○雇用延べ人数

雇用延べ人数を平成22年でみると、常時雇用は74,991人、臨時雇用は65,089人で、中でも常時雇用が平成12年から平成22年の過去10年間で47,338人増加していることから、経営体の大規模化や組織化・法人化が進んでいると考えられます。

農業雇用延べ人数の推移



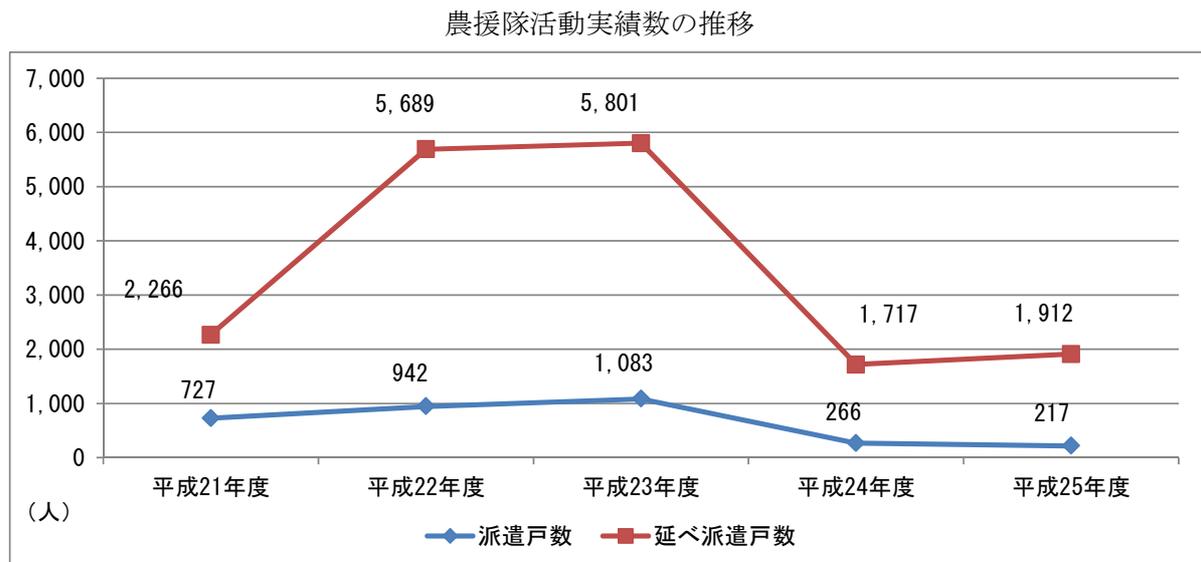
項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①	5年間の推移 ③-②
常雇い雇用した戸数 (戸)	27	62	124	97	62
平成12年を100とする指数	100	230	459		
常雇い実人数 (人)	64	149	321	257	172
平成12年を100とする指数	100	233	502		
常雇い延べ人日	-	27,653	74,991	-	47,338
平成12年を100とする指数	-	-	-		
臨時雇い雇用した戸数 (戸)	1,182	983	940	▲ 242	▲ 43
平成12年を100とする指数	100	83	80		
臨時雇い実人数 (人)	-	4,753	5,829	-	1,076
平成12年を100とする指数	-	-	-		
臨時雇い延べ人日	60,542	66,687	65,089	4,547	▲ 1,598
平成12年を100とする指数	100	110	108		

出典：農林業センサス

⑤農援隊活動実績

島原雲仙農業協同組合が実施している農援隊の活動は、経営規模の大型化や農業従事者の高齢化等による労働力不足によって、その需要が高まっています。

平成24年度からは、それまで無料であった農家利用料が有料化されたことで、農家派遣戸数は減少しましたが、その必要性は高いことが分かります。



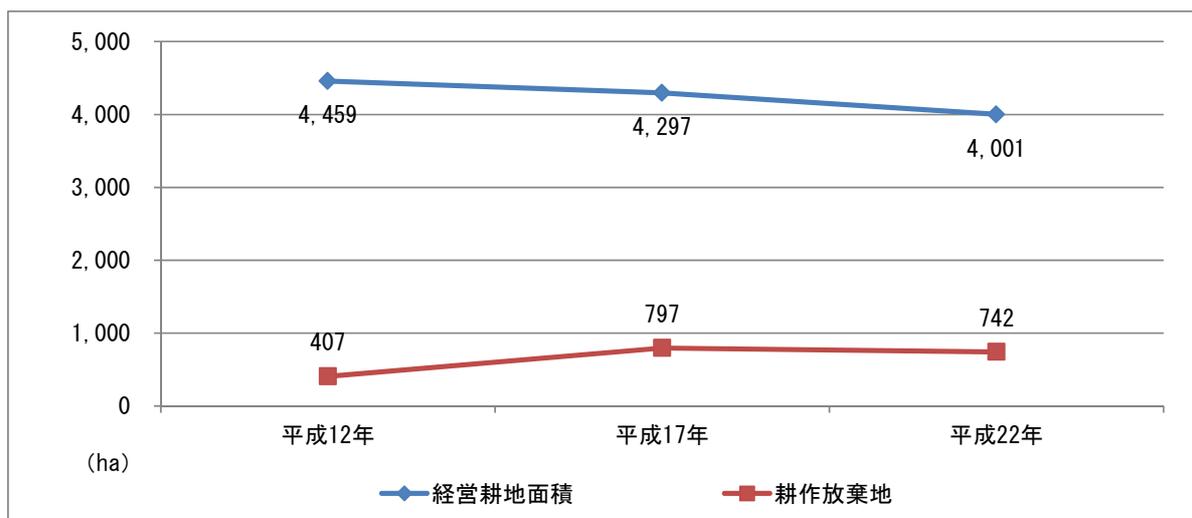
出典：島原雲仙農業協同組合調べ（雲仙市管内のみ）

(3) 経営耕地面積の推移

販売農家*における経営耕地面積の推移は、平成12年の4,459haから平成22年は4,001haと、過去10年間で458ha減少し、1割減少しています。

耕作放棄地*は、平成12年の407haから平成22年742ha、と過去10年間で335ha増加しています。中でも平成17年は797haと、平成12年からおよそ2倍に増加しました。

経営耕地面積、耕作放棄地*面積の推移



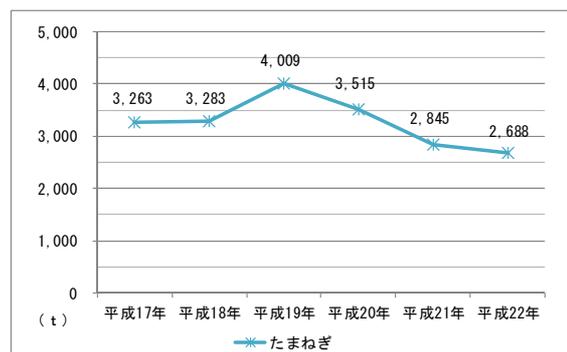
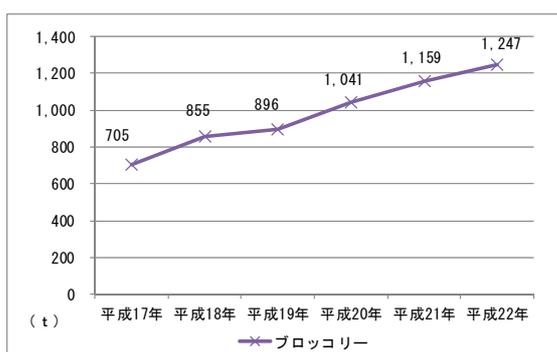
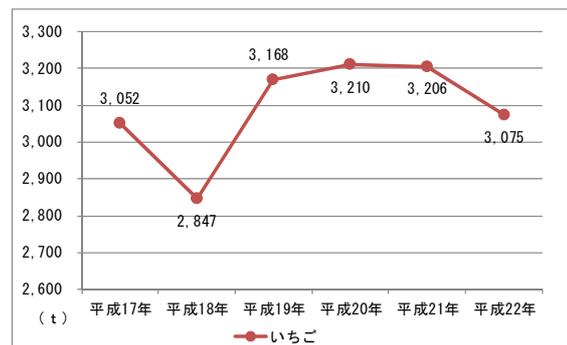
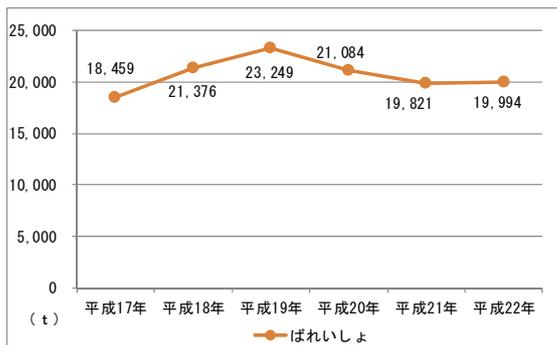
項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
経営耕地面積 (ha)	4,459	4,297	4,001	▲ 458
平成12年を100とする指数	100	96	90	
耕作放棄地 (ha)	407	797	742	335
平成12年を100とする指数	100	196	182	

出典：農林業センサス

(4) 農産物出荷量の推移

農産物出荷量の推移は、ばれいしょ、いちご、米、レタス、ブロッコリーは増加傾向ですが、たまねぎは減少傾向です。ばれいしょは過去5年間で1,535tが増加したほか、レタスは593t、ブロッコリーは542t、米は464t増加しました。中でもブロッコリーは安定的に増加をしています。

主な農産物の出荷量の推移



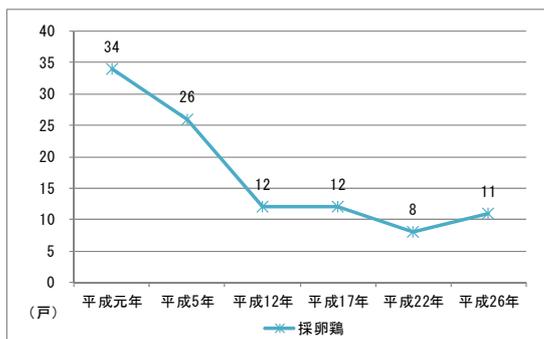
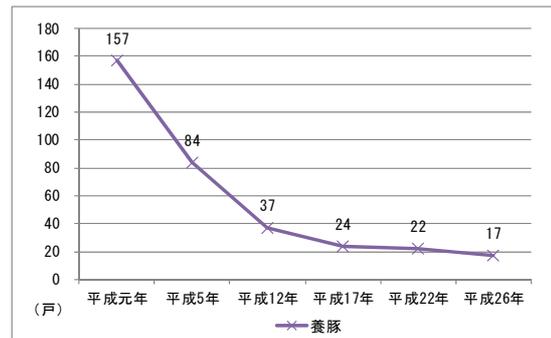
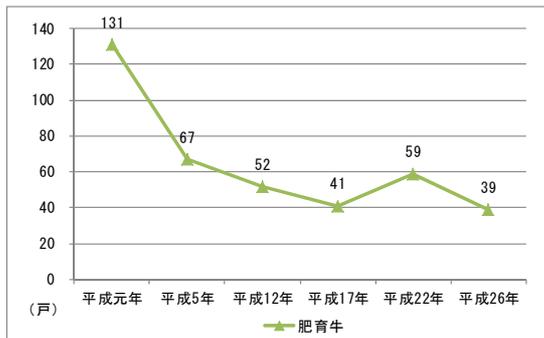
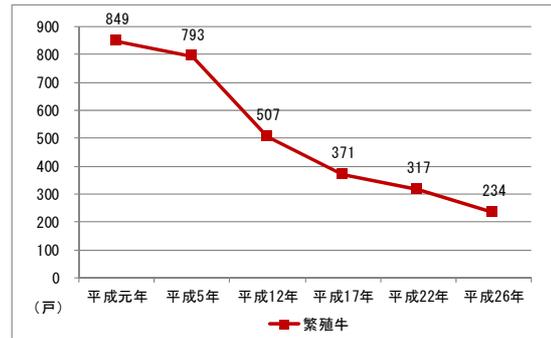
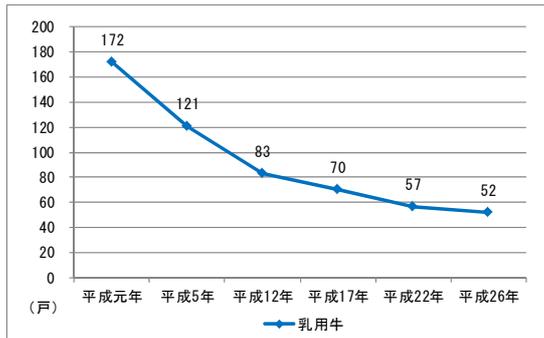
出典：島原雲仙農業協同組合調べ

(5) 畜産飼養戸数・頭数・1戸当たりの飼養頭数

①飼養戸数の推移

飼養戸数は、農家戸数全体の減少に伴い減少傾向にあります。中でも繁殖牛は、平成元年は849戸でしたが、平成26年は234戸と過去26年間で615戸が減少しています。

飼養戸数の推移



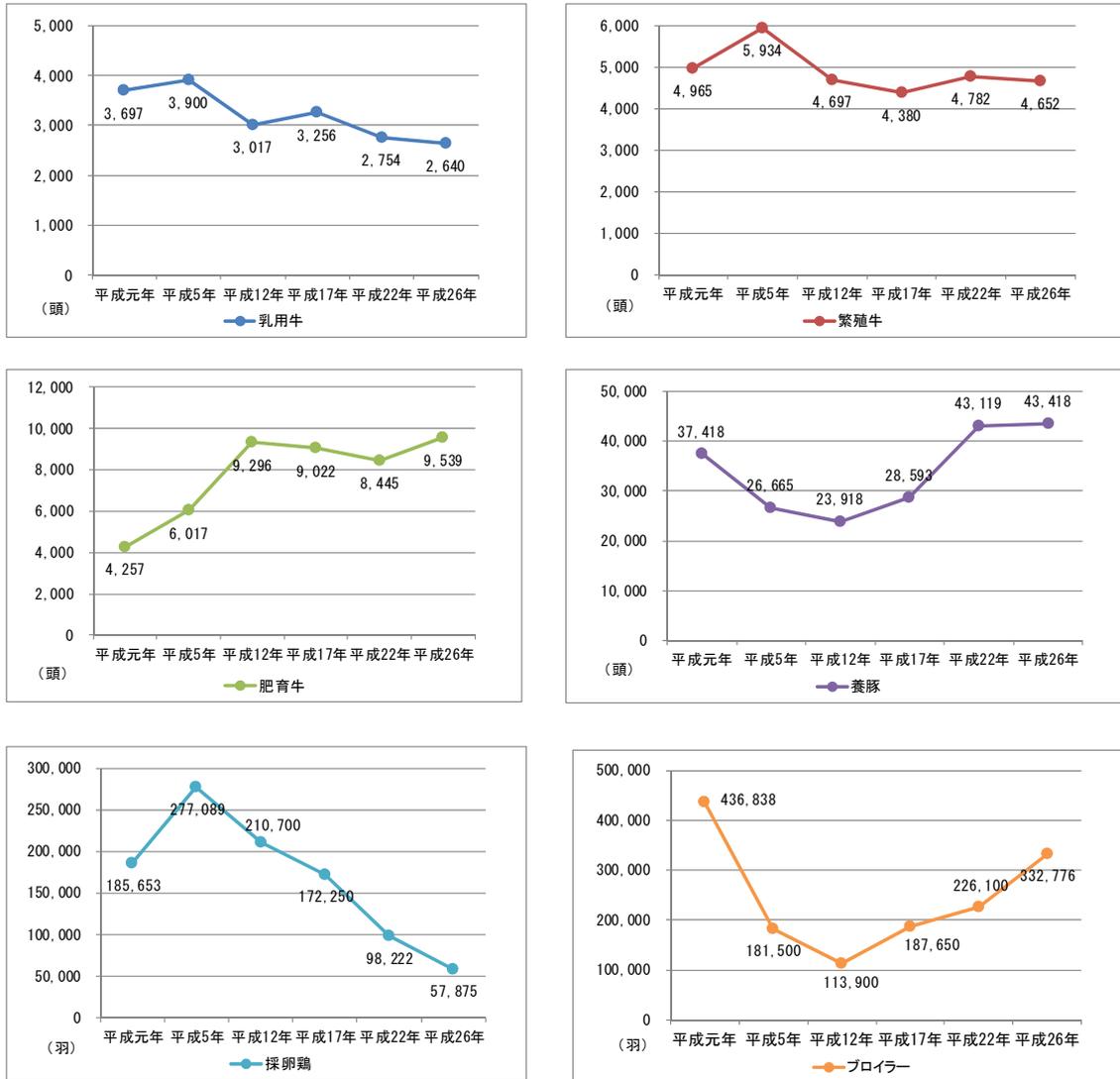
項目	平成元年 ①	平成5年 ②	平成12年 ③	平成17年 ④	平成22年 ⑤	平成26年 ⑥	26年間の 推移 ⑥-①
乳用牛 (戸)	172	121	83	70	57	52	▲ 120
平成元年を100とする指数	100	70	48	41	33	30	
繁殖牛 (戸)	849	793	507	371	317	234	▲ 615
平成元年を100とする指数	100	93	60	44	37	28	
肥育牛 (戸)	131	67	52	41	59	39	▲ 92
平成元年を100とする指数	100	51	40	31	45	30	
養豚 (戸)	157	84	37	24	22	17	▲ 140
平成元年を100とする指数	100	54	24	15	14	11	
採卵鶏 (戸)	34	26	12	12	8	11	▲ 23
平成元年を100とする指数	100	76	35	35	24	32	
ブロイラー (戸)	16	12	7	8	7	6	▲ 10
平成元年を100とする指数	100	75	44	50	44	38	

出典：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数調べ

②飼養頭数の推移

乳用牛、繁殖牛、採卵鶏、ブロイラーは減少していますが、肥育牛と養豚は、販売価格が順調であることと、ブランド*化が進んでいることを背景に増加しています。

飼養頭数の推移



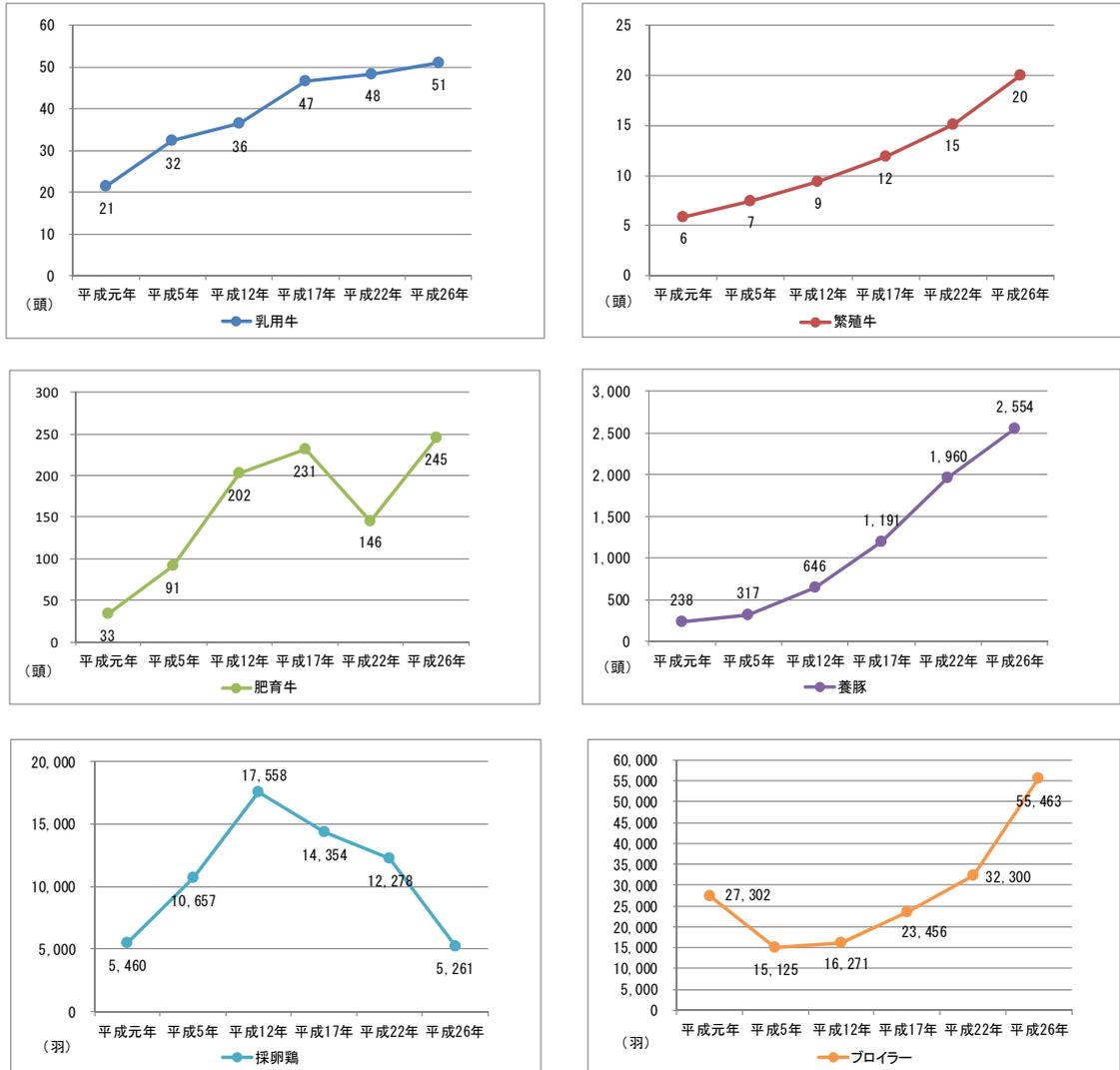
項目	平成元年 ①	平成5年 ②	平成12年 ③	平成17年 ④	平成22年 ⑤	平成26年 ⑥	26年間の 推移 ⑥-①
乳用牛 (頭)	3,697	3,900	3,017	3,256	2,754	2,640	▲ 1,057
平成元年を100とする指数	100	105	82	88	74	71	
繁殖牛 (頭)	4,965	5,934	4,697	4,380	4,782	4,652	▲ 313
平成元年を100とする指数	100	120	95	88	96	94	
肥育牛 (頭)	4,257	6,017	9,296	9,022	8,445	9,539	5,282
平成元年を100とする指数	100	141	218	212	198	224	
養豚 (頭)	37,418	26,665	23,918	28,593	43,119	43,418	6,000
平成元年を100とする指数	100	71	64	76	115	116	
採卵鶏 (羽)	185,653	277,089	210,700	172,250	98,222	57,875	▲ 127,778
平成元年を100とする指数	100	149	113	93	53	31	
ブロイラー (羽)	436,838	181,500	113,900	187,650	226,100	332,776	▲ 104,062
平成元年を100とする指数	100	42	26	43	52	76	

出典：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数調べ

③ 1戸当たりの飼養頭数の推移

乳用牛、繁殖牛、養豚、採卵鶏が増加し、規模拡大が進んでいます。中でも、養豚は顕著に増加しています。

1戸当たり飼養頭数の推移



項目	平成元年 ①	平成5年 ②	平成12年 ③	平成17年 ④	平成22年 ⑤	平成26年 ⑥	26年間の 推移 ⑥-①
乳用牛 (頭)	21	32	36	47	48	51	30
平成元年を100とする指数	100	150	169	216	225	237	
繁殖牛 (頭)	6	7	9	12	15	20	14
平成元年を100とする指数	100	128	160	202	258	341	
肥育牛 (頭)	33	91	202	231	146	245	212
平成元年を100とする指数	100	274	608	696	438	737	
養豚 (頭)	238	317	646	1,191	1,960	2,554	2,316
平成元年を100とする指数	100	133	271	500	822	1,072	
採卵鶏 (羽)	5,460	10,657	17,558	14,354	12,278	5,261	▲ 199
平成元年を100とする指数	100	195	322	263	225	96	
ブロイラー (羽)	27,302	15,125	16,271	23,456	32,300	55,463	28,161
平成元年を100とする指数	100	55	60	86	118	203	

出典：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数調べ

（６）農業機械台数の推移

水稲生産農家の減少により、動力田植機やコンバインの台数及び保有農家数は減少傾向にあります。トラクターについては、台数及び保有農家数は減少しているものの、1戸あたりの保有台数は、やや増加傾向にあります。これは、経営体の大規模化や高性能作業機械の普及により、作業並びにアタッチメント毎にトラクターを使い分ける農家が増えているものと考えられます。

農業機械台数の推移

項目	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	10年間の推移 ③-①
動力田植機 (台数)	2,659	2,374	1,989	▲ 670
平成12年を100とする指数	100	89	75	
動力田植機 (保有農家数)	2,520	2,369	1,959	▲ 561
平成12年を100とする指数	100	94	78	
動力田植機 (1農家あたり)	1.06	1.00	1.02	▲ 0.04
平成12年を100とする指数	100	95	96	
トラクター (台数)	3,686	3,653	3,343	▲ 343
平成12年を100とする指数	100	99	91	
トラクター (保有農家数)	3,552	3,006	2,602	▲ 950
平成12年を100とする指数	100	85	73	
トラクター (1農家あたり)	1.04	1.22	1.28	0.25
平成12年を100とする指数	100	117	124	
コンバイン (台数)	1,554	1,792	1,368	▲ 186
平成12年を100とする指数	100	115	88	
コンバイン (保有農家数)	1,372	1,757	1,348	▲ 24
平成12年を100とする指数	100	128	98	
コンバイン (1農家あたり)	1.13	1.02	1.01	▲ 0.12
平成12年を100とする指数	100	90	90	

出典：農林業センサス

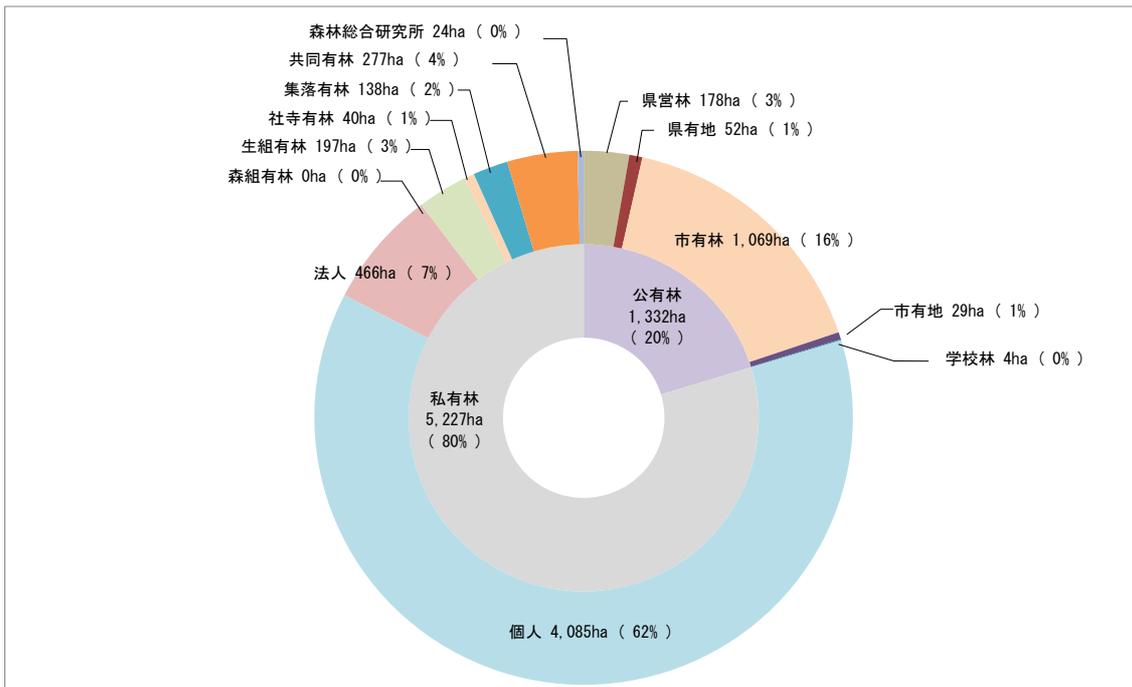
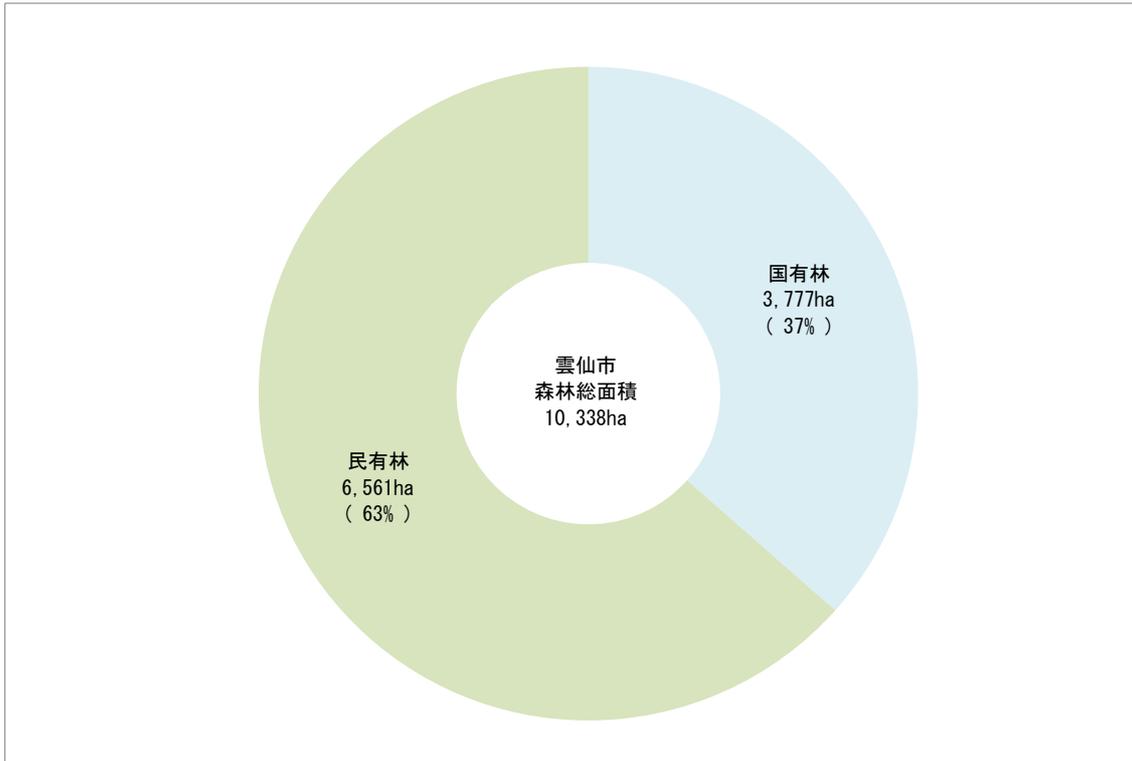


【林業】

(1) 本市における森林内訳

国有林*を含む本市の森林総面積は 10,338ha で、森林率が約 50%と全国の 66%に比べ低いものとなっています。

民有林*の面積は 6,561ha であり、本市森林の 63%を占め、その内個人等（法人、共同所有、団体、社寺等含む）の森林面積が 5,227ha で 80%を有しています。



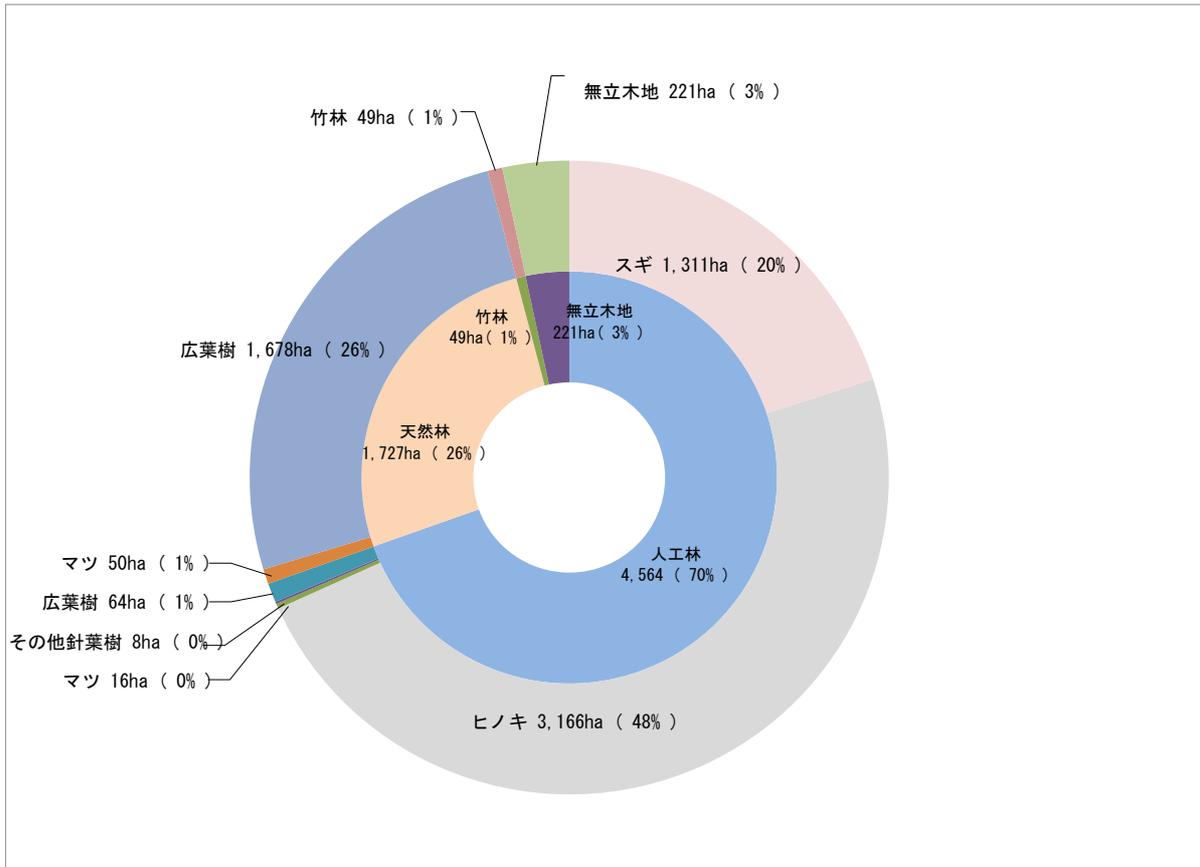
出典：平成 24 年度版 長崎県 森林・林業統計（平成 26 年 2 月刊行）

(2) 樹種別森林内訳

本市の民有林*における森林の林種別及び樹種別面積は、スギが 1,311ha で 20%、ヒノキが 3,166ha で 48%と、全民有林*面積の約 68%を占めています。

また、人工林*率は 70%と長崎県平均の 43%に比べ非常に高い割合となっています。

樹種別森林内訳



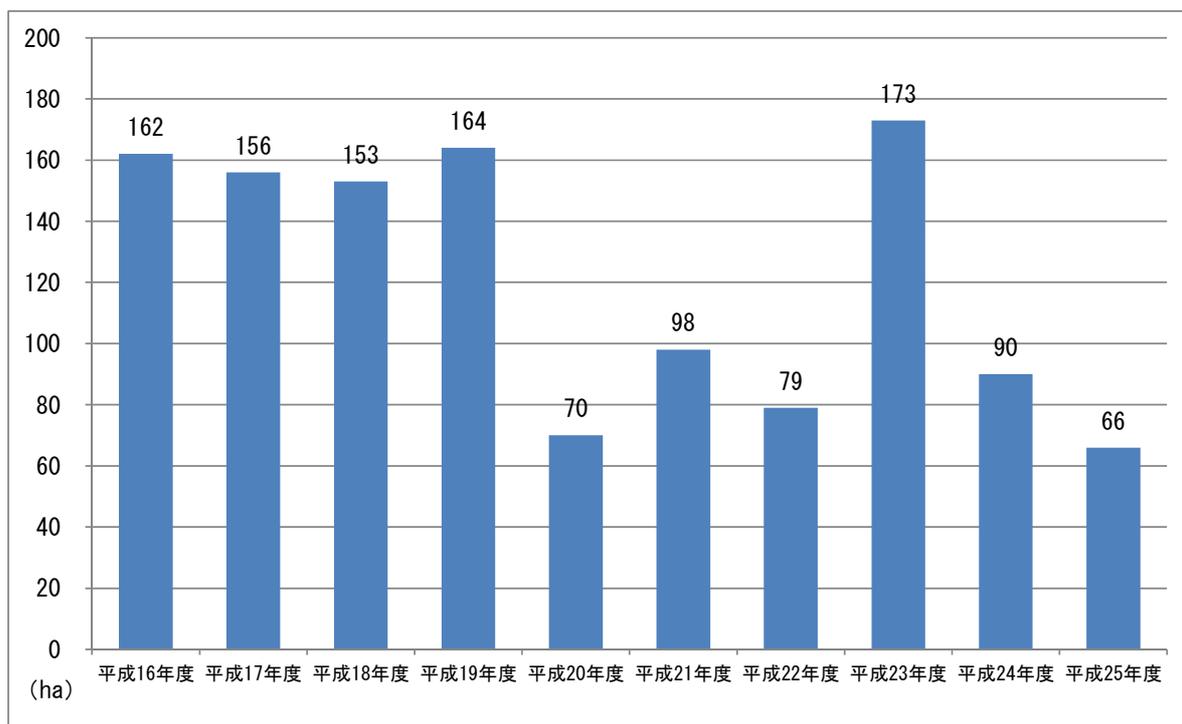
出典：平成 24 年度版 長崎県 森林・林業統計（平成 26 年 2 月刊行）

(3) 年度別間伐*面積

本市における間伐*の年度別面積は、島原半島 森林・林業の概要によると、平成 23 年度までは切捨（保育*）間伐*を中心に行われてきたが、平成 24 年度以降は利用間伐*を中心とした間伐*が行われています。

平成 23 年度の間伐*面積が突出しているのは、県の「ながさき森林環境税事業」による切捨間伐*が行われたためです。

年度別間伐面積



出典：森林簿



間伐*前



間伐*後

(4) 本市における年度別作業道開設距離

本市における作業道の開設距離は、利用間伐*が行われるようになった平成22年度より開設距離が伸びています。

スギ・ヒノキ林に対する林内路網*密度は 25.57m/ha であり、長崎県における林内路網*密度 (25.8m/ha) とほぼ同密度となっています。

年度別作業道開設距離



単位：m

項目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
開設距離 (単年度)	851	255	2,400	1,558	2,223	1,454	4,063	4,271	3,541	4,005
作業道延長 (累計)	99,016	99,271	101,671	103,229	105,452	106,906	110,969	115,240	118,781	122,786

出典：島原半島 森林・林業の概要



路網* (作業道)

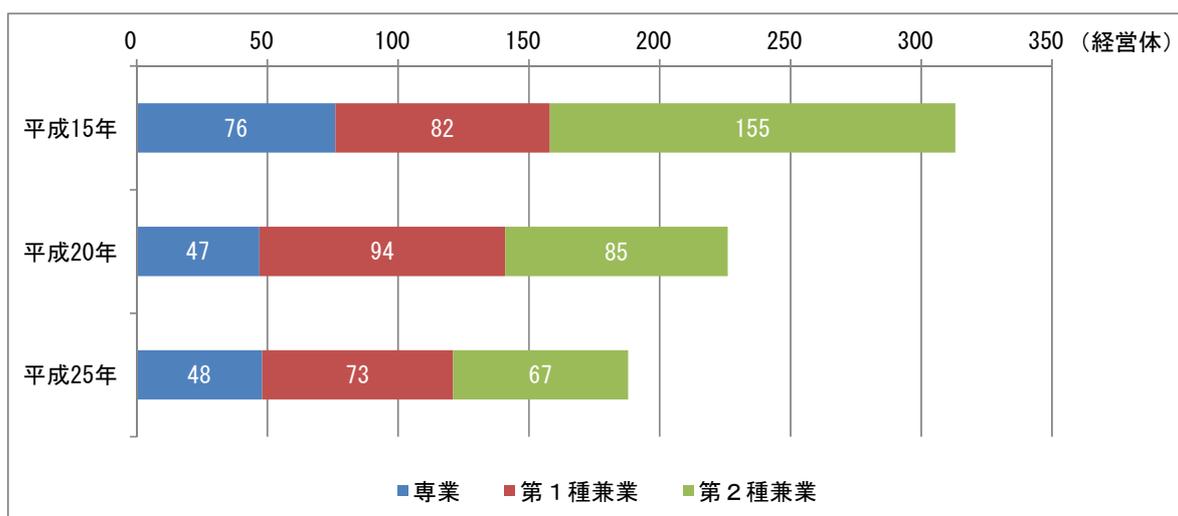
【水産業】

(1) 漁業個人経営体数

漁業個人経営体数の推移は、平成15年の313経営体から平成25年は188経営体と、過去10年間で125経営体減少し、4割減少したことになります。

中でも第2種兼業は、過去10年間で88戸減少し、およそ6割減少しています。

漁業個人経営体数



項目	平成15年 ①	平成20年 ②	平成25年 ③	10年間の推移 ③-①
総数 (経営体)	313	226	188	▲ 125
平成15年を100とする指数	100	72	60	
専業 (経営体)	76	47	48	▲ 28
平成15年を100とする指数	100	62	63	
専業の割合 (%)	24.3	20.8	25.5	
第1種兼業 (経営体)	82	94	73	▲ 9
平成15年を100とする指数	100	115	89	
第1種兼業の割合 (%)	26.2	41.6	38.8	
第2種兼業 (経営体)	155	85	67	▲ 88
平成15年を100とする指数	100	55	43	
第2種兼業の割合 (%)	49.5	37.6	35.6	

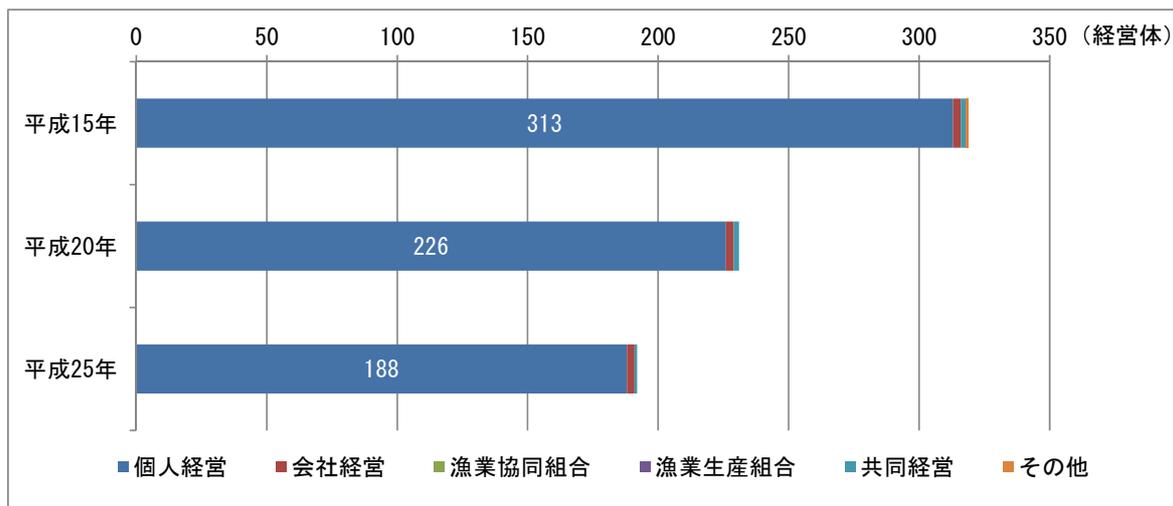
出典：漁業センサス

(2) 漁業組織別経営体数

漁業組織別経営体数の推移は、平成15年の319経営体から平成25年は192経営体と、過去10年間で127経営体が減少し、4割減少したことになります。

そのうち、個人経営は、過去10年間で125経営体が減少し、4割減少しています。

漁業組織別経営体数



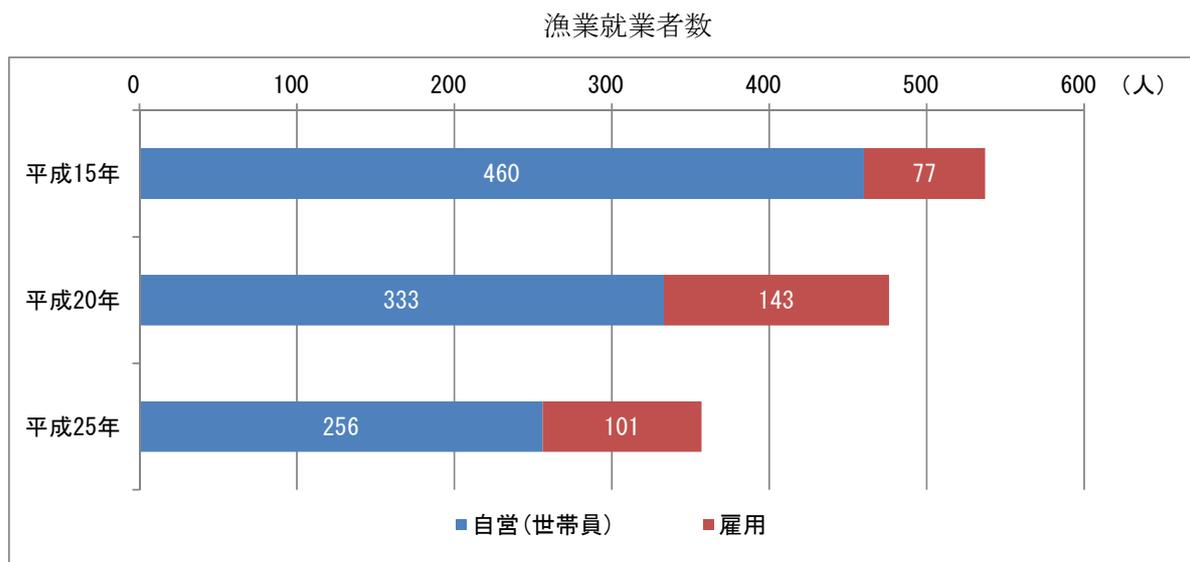
項目	平成15年 ①	平成20年 ②	平成25年 ③	10年間の推移 ③-①
総数 (経営体)	319	231	192	▲ 127
平成15年を100とする指数	100	72	60	
うち個人経営 (経営体)	313	226	188	▲ 125
平成15年を100とする指数	100	72	60	
個人経営の割合 (%)	98.1	97.8	97.9	
うち会社経営 (経営体)	3	3	3	0
平成15年を100とする指数	100	100	100	
会社経営の割合 (%)	0.9	1.3	1.6	
うち共同経営 (経営体)	2	2	1	▲ 1
平成15年を100とする指数	100	100	50	
共同経営の割合 (%)	0.6	0.9	0.5	
うちその他 (経営体)	1	-	-	▲ 1
平成15年を100とする指数	100	-	-	
その他の割合 (%)	0.3	-	-	

出典：漁業センサス

(3) 漁業就業者数

漁業就業者数の推移は、平成15年の537人から平成25年は357人と、過去10年間で180人が減少し、3割減少したことになります。

そのうち、自営（世帯員）は、過去10年間で204人が減少し、およそ6割減少している一方で、雇用は、過去10年間で24人が増加しています。



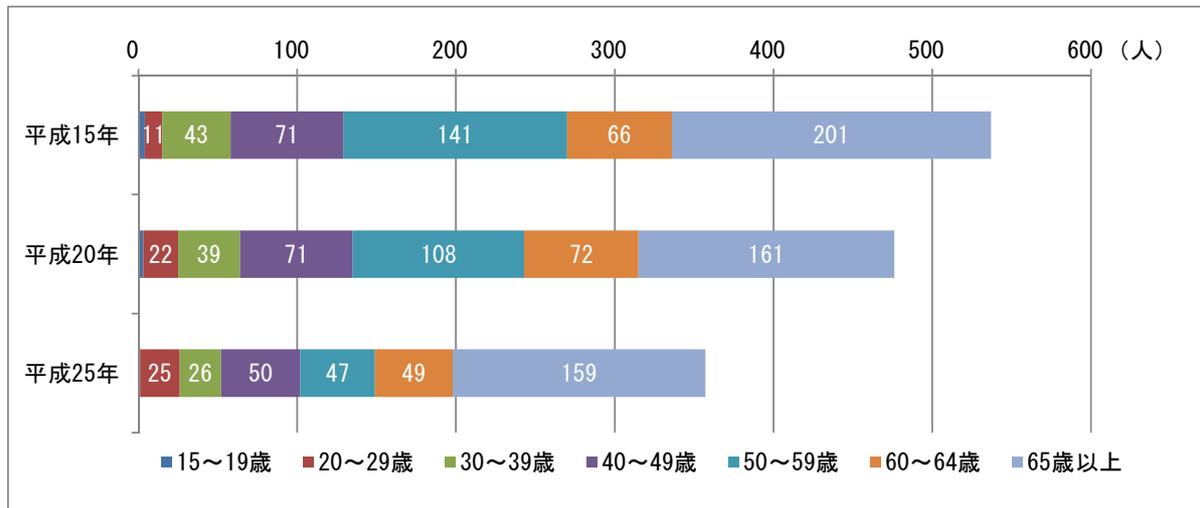
項目	平成15年 ①	平成20年 ②	平成25年 ③	10年間の推移 ③-①
総数 (人)	537	476	357	▲ 180
平成15年を100とする指数	100	89	66	
自営(世帯員) (人)	460	333	256	▲ 204
平成15年を100とする指数	100	72	56	
自営(世帯員)の割合 (%)	85.7	70.0	71.7	
雇用 (人)	77	143	101	24
平成15年を100とする指数	100	186	131	
雇用の割合 (%)	14.3	30.0	28.3	

出典：漁業センサス

(4) 漁業就業者数（年齢構成）

平成25年における漁業就業者の年齢構成は、65歳上の高齢者が159人で、およそ4割を占めています。

漁業就業者数（年齢構成）



項目	平成15年 ①	平成20年 ②	平成25年 ③	10年間の推移 ③-①
総数 (人)	537	476	357	▲ 180
平成15年を100とする指数	100	89	75	
うち15～19歳 (人)	4	3	1	▲ 3
平成15年を100とする指数	100	75	33	
15～19歳の割合 (%)	0.7	0.6	0.3	
うち20～29歳 (人)	11	22	25	14
平成15年を100とする指数	100	200	114	
20～29歳の割合 (%)	2.0	4.6	7.0	
うち30～39歳 (人)	43	39	26	▲ 17
平成15年を100とする指数	100	91	67	
30～39歳の割合 (%)	8.0	8.2	7.3	
うち40～49歳 (人)	71	71	50	▲ 21
平成15年を100とする指数	100	100	70	
40～49歳の割合 (%)	13.2	14.9	14.0	
うち50～59歳 (人)	141	108	47	▲ 94
平成15年を100とする指数	100	77	44	
50～59歳の割合 (%)	26.3	22.7	13.2	
うち60～64歳 (人)	66	72	49	▲ 17
平成15年を100とする指数	100	109	68	
60～64歳の割合 (%)	12.3	15.1	13.7	
うち65歳以上 (人)	201	161	159	▲ 42
平成15年を100とする指数	100	80	99	
65歳以上の割合 (%)	37.4	33.8	44.5	

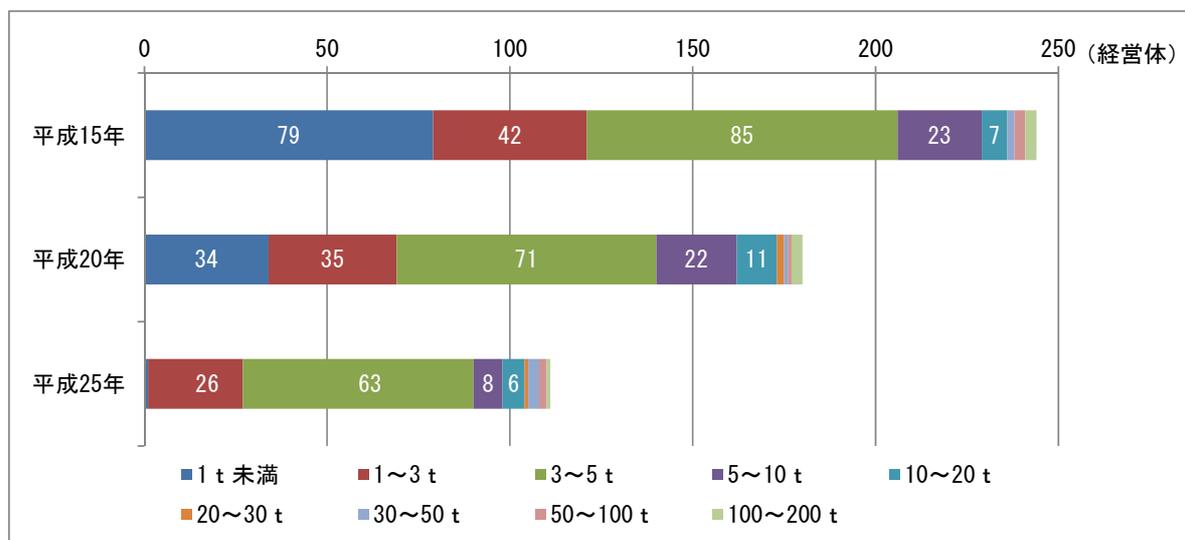
出典：漁業センサス

(5) 漁業経営階層別経営体数

漁業経営階層別経営体数のうち、動力船を保有している経営体の推移は、平成15年の244経営体から平成25年は111経営体と、過去10年間で133経営体が減少し、およそ5割減少したことになります。

そのうち、「1t未満」の減少が顕著で、平成15年の79経営体から平成25年は1経営体と、10年間で78経営体が減少しています。

漁業経営階層別経営体数



出典：漁業センサス

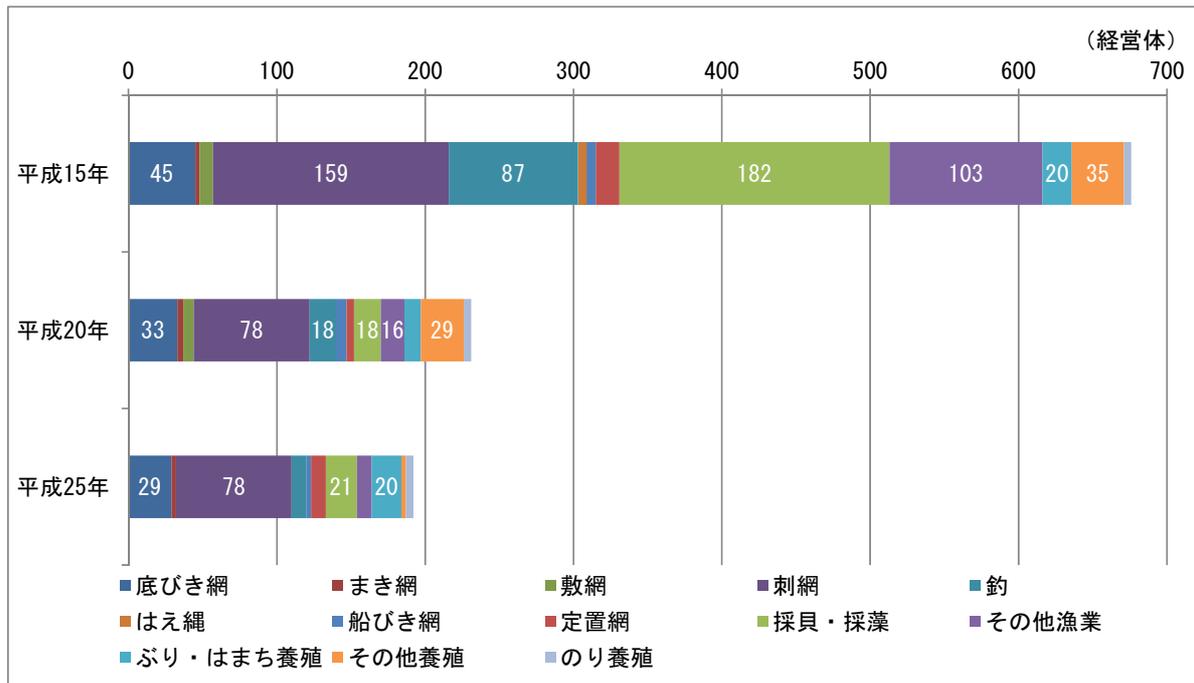
項 目	平成15年 ①	平成20年 ②	平成25年 ③	10年間の推移 ③-①
動力船総数	244	180	111	▲ 133
平成15年を100とする指数	100	74	45	
うち1t未満	79	34	1	▲ 78
平成15年を100とする指数	100	43	1	
1t未満の割合 (%)	32.4	18.9	0.9	
うち1～3t	42	35	26	▲ 16
平成15年を100とする指数	100	100	100	
1～3tの割合 (%)	17.2	19.4	23.4	
うち3～5t	85	71	63	▲ 22
平成15年を100とする指数	100	84	74	
3～5tの割合 (%)	34.8	39.4	56.8	
うち5～10t	23	22	8	▲ 15
平成15年を100とする指数	100	100	100	
5～10tの割合 (%)	9.4	12.2	7.2	
うち10～20t	7	11	6	▲ 1
平成15年を100とする指数	100	157	86	
10～20tの割合 (%)	2.9	6.1	5.4	
うち20～30t	0	2	1	1
平成15年を100とする指数	100	200	100	
20～30tの割合 (%)	0.0	1.1	0.9	
うち30～50t	2	1	3	1
平成15年を100とする指数	100	50	150	
30～50tの割合 (%)	0.8	0.6	2.7	
うち50～100t	3	1	2	▲ 1
平成15年を100とする指数	100	33	67	
50～100tの割合 (%)	1.2	0.6	1.8	
うち100～200t	3	3	1	▲ 2
平成15年を100とする指数	100	100	33	
100～200tの割合 (%)	1.2	1.7	0.9	

出典：漁業センサス

(6) 漁業を営んだ漁業別経営体数

漁業を営んだ漁業別経営体数の推移は、平成15年の676経営体から平成25年は192経営体と、過去10年間で484経営体が減少し、およそ7割減少したことになります。

中でも「採貝・採藻」の減少が顕著で、平成15年の182経営体から平成25年は21経営体と、過去10年間で161経営体が減少しています。



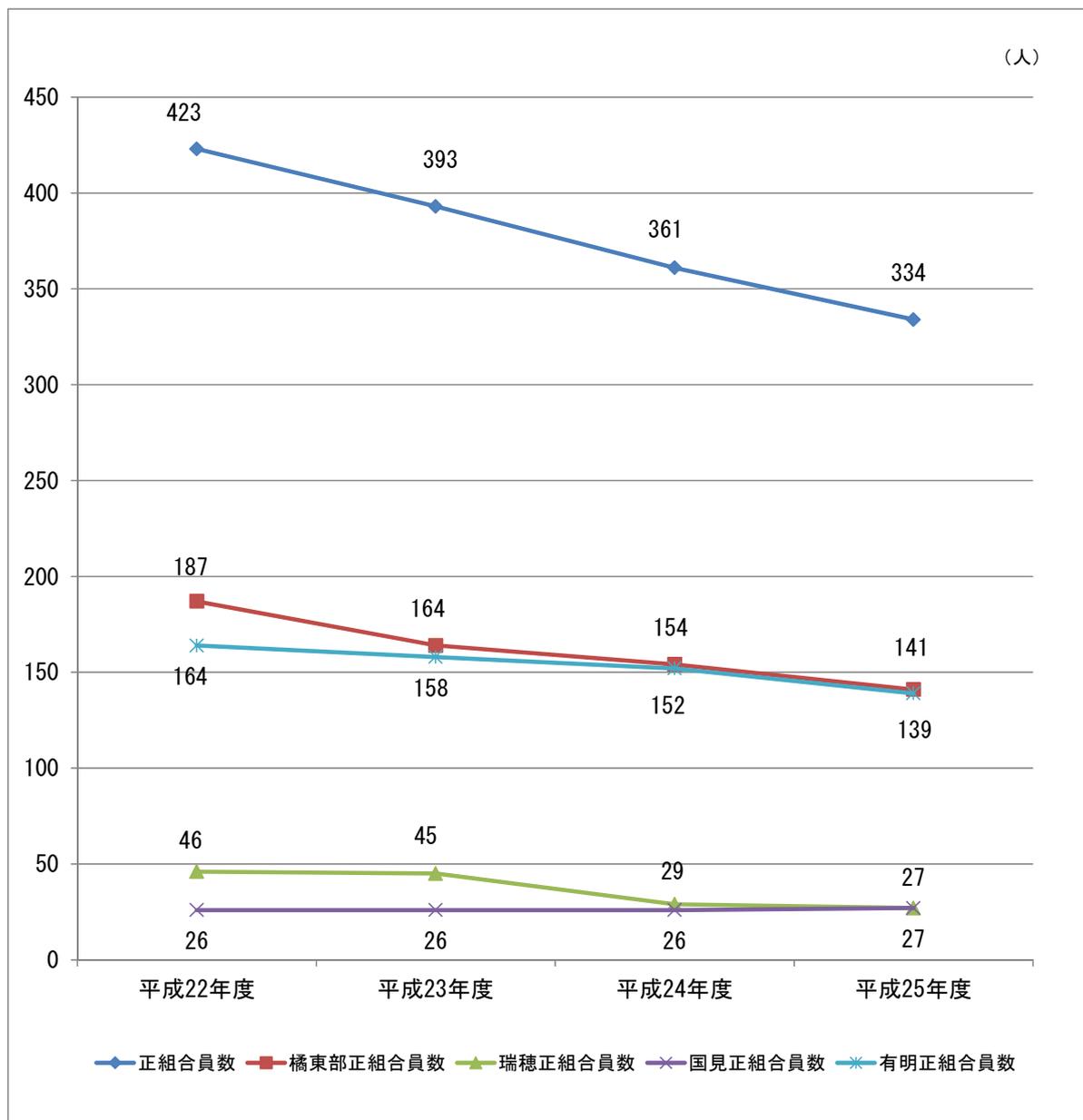
項 目	平成15年 ①	平成20年 ②	平成25年 ③	10年間の推移 ③-①
総数	676	231	192	▲ 484
平成15年を100とする指数	100	34	28	
うち底びき網	45	33	29	▲ 16
平成15年を100とする指数	100	73	64	
底びき網の割合 (%)	6.7	14.3	15.1	
うちまき網	3	4	3	0
平成15年を100とする指数	100	133	100	
まき網の割合 (%)	0.4	1.7	1.6	
うち敷網	9	7	0	▲ 9
平成15年を100とする指数	100	78	0	
敷網の割合 (%)	1.3	3.0	0.0	
うち刺網	159	78	78	▲ 81
平成15年を100とする指数	100	49	49	
刺網の割合 (%)	23.5	33.8	40.6	
うち釣	87	18	10	▲ 77
平成15年を100とする指数	100	21	11	
釣の割合 (%)	12.9	7.8	5.2	
うちはえ縄	6	0	0	▲ 6
平成15年を100とする指数	100	0	0	
はえ縄の割合 (%)	0.9	0.0	0.0	
うち船びき網	6	7	3	▲ 3
平成15年を100とする指数	100	117	50	
船びき網の割合 (%)	0.9	3.0	1.6	
うち定置網	16	5	10	▲ 6
平成15年を100とする指数	100	31	63	
定置網の割合 (%)	2.4	2.2	5.2	
うち採貝・採藻	182	18	21	▲ 161
平成15年を100とする指数	100	10	12	
採貝の割合 (%)	26.9	7.8	10.9	
うちその他漁業	103	16	10	▲ 93
平成15年を100とする指数	100	16	10	
その他漁業の割合 (%)	15.2	6.9	5.2	
うちぶり・はまち養殖	20	11	20	0
平成15年を100とする指数	100	55	100	
ぶり・はまち養殖の割合 (%)	3.0	4.8	10.4	
うちその他養殖	35	29	3	▲ 32
平成15年を100とする指数	100	83	9	
その他養殖の割合 (%)	5.2	12.6	1.6	
うちのり養殖	5	5	5	0
平成15年を100とする指数	100	100	100	
のり養殖の割合 (%)	0.7	2.2	2.6	

出典：漁業センサス

(7) 漁業協同組合組合員数の推移

本市には4つの漁業協同組合（橘湾東部漁業協同組合、瑞穂漁業協同組合、国見漁業協同組合、有明漁業協同組合）があります。正組合員数の推移をみると、平成22年の423人から平成25年は334人と、過去4年間で89人減少しています。

漁業協同組合組合員数の推移

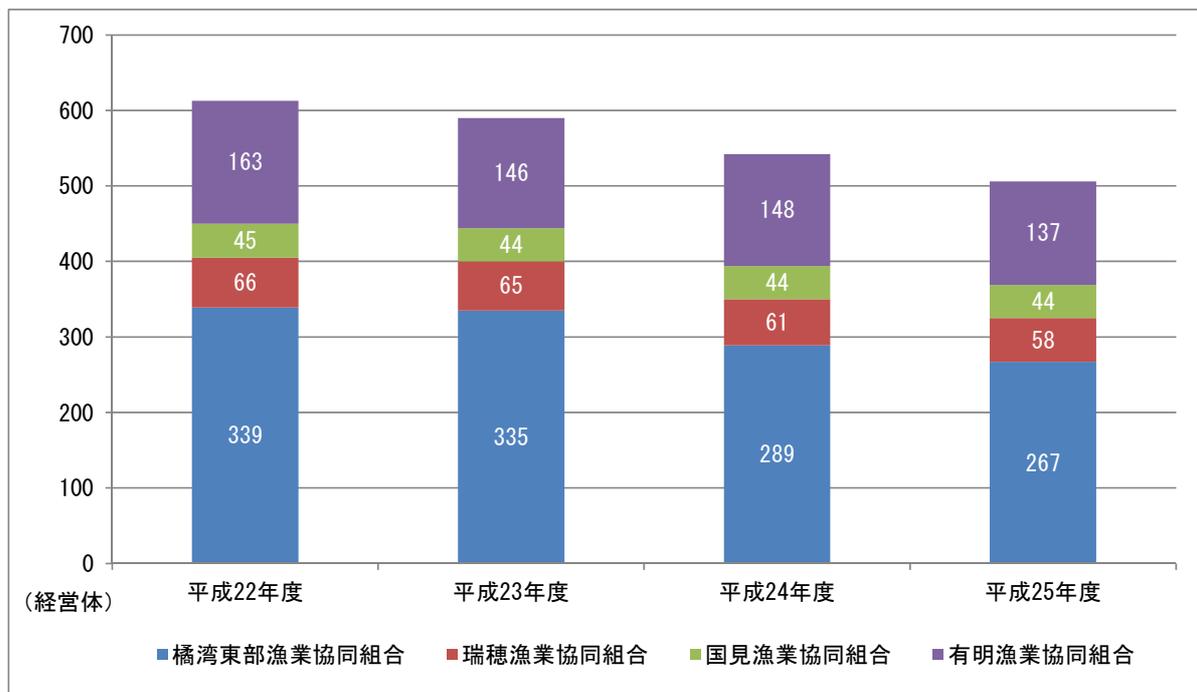


出典：橘湾東部漁業協同組合、瑞穂漁業協同組合、国見漁業協同組合、有明漁業協同組合調べ

(8) 漁業協同組合経営体数の推移

正組合数の減少に伴い、経営体数も減少傾向にあります。中でも、橘湾東部漁業協同組合は過去4年間で72経営体が減少しているほか、有明漁業協同組合は26経営体が減少しました。

漁業協同組合経営体数の推移

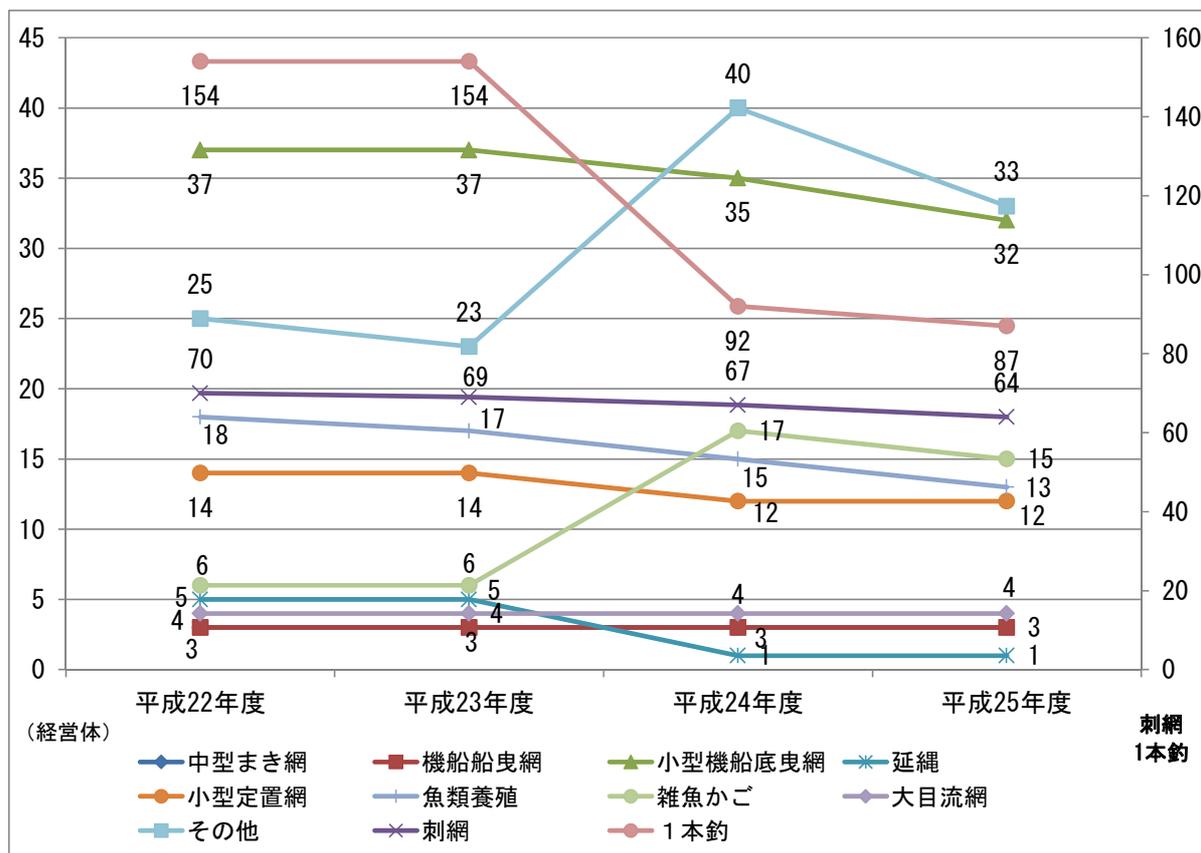


出典：橘湾東部漁業協同組合、瑞穂漁業協同組合、国見漁業協同組合、有明漁業協同組合調べ

①橘湾東部漁業協同組合経営体の推移

橘湾東部漁業協同組合における経営体の推移をみると、1本釣、刺網、小型機船底曳網、延網、魚類養殖が減少しています。中でも1本釣の減少は顕著です。

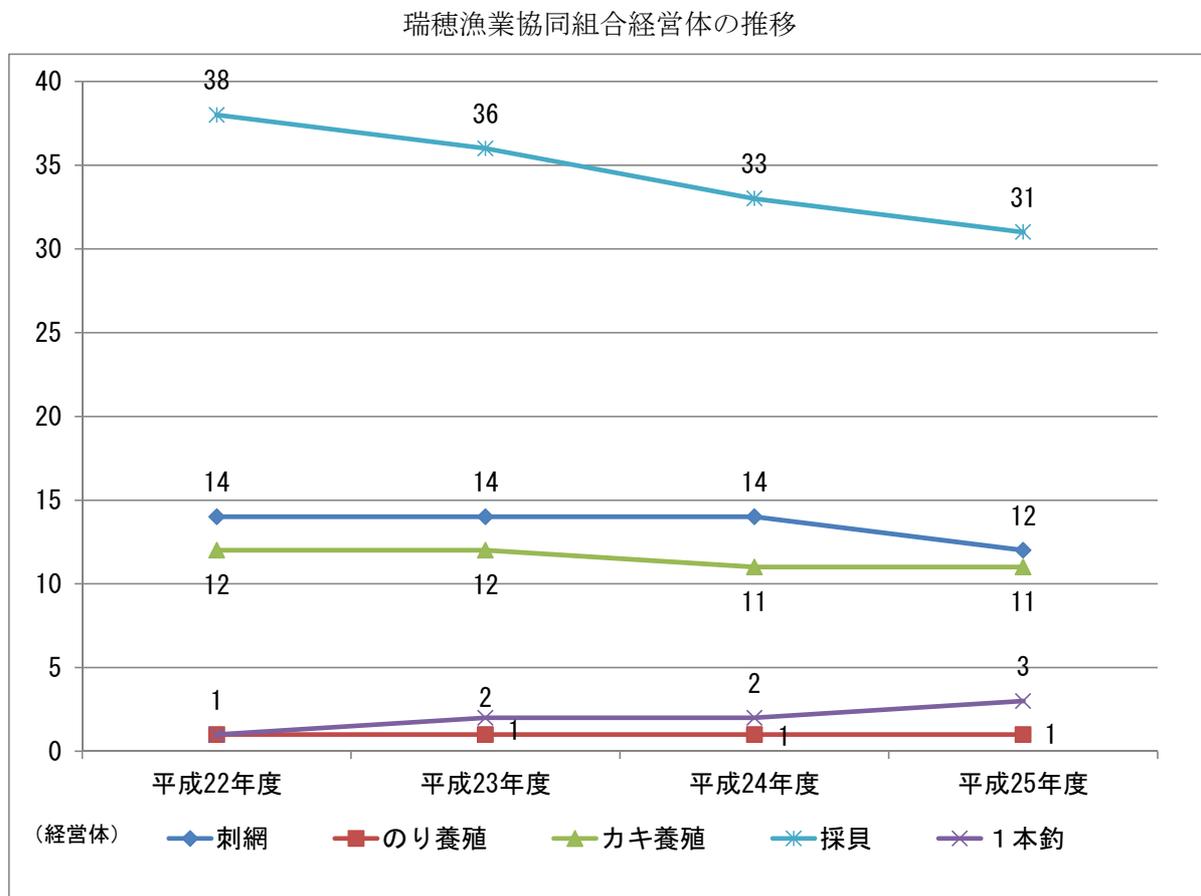
橘湾東部漁業協同組合経営体の推移



出典：橘湾東部漁業協同組合調べ

②瑞穂漁業協同組合経営体の推移

瑞穂漁業協同組合における経営体の推移をみると、採貝が減少しています。

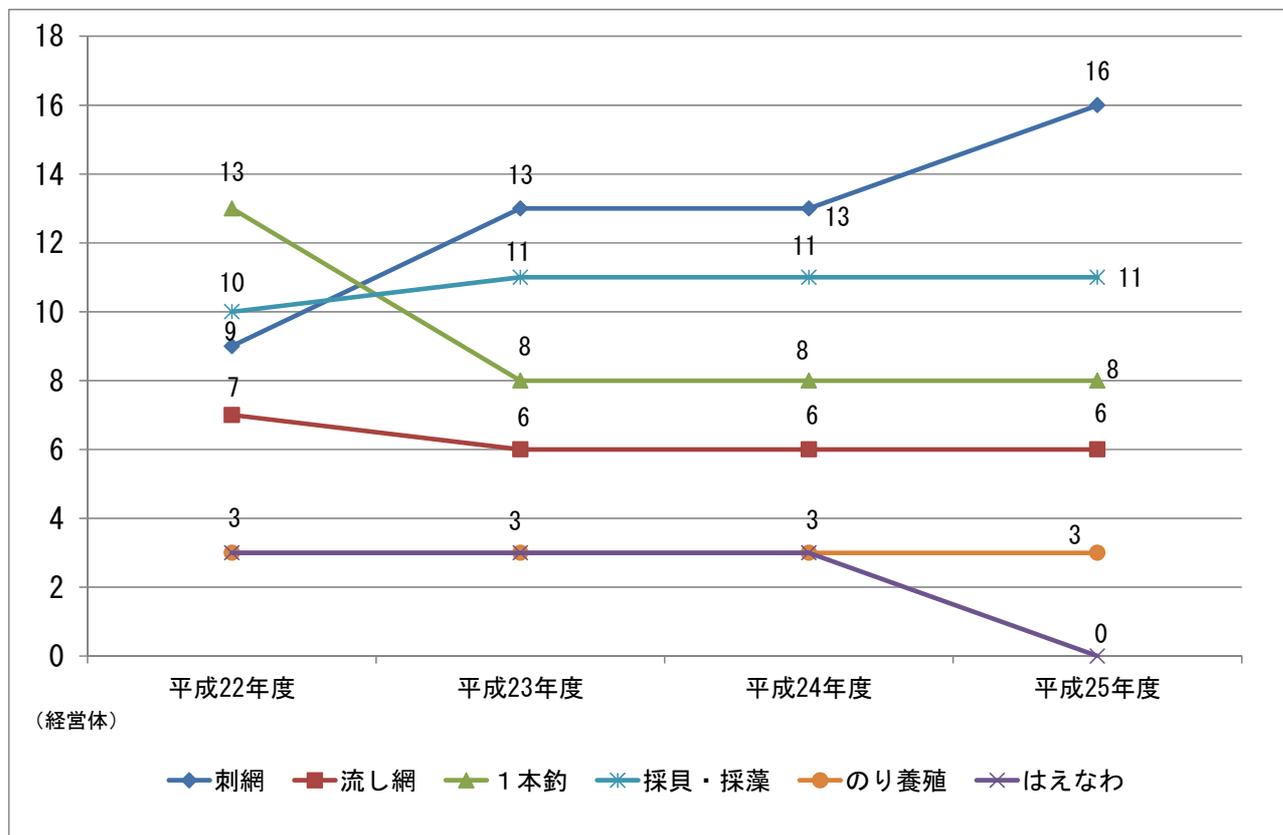


出典：瑞穂漁業協同組合調べ

③国見漁業協同組合経営体の推移

国見漁業協同組合における経営体の推移をみると、刺網が増加しています。

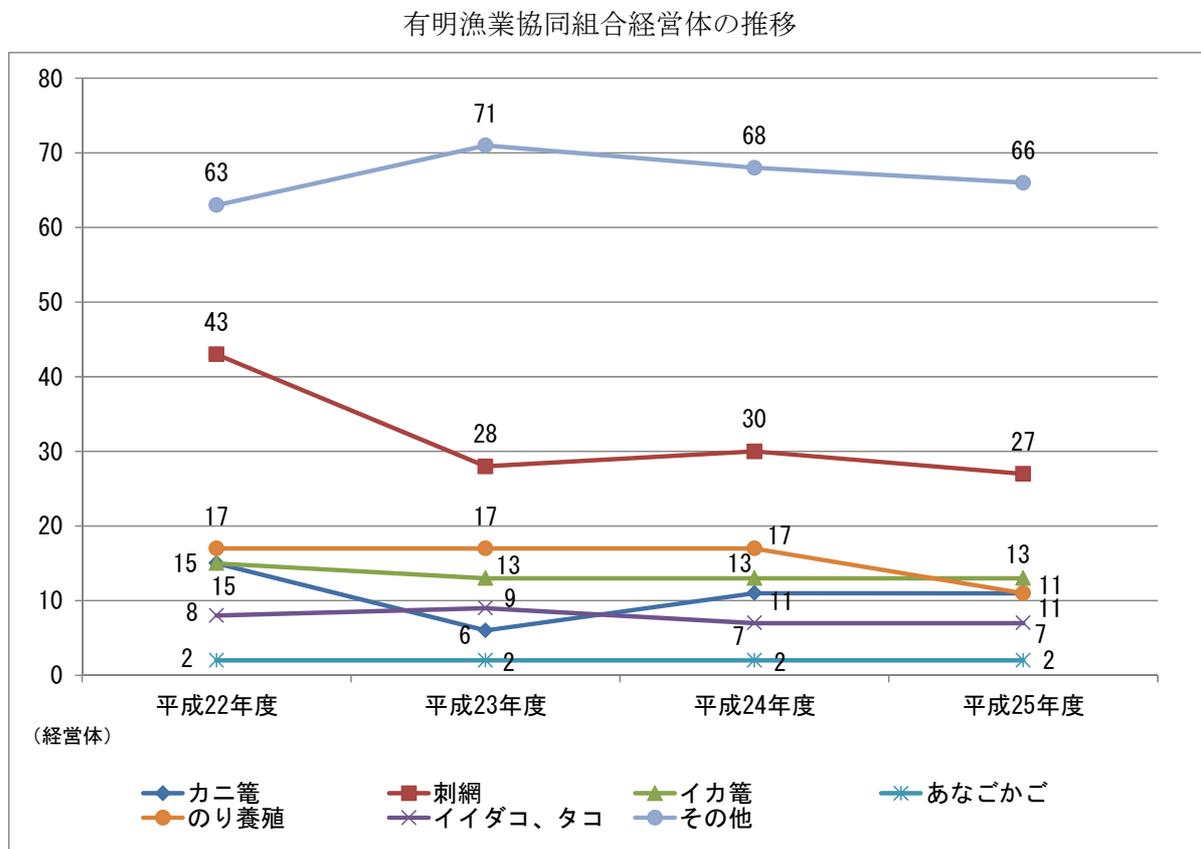
国見漁業協同組合経営体の推移



出典：国見漁業協同組合調べ

④有明漁業協同組合経営体の推移

有明漁業協同組合における経営体の推移をみると、刺網が減少しています。



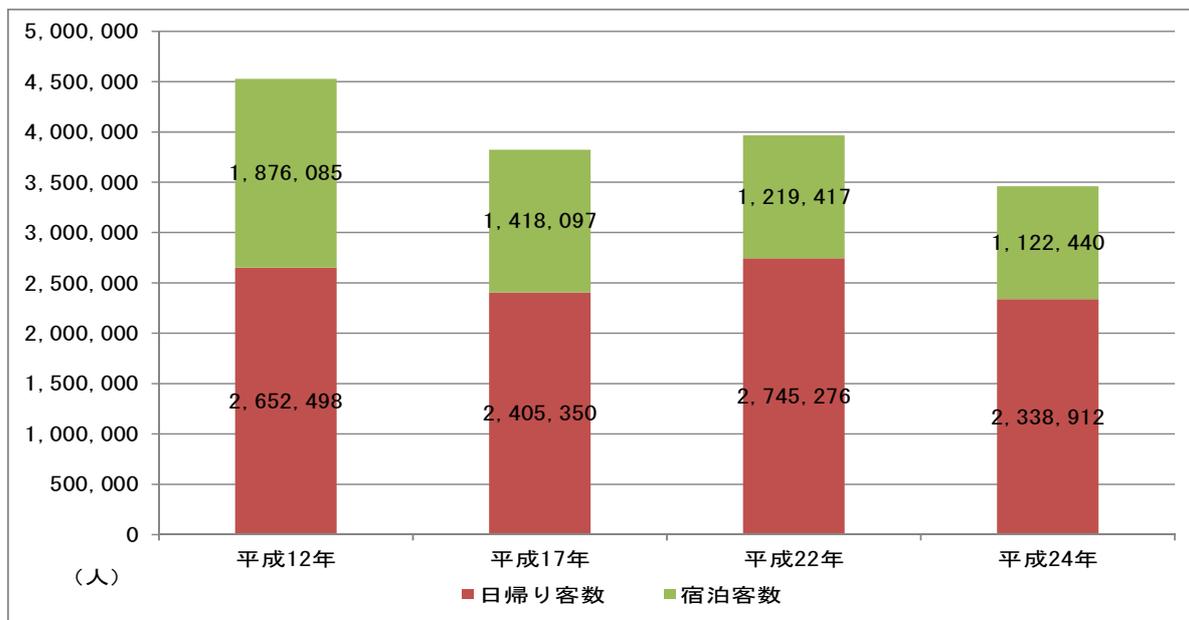
出典：有明漁業協同組合調べ

2.2.5 雲仙市観光の統計

(1) 観光客数の推移

観光客は、日帰り客数は多少増減があるものの、横ばいで推移していますが、宿泊客数は長引く不況の影響で減少傾向にあります。

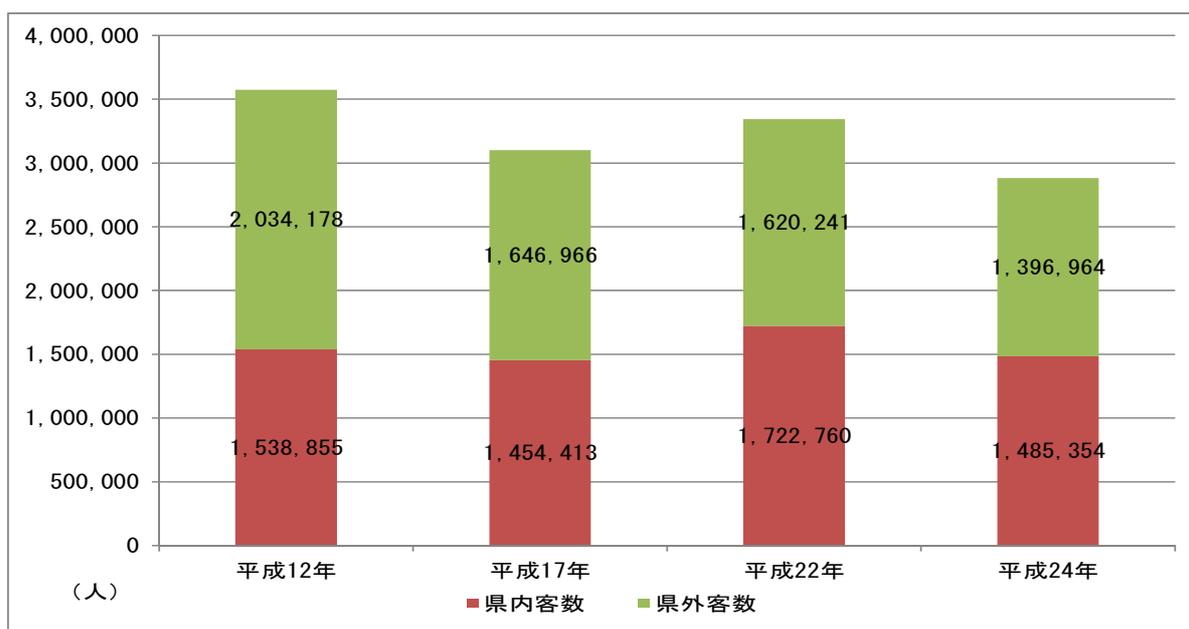
観光客数（日帰り客数・宿泊客数）の推移



出典：長崎県観光統計

県内客数は多少増減があるものの、横ばいで推移していますが、県外客数は宿泊客数と同様に長引く不況の影響を受け、減少傾向にあります。

観光客数（県内客・県外客）の推移



出典：長崎県観光統計

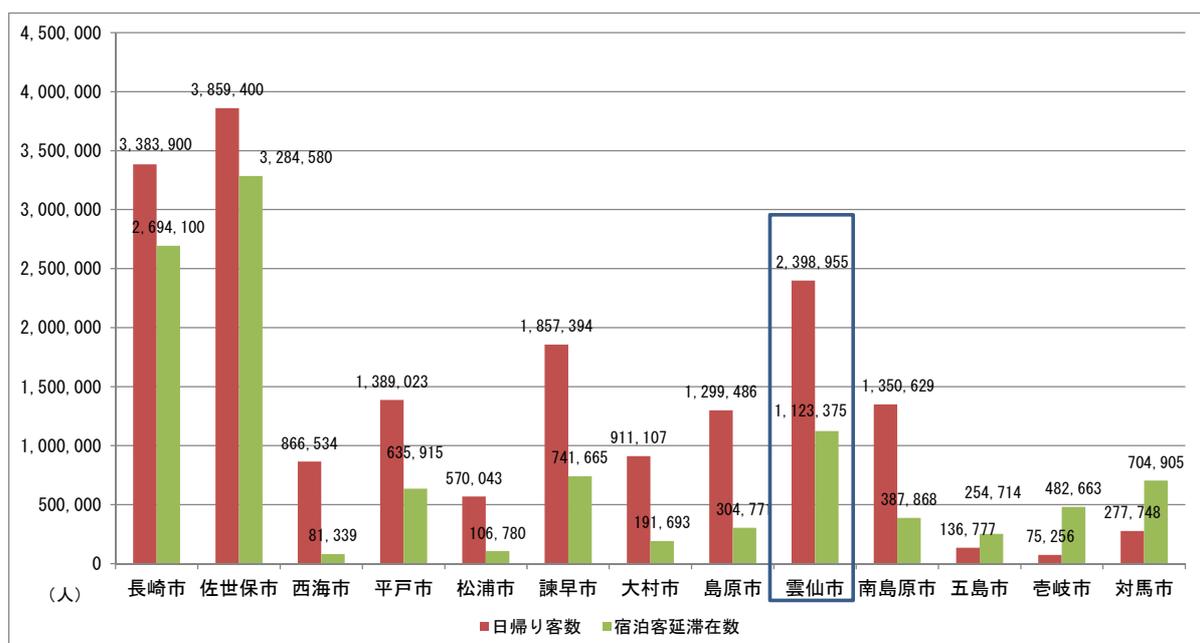
(2) 平成 25 年における観光客数

本市の観光客数は、減少傾向にあります。県全体で見ると、日帰り客、宿泊者数は佐世保市、長崎市に次ぐ、第3位で、広域道路交通網と、自然環境を活かした観光資源（温泉）などがあるため、交流人口はあると考えられます。

しかし、観光に求めるニーズは団体から個人へ、見る観光から体験する観光になりつつあります。

本市には、体験する観光として、農業体験（いちご収穫、カーネーション花摘み、ばれいしょ収穫、酪農作業）、農産物等を使用した料理体験（六兵衛作り、じゃがダゴ汁作り、ゆず胡椒作り、季節のジャム作り）、釣り体験（遊漁船、イカダ、ヤマメ）、潮干狩り体験（アサリ）などの農漁業体験ができる観光プログラムがありますが、本市の基幹産業である農林水産業を活かした体験できる観光資源による交流人口の増加を図っていく必要があると考えられます。

平成 25 年における観光客数



出典：長崎県観光統計

2.2.6 地域別の概況

平成 22 年国勢調査、農林業センサス及び漁業センサスを基に、地域別の概況を整理します。

(1) 国見地域

国見地域の特産品は、いちご、白ねぎ、人参、大根、アサリ、ワタリガニなどがあげられます。

農業の指標（国見地域）

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	10,444 人	22.1%	農業従事者数	2,040 人	24.8%
世帯数	3,334 世帯	21.0%	農業就業人口	1,466 人	26.4%
総農家戸数	984 戸	24.5%	基幹的農業従事者数	1,448 人	26.3%
販売農家戸数	726 戸	24.7%	経営体戸数	735 経営体	24.7%
専業農家戸数	326 戸	27.5%	経営実人数	758 人	23.7%
兼業農家戸数	400 戸	22.8%	雇い入れた経営体数	307 経営体	30.9%
0.3ha 未満例外規定	14 戸	29.8%	実人数	2,158 人	35.1%
0.3ha～0.5ha	85 戸	22.3%	延べ人日	48,135 人	34.4%
0.5ha～1.0ha	275 戸	27.0%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	259 戸	27.9%	雇い入れた経営体数	44 経営体	35.5%
2.0ha～3.0ha	57 戸	17.3%	実人数	106 人	33.0%
3.0ha～5.0ha	31 戸	16.6%	延べ人数	25,102 人	33.5%
5.0ha 以上	5 戸	11.1%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	258 戸	23.8%	雇い入れた経営体数	283 経営体	30.1%
経営耕地面積（販売）	859ha	21.6%	実人数	2,052 人	35.1%
田	426ha	24.2%	延べ人数	23,033 人	35.4%
畑	410ha	19.6%	経営耕地面積	906ha	21.7%
樹園地	23ha	18.1%	耕作放棄地面積	121ha	16.3%

出典：平成 22 年国勢調査、2010 年農林業センサス

林業の指標（国見地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合				
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	52戸	9.9%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	83ha	10.4%			
	3～5ha	12戸	15.8%		3～5ha	42ha	15.9%			
	5～10ha	4戸	12.5%		5～10ha	26ha	13.3%			
	10～20ha	-戸	-%		10～20ha	-ha	-%			
	20～30ha	-戸	-%		20～30ha	-ha	-%			
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	-ha	-%			
	50～100ha	-戸	-%		50～100ha	-ha	-%			
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	-ha	-%			
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%			
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%			
	計	68戸	10.6%		計	151ha	10.2%			
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	-経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植 林	X経営体	-%		
			会社	株 式			-経営体	-%	Xha	-%
				合名・合資		-経営体	-%	下刈りなど	X経営体	-%
				合 同		-経営体	-%		Xha	-%
	各種団体	農 協	-経営体	-%		間 伐	実経営体数	1経営体	50.0%	
			森林組合	-経営体			-%	切捨間伐	X経営体	-%
				その他の各種団体			-経営体		-%	Xha
	その他の法人	-経営体	-%			利用間伐	1経営体	50.0%		
		50ha	58.8%							
	地方公共団体財産区	-経営体	-%	主伐(請 負)		X経営体	-%			
	Xha	-%								
	法人化していない	5経営体	17.2%	主伐(立木買い)		X経営体	-%			
	Xha	-%								
個人経営体	5経営体	18.5%	受託実経営体数	1経営体	50.0%					
計	8経営体	18.6%								
特用林産物産出量	-t	-%								
公有林	504ha	32.9%								
私有林	745ha	13.9%								

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（国見地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合
専業 業別 経営 体数	専業	25 経営体	52.1%	後継 者	後継者あり	5 経営体	13.9%
	第1種兼業	5 経営体	6.8%		後継者なし	39 経営体	25.7%
	第2種兼業	14 経営体	20.9%	就業 者数	自営漁業のみ	73 人	28.5%
	計	44 経営体	23.4%		漁業雇われ	1 人	1.0%
年齢階層別 漁業 就業者数 (男)	15～19 歳	-人	-%	年齢階層別 漁業 就業者数 (女)	15～19 歳	-人	-%
	20～24 歳	-人	-%		20～24 歳	-人	-%
	25～29 歳	1 人	9.1%		25～29 歳	-人	-%
	30～34 歳	1 人	5.9%		30～34 歳	-人	-%
	35～39 歳	-人	-%		35～39 歳	-人	-%
	40～44 歳	1 人	4.8%		40～44 歳	-人	-%
	45～49 歳	1 人	4.0%		45～49 歳	-人	-%
	50～54 歳	1 人	5.6%		50～54 歳	-人	-%
	55～59 歳	3 人	16.7%		55～59 歳	3 人	37.5%
	60～64 歳	6 人	15.4%		60～64 歳	7 人	70.0%
	65～69 歳	13 人	25.5%		65～69 歳	7 人	53.8%
	70～74 歳	11 人	30.6%		70～74 歳	6 人	66.7%
	75 歳以上	9 人	23.7%		75 歳以上	4 人	33.3%
計	47 人	15.8%	計	27 人	45.0%		
漁業 種類 別 経営 体数	底びき網	-経営体	-%	出荷 先別 延べ 経営 体数	漁協の市場又は荷さばき所	4 経営体	2.9%
	船びき網	-経営体	-%		漁協以外の卸売市場	12 経営体	15.8%
	まき網	-経営体	-%		流通・加工業者	19 経営体	33.3%
	刺網	24 経営体	22.0%		小売業者	12 経営体	18.2%
	小型定置網	-経営体	0.0%		生協	-経営体	-%
	その他の網漁業	-経営体	0.0%		直売所	-経営体	-%
	釣	1 経営体	4.0%		自家販売	6 経営体	8.5%
	採貝・採藻	31 経営体	29.8%		その他	5 経営体	13.9%
	その他の漁業	16 経営体	27.1%		計（実数）	44 経営体	22.9%
	魚類養殖	-経営体	-%	経営 組織	個人経営体	44 経営体	22.9%
	かき類養殖	-経営体	-%		会社	-経営体	-%
	のり類養殖	4 経営体	80.0%		共同経営	-経営体	-%
	計	44 経営体	22.9%		計	44 経営体	22.9%

出典：2013 年漁業センサス

(2) 瑞穂地域

瑞穂地域の特産品は、いちご、みかん、カーネーション、スイートコーン、お茶、養殖カキ、アサリなどがあげられます。

農業の指標（瑞穂地域）

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	5,525人	11.7%	農業従事者数	1,339人	16.3%
世帯数	1,779世帯	11.2%	農業就業人口	792人	14.2%
総農家戸数	625戸	15.5%	基幹的農業従事者数	778人	14.2%
販売農家戸数	487戸	16.6%	経営体戸数	498経営体	16.7%
専業農家戸数	132戸	11.1%	経営実人数	588人	18.4%
兼業農家戸数	355戸	20.3%	雇い入れた経営体数	148経営体	14.9%
0.3ha未満例外規定	4戸	8.5%	実人数	1,050人	17.1%
0.3ha～0.5ha	82戸	21.5%	延べ人日	20,661人	14.8%
0.5ha～1.0ha	213戸	20.9%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	155戸	16.7%	雇い入れた経営体数	22経営体	17.7%
2.0ha～3.0ha	23戸	7.0%	実人数	56人	17.4%
3.0ha～5.0ha	9戸	4.8%	延べ人数	13,085人	17.5%
5.0ha以上	1戸	2.2%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	138戸	12.7%	雇い入れた経営体数	141経営体	15.0%
経営耕地面積（販売）	494ha	12.4%	実人数	994人	17.0%
田	269ha	15.3%	延べ人数	7,576人	11.6%
畑	162ha	7.8%	経営耕地面積	521ha	12.5%
樹園地	63ha	49.6%	耕作放棄地面積	118ha	15.9%

出典：平成22年国勢調査、2010年農林業センサス

林業の指標（瑞穂地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合		
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	54戸	10.3%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	81ha	10.2%		
	3～5ha	6戸	7.9%		3～5ha	21ha	8.0%		
	5～10ha	-戸	-%		5～10ha	-ha	-%		
	10～20ha	-戸	-%		10～20ha	-ha	-%		
	20～30ha	-戸	-%		20～30ha	-ha	-%		
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	-ha	-%		
	50～100ha	-戸	-%		50～100ha	-ha	-%		
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	-ha	-%		
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%		
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%		
	計	60戸	9.3%		計	101ha	6.8%		
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	-経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植 林	X 経営体	-%	
		会 社	株 式	-経営体			-%	Xha	-%
			合名・合資	-経営体		-%	下刈りなど	X 経営体	-%
			合 同	-経営体		-%		Xha	-%
	各 種 団 体	農 協	-経営体	-%		間 伐	実経営体数	X 経営体	-%
		森林組合	-経営体	-%			切捨間伐	X 経営体	-%
		その他の各種団体	-経営体	-%				Xha	-%
	その他の法人	-経営体	-%	利用間伐		X 経営体	-%		
	地方公共団体財産区	-経営体	-%	Xha		-%			
	法人化していない	個人経営体	-経営体	-%		主伐(請 負)	X 経営体	-%	
			-経営体	-%			Xha	-%	
	計	4 経営体	9.3%	主伐(立木買い)		X 経営体	-%		
	Xha	-%							
受託実経営体数	X 経営体	-%							
特用林産物産出量	40 t	2.7%							
公有林	268ha	17.5%							
私有林	489ha	9.1%							

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（瑞穂地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合
専兼業別 経営 体数	専業	4 経営体	8.3%	後継者	後継者あり	8 経営体	22.2%
	第1種兼業	13 経営体	17.8%		後継者なし	19 経営体	12.5%
	第2種兼業	10 経営体	14.9%	就業 者数	自営漁業のみ	56 人	21.9%
	計	27 経営体	14.4%		漁業雇われ	6 人	5.9%
年齢階層別 漁業 就業者数 (男)	15～19 歳	-人	-%	年齢階層別 漁業 就業者数 (女)	15～19 歳	-人	-%
	20～24 歳	2 人	14.3%		20～24 歳	-人	-%
	25～29 歳	-人	-%		25～29 歳	-人	-%
	30～34 歳	-人	-%		30～34 歳	-人	-%
	35～39 歳	-人	-%		35～39 歳	-人	-%
	40～44 歳	5 人	23.8%		40～44 歳	-人	-%
	45～49 歳	4 人	16.0%		45～49 歳	2 人	100.0%
	50～54 歳	1 人	5.6%		50～54 歳	1 人	33.3%
	55～59 歳	1 人	5.6%		55～59 歳	2 人	25.0%
	60～64 歳	9 人	23.1%		60～64 歳	3 人	30.0%
	65～69 歳	8 人	15.7%		65～69 歳	4 人	30.8%
	70～74 歳	3 人	8.3%		70～74 歳	2 人	22.2%
	75 歳以上	8 人	21.1%		75 歳以上	7 人	58.3%
	計	41 人	13.8%		計	21 人	35.0%
漁業 種類 別 経営 体数	底びき網	-経営体	-%	出荷 先別 延べ 経営 体数	漁協の市場又は荷さばき所	22 経営体	15.8%
	船びき網	-経営体	-%		漁協以外の卸売市場	7 経営体	9.2%
	まき網	-経営体	-%		流通・加工業者	9 経営体	15.8%
	刺網	24 経営体	22.0%		小売業者	13 経営体	19.7%
	小型定置網	-経営体	-%		生協	-経営体	-%
	その他の網漁業	1 経営体	6.7%		直売所	7 経営体	77.8%
	釣	1 経営体	4.0%		自家販売	19 経営体	26.8%
	採貝・採藻	19 経営体	18.3%		その他	21 経営体	58.3%
	その他の漁業	3 経営体	5.1%		計（実数）	27 経営体	14.1%
	魚類養殖	-経営体	-%		経営 組織	個人経営体	27 経営体
	かき類養殖	11 経営体	84.6%	会社		-経営体	-%
	のり類養殖	1 経営体	20.0%	共同経営		-経営体	-%
	計	27 経営体	14.1%	計		27 経営体	14.1%

出典：2013 年漁業センサス

(3) 吾妻地域

吾妻地域の特産品は、ブロッコリー、たまねぎ、肉用牛、米、キク、生しいたけなどがあげられます。

農業の指標（吾妻地域）

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	6,934人	14.7%	農業従事者数	1,669人	20.3%
世帯数	2,204世帯	13.9%	農業就業人口	949人	17.1%
総農家戸数	796戸	19.8%	基幹的農業従事者数	938人	17.1%
販売農家戸数	612戸	20.8%	経営体戸数	621経営体	20.8%
専業農家戸数	165戸	13.9%	経営実人数	684人	21.4%
兼業農家戸数	447戸	25.5%	雇い入れた経営体数	139経営体	14.0%
0.3ha未満例外規定	5戸	10.6%	実人数	603人	9.8%
0.3ha～0.5ha	71戸	18.6%	延べ人日	20,549人	14.7%
0.5ha～1.0ha	224戸	22.0%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	198戸	21.3%	雇い入れた経営体数	18経営体	14.5%
2.0ha～3.0ha	70戸	21.3%	実人数	49人	15.3%
3.0ha～5.0ha	34戸	18.2%	延べ人数	11,608人	15.5%
5.0ha以上	10戸	22.2%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	184戸	17.0%	雇い入れた経営体数	135経営体	14.4%
経営耕地面積（販売）	841ha	21.2%	実人数	564人	9.7%
田	521ha	29.7%	延べ人数	8,941人	13.7%
畑	305ha	14.6%	経営耕地面積	877ha	21.0%
樹園地	15ha	11.8%	耕作放棄地面積	97ha	13.1%

出典：平成22年国勢調査、2010年農林業センサス

林業の指標（吾妻地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合			
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	88戸	16.8%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	134ha	16.8%			
	3～5ha	16戸	21.1%		3～5ha	57ha	21.6%			
	5～10ha	5戸	15.6%		5～10ha	29ha	14.9%			
	10～20ha	-戸	-%		10～20ha	-ha	-%			
	20～30ha	-戸	-%		20～30ha	-ha	-%			
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	-ha	-%			
	50～100ha	-戸	-%		50～100ha	-ha	-%			
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	-ha	-%			
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%			
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%			
	計	109戸	16.9%		計	220ha	14.9%			
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	-経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植林	-経営体	-%		
			会社	株式			-経営体	-%	-ha	-%
				合名・合資		-経営体	-%	下刈りなど	-経営体	-%
				合同		-経営体	-%		-ha	-%
	各種団体	農協	-経営体	-%		間伐	実経営体数	-経営体	-%	
			森林組合	3経営体			75.0%	切捨間伐	-経営体	-%
			その他の各種団体	-経営体			-%	-ha	-%	
	その他の法人	-経営体	-%	利用間伐		-経営体	-%			
	地方公共団体財産区	-経営体	-%	-ha		-%	主伐(請負)	-経営体	-%	
	法人化していない	6経営体	20.7%	-ha		-%		-ha	-%	
	個人経営体	4経営体	14.8%	主伐(立木買い)		-経営体	-%	-ha	-%	
	計	9経営体	20.9%	受託実経営体数		-経営体	-%			
	特用林産物産出量		1,453 t	97.3%						
公有林		122ha	8.0%							
私有林		819ha	15.3%							

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（吾妻地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合	
専業別 経営 体数	専業	-経営体	-%	後継者	後継者あり	-経営体	-%	
	第1種兼業	-経営体	-%		後継者なし	-経営体	-%	
	第2種兼業	-経営体	-%	就業 者数	自営漁業のみ	-人	-%	
	計	-経営体	-%		漁業雇われ	-人	-%	
年齢階層別 漁業 就業者数 (男)	15～19歳	-人	-%	年齢階層別 漁業 就業者数 (女)	15～19歳	-人	-%	
	20～24歳	-人	-%		20～24歳	-人	-%	
	25～29歳	-人	-%		25～29歳	-人	-%	
	30～34歳	-人	-%		30～34歳	-人	-%	
	35～39歳	-人	-%		35～39歳	-人	-%	
	40～44歳	-人	-%		40～44歳	-人	-%	
	45～49歳	-人	-%		45～49歳	-人	-%	
	50～54歳	-人	-%		50～54歳	-人	-%	
	55～59歳	-人	-%		55～59歳	-人	-%	
	60～64歳	-人	-%		60～64歳	-人	-%	
	65～69歳	-人	-%		65～69歳	-人	-%	
	70～74歳	-人	-%		70～74歳	-人	-%	
	75歳以上	-人	-%		75歳以上	-人	-%	
	計	-人	-%		計	-人	-%	
漁業 種類 別 経営 体数	底びき網	-経営体	-%	出荷 先別 延べ 経営 体数	漁協の市場又は荷さばき所	-経営体	-%	
	船びき網	-経営体	-%		漁協以外の卸売市場	-経営体	-%	
	まき網	-経営体	-%		流通・加工業者	-経営体	-%	
	刺網	-経営体	-%		小売業者	-経営体	-%	
	小型定置網	-経営体	-%		生協	-経営体	-%	
	その他の網漁業	-経営体	-%		直売所	-経営体	-%	
	釣	-経営体	-%		自家販売	-経営体	-%	
	採貝・採藻	-経営体	-%		その他	-経営体	-%	
	その他の漁業	-経営体	-%		計（実数）	-経営体	-%	
	魚類養殖 かき類養殖 のり類養殖 計	魚類養殖	-経営体	-%	経営 組織	個人経営体	-経営体	-%
		かき類養殖	-経営体	-%		会社	-経営体	-%
		のり類養殖	-経営体	-%		共同経営	-経営体	-%
		計	-経営体	-%		計	-経営体	-%

出典：2013年漁業センサス

(4) 愛野地域

愛野地域の特産品は、ばれいしょ、米などがあげられます。

農業の指標（愛野地域）

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	5,645 人	11.9%	農業従事者数	571 人	6.9%
世帯数	1,869 世帯	11.8%	農業就業人口	354 人	6.4%
総農家戸数	259 戸	6.4%	基幹的農業従事者数	350 人	6.4%
販売農家戸数	195 戸	6.6%	経営体戸数	201 経営体	6.7%
専業農家戸数	70 戸	5.9%	経営実人数	243 人	7.6%
兼業農家戸数	125 戸	7.1%	雇い入れた経営体数	80 経営体	8.1%
0.3ha 未満例外規定	2 戸	4.3%	実人数	555 人	9.0%
0.3ha～0.5ha	16 戸	4.2%	延べ人日	18,180 人	13.0%
0.5ha～1.0ha	42 戸	4.1%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	62 戸	6.7%	雇い入れた経営体数	8 経営体	6.5%
2.0ha～3.0ha	36 戸	10.9%	実人数	46 人	14.3%
3.0ha～5.0ha	25 戸	13.4%	延べ人数	11,460 人	15.3%
5.0ha 以上	12 戸	26.7%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	64 戸	5.9%	雇い入れた経営体数	77 経営体	8.2%
経営耕地面積（販売）	406ha	10.2%	実人数	509 人	8.7%
田	216ha	12.3%	延べ人数	6,720 人	10.3%
畑	189ha	9.1%	経営耕地面積	417ha	10.0%
樹園地	1ha	0.8%	耕作放棄地面積	30ha	4.0%

出典：平成 22 年国勢調査、2010 年農林業センサス

林業の指標（愛野地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合		
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	35戸	6.7%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	54ha	6.8%		
	3～5ha	5戸	6.6%		3～5ha	16ha	6.1%		
	5～10ha	3戸	9.4%		5～10ha	17ha	8.7%		
	10～20ha	1戸	12.5%		10～20ha	12ha	12.4%		
	20～30ha	-戸	-%		20～30ha	-ha	-%		
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	-ha	-%		
	50～100ha	-戸	-%		50～100ha	-ha	-%		
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	-ha	-%		
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%		
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%		
	計	44戸	6.8%		計	98ha	6.6%		
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	X経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植林	X経営体	-%	
		会社	株式	X経営体			-%	Xha	-%
			合名・合資	X経営体		-%	下刈りなど	X経営体	-%
			合同	X経営体		-%		Xha	-%
	各種団体	農協	X経営体	-%		間伐	実経営体数	X経営体	-%
		森林組合	X経営体	-%			切捨間伐	X経営体	-%
		その他の各種団体	X経営体	-%				Xha	-%
	その他の法人	X経営体	-%	利用間伐		X経営体	-%		
	地方公共団体財産区	X経営体	-%	Xha		-%			
	法人化していない	個人経営体	X経営体	-%		主伐(請負)	X経営体	-%	
			Xha	-%			X経営体	-%	
	計	1経営体	2.3%	主伐(立木買い)		X経営体	-%		
				Xha		-%			
			受託実経営体数	X経営体	-%				
特用林産物産出量	-t	-%							
公有林	16ha	1.0%							
私有林	238ha	4.5%							

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（愛野地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合
専兼業別経営体数	専業	-経営体	-%	後継者	後継者あり	-経営体	-%
	第1種兼業	-経営体	-%		後継者なし	-経営体	-%
	第2種兼業	-経営体	-%	就業者数	自営漁業のみ	-人	-%
	計	-経営体	-%		漁業雇われ	-人	-%
年齢階層別漁業就業者数(男)	15～19歳	-人	-%	年齢階層別漁業就業者数(女)	15～19歳	-人	-%
	20～24歳	-人	-%		20～24歳	-人	-%
	25～29歳	-人	-%		25～29歳	-人	-%
	30～34歳	-人	-%		30～34歳	-人	-%
	35～39歳	-人	-%		35～39歳	-人	-%
	40～44歳	-人	-%		40～44歳	-人	-%
	45～49歳	-人	-%		45～49歳	-人	-%
	50～54歳	-人	-%		50～54歳	-人	-%
	55～59歳	-人	-%		55～59歳	-人	-%
	60～64歳	-人	-%		60～64歳	-人	-%
	65～69歳	-人	-%		65～69歳	-人	-%
	70～74歳	-人	-%		70～74歳	-人	-%
	75歳以上	-人	-%		75歳以上	-人	-%
	計	-人	-%		計	-人	-%
漁業種類別経営体数	底びき網	-経営体	-%	出荷先別延べ経営体数	漁協の市場又は荷さばき所	-経営体	-%
	船びき網	-経営体	-%		漁協以外の卸売市場	-経営体	-%
	まき網	-経営体	-%		流通・加工業者	-経営体	-%
	刺網	-経営体	-%		小売業者	-経営体	-%
	小型定置網	-経営体	-%		生協	-経営体	-%
	その他の網漁業	-経営体	-%		直売所	-経営体	-%
	釣	-経営体	-%		自家販売	-経営体	-%
	採貝・採藻	-経営体	-%		その他	-経営体	-%
	その他の漁業	-経営体	-%		計(実数)	-経営体	-%
	魚類養殖	-経営体	-%	経営組織	個人経営体	-経営体	-%
	かき類養殖	-経営体	-%		会社	-経営体	-%
	のり類養殖	-経営体	-%		共同経営	-経営体	-%
	計	-経営体	-%		計	-経営体	-%

出典：2013年漁業センサス

(5) 千々石地域

千々石地域の特産品は、棚田米、ばれいしょ、ミニトマト、養殖ハマチです。

農業の指標 (千々石地域)

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	5,000人	10.6%	農業従事者数	754人	9.2%
世帯数	1,673世帯	10.5%	農業就業人口	456人	8.2%
総農家戸数	488戸	12.1%	基幹的農業従事者数	442人	8.0%
販売農家戸数	258戸	8.8%	経営体戸数	261経営体	8.8%
専業農家戸数	87戸	7.3%	経営実人数	264人	8.2%
兼業農家戸数	171戸	9.8%	雇い入れた経営体数	91経営体	9.2%
0.3ha未満例外規定	2戸	4.3%	実人数	493人	8.0%
0.3ha～0.5ha	65戸	17.0%	延べ人日	8,109人	5.8%
0.5ha～1.0ha	92戸	9.0%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	55戸	5.9%	雇い入れた経営体数	7経営体	5.6%
2.0ha～3.0ha	29戸	8.8%	実人数	16人	5.0%
3.0ha～5.0ha	11戸	5.9%	延べ人数	3,660人	4.9%
5.0ha以上	4戸	8.9%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	230戸	21.2%	雇い入れた経営体数	86経営体	9.1%
経営耕地面積 (販売)	298ha	7.5%	実人数	477人	8.2%
田	137ha	7.8%	延べ人数	4,449人	6.8%
畑	147ha	7.0%	経営耕地面積	343ha	8.2%
樹園地	14ha	11.0%	耕作放棄地面積	118ha	15.9%

出典：平成22年国勢調査、2010年農林業センサス

林業の指標（千々石地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合		
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	126戸	6.7%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	54ha	6.8%		
	3～5ha	23戸	24.0%		3～5ha	192ha	24.1%		
	5～10ha	7戸	30.3%		5～10ha	79ha	29.9%		
	10～20ha	5戸	21.9%		10～20ha	41ha	21.0%		
	20～30ha	2戸	62.5%		20～30ha	58ha	59.8%		
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	40ha	66.7%		
	50～100ha	1戸	100.0%		50～100ha	-ha	-%		
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	71ha	100.0%		
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%		
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%		
	計	164戸	25.5%		計	480ha	32.4%		
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	-経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植 林	-経営体	-%	
		会 社	株 式	-経営体			-%	-ha	-%
			合名・合資	-経営体		-%	下刈りなど	-経営体	-%
			合 同	-経営体		-%		-ha	-%
	各 種 団 体	農 協	-経営体	-%		間 伐	実経営体数	-経営体	-%
		森林組合	-経営体	-%			切捨間伐	-経営体	-%
		その他の各種団体	-経営体	-%				-ha	-%
	その他の法人	-経営体	-%	利用間伐		-経営体	-%	-ha	-%
	地方公共団体財産区	-経営体	-%	主伐(請 負)		-経営体	-%	-ha	-%
	法人化していない	個人経営体	13経営体			44.8%	主伐(立木買い)	-経営体	-%
			13経営体			48.1%		-ha	-%
計	13経営体	30.2%	受託実経営体数	-経営体	-%				
特用林産物産出量		-t	-%						
公有林		199ha	13.0%						
私有林		974ha	18.2%						

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（千々石地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合
専兼業別経営体数	専業	8 経営体	16.7%	後継者	後継者あり	2 経営体	5.6%
	第1種兼業	8 経営体	11.0%		後継者なし	16 経営体	10.5%
	第2種兼業	2 経営体	3.0%	就業者数	自営漁業のみ	20 人	7.8%
	計	18 経営体	9.6%		漁業雇われ	1 人	1.0%
年齢階層別漁業就業者数（男）	15～19 歳	-人	-%	年齢階層別漁業就業者数（女）	15～19 歳	-人	-%
	20～24 歳	-人	-%		20～24 歳	-人	-%
	25～29 歳	-人	-%		25～29 歳	-人	-%
	30～34 歳	-人	-%		30～34 歳	-人	-%
	35～39 歳	1 人	12.5%		35～39 歳	-人	-%
	40～44 歳	1 人	4.8%		40～44 歳	1 人	50.0%
	45～49 歳	3 人	12.0%		45～49 歳	-人	-%
	50～54 歳	3 人	16.7%		50～54 歳	-人	-%
	55～59 歳	3 人	16.7%		55～59 歳	1 人	12.5%
	60～64 歳	3 人	7.7%		60～64 歳	-人	-%
	65～69 歳	1 人	2.0%		65～69 歳	-人	-%
	70～74 歳	1 人	2.8%		70～74 歳	1 人	11.1%
	75 歳以上	2 人	5.3%		75 歳以上	-人	-%
	計	18 人	6.1%		計	3 人	5.0%
漁業種類別経営体数	底びき網	10 経営体	34.5%	出荷先別延べ経営体数	漁協の市場又は荷さばき所	17 経営体	12.2%
	船びき網	-経営体	-%		漁協以外の卸売市場	-経営体	-%
	まき網	-経営体	-%		流通・加工業者	-経営体	-%
	刺網	3 経営体	2.8%		小売業者	1 経営体	1.5%
	小型定置網	1 経営体	10.0%		生協	-経営体	-%
	その他の網漁業	1 経営体	6.7%		直売所	1 経営体	11.1%
	釣	-経営体	0.0%		自家販売	7 経営体	9.9%
	採貝・採藻	2 経営体	1.9%		その他	-経営体	-%
	その他の漁業	5 経営体	8.5%		計（実数）	18 経営体	9.4%
	魚類養殖	12 経営体	54.5%		経営組織	個人経営体	18 経営体
	かき類養殖	-経営体	-%	会社		-経営体	-%
	のり類養殖	-経営体	-%	共同経営		-経営体	-%
	計	18 経営体	9.4%	計		18 経営体	9.4%

出典：2013 年漁業センサス

(6) 小浜地域

小浜地域の特産品は、ばれいしょ、たまねぎ、乳用牛、養殖トラフグなどがあげられます。

農業の指標（小浜地域）

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	9,604人	20.3%	農業従事者数	888人	10.8%
世帯数	3,771世帯	23.8%	農業就業人口	690人	12.4%
総農家戸数	487戸	12.1%	基幹的農業従事者数	686人	12.5%
販売農家戸数	332戸	11.3%	経営体戸数	335経営体	11.2%
専業農家戸数	197戸	16.6%	経営実人数	336人	10.5%
兼業農家戸数	135戸	7.7%	雇い入れた経営体数	93経営体	9.4%
0.3ha未満例外規定	12戸	25.5%	実人数	422人	6.9%
0.3ha～0.5ha	52戸	13.6%	延べ人日	6,850人	4.9%
0.5ha～1.0ha	126戸	12.4%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	100戸	10.8%	雇い入れた経営体数	6経営体	4.8%
2.0ha～3.0ha	34戸	10.3%	実人数	12人	3.7%
3.0ha～5.0ha	8戸	4.3%	延べ人数	3,055人	4.1%
5.0ha以上	0戸	0.0%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	155戸	14.3%	雇い入れた経営体数	92経営体	9.8%
経営耕地面積（販売）	365ha	9.2%	実人数	410人	7.0%
田	98ha	5.6%	延べ人数	3,795人	5.8%
畑	256ha	12.3%	経営耕地面積	394ha	9.4%
樹園地	11ha	8.7%	耕作放棄地面積	200ha	27.0%

出典：平成22年国勢調査、2010年農林業センサス

林業の指標（小浜地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合			
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	110戸	21.0%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	164ha	20.6%			
	3～5ha	10戸	13.2%		3～5ha	35ha	13.3%			
	5～10ha	11戸	34.4%		5～10ha	70ha	35.9%			
	10～20ha	2戸	25.0%		10～20ha	27ha	27.8%			
	20～30ha	1戸	33.3%		20～30ha	20ha	33.3%			
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	-ha	-%			
	50～100ha	-戸	-%		50～100ha	-ha	-%			
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	-ha	-%			
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%			
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%			
	計	134戸	20.8%		計	316ha	21.3%			
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	-経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植 林	1経営体	100.0%		
			会社	株 式			-経営体	-%	27ha	100.0%
				合名・合資		-経営体	-%	下刈りなど	1経営体	100.0%
				合 同		-経営体	-%		47ha	100.0%
	各種団体	農 協	-経営体	-%		間伐	実経営体数	1経営体	50.0%	
			森林組合	1経営体			25.0%	切捨間伐	1経営体	100.0%
				その他の各種団体			-経営体		-%	1ha
	その他の法人	-経営体	-%				利用間伐	1経営体	50.0%	
	地方公共団体財産区	-経営体	-%	主伐(請 負)		X経営体	-%			
		Xha	-%			主伐(立木買い)	X経営体	-%		
	法人化していない	5経営体	17.2%	Xha			-%			
		個人経営体	5経営体	18.5%		受託実経営体数	1体	50.0%		
	計		7経営体	16.3%						
特用林産物産出量		-t	-%							
公有林		410ha	26.8%							
私有林		1,691ha	31.6%							

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（小浜地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合
専兼業別経営体数	専業	4 経営体	8.3%	後継者	後継者あり	5 経営体	13.9%
	第1種兼業	20 経営体	27.4%		後継者なし	39 経営体	25.7%
	第2種兼業	20 経営体	29.9%	就業者数	自営漁業のみ	39 人	15.2%
	計	44 経営体	23.4%		漁業雇われ	25 人	24.8%
年齢階層別漁業就業者数（男）	15～19 歳	- 人	-%	年齢階層別漁業就業者数（女）	15～19 歳	- 人	-%
	20～24 歳	4 人	28.6%		20～24 歳	- 人	-%
	25～29 歳	1 人	9.1%		25～29 歳	- 人	-%
	30～34 歳	5 人	29.4%		30～34 歳	- 人	-%
	35～39 歳	2 人	25.0%		35～39 歳	- 人	-%
	40～44 歳	3 人	14.3%		40～44 歳	- 人	-%
	45～49 歳	5 人	20.0%		45～49 歳	- 人	-%
	50～54 歳	6 人	33.3%		50～54 歳	- 人	-%
	55～59 歳	4 人	22.2%		55～59 歳	- 人	-%
	60～64 歳	11 人	28.2%		60～64 歳	- 人	-%
	65～69 歳	5 人	9.8%		65～69 歳	1 人	7.7%
	70～74 歳	8 人	22.2%		70～74 歳	- 人	-%
	75 歳以上	9 人	23.7%		75 歳以上	- 人	-%
計	63 人	21.2%	計	1 人	1.7%		
漁業種類別経営体数	底びき網	19 経営体	65.5%	出荷先別延べ経営体数	漁協の市場又は荷さばき所	43 経営体	30.9%
	船びき網	1 経営体	33.3%		漁協以外の卸売市場	19 経営体	25.0%
	まき網	2 経営体	66.7%		流通・加工業者	7 経営体	12.3%
	刺網	33 経営体	30.3%		小売業者	19 経営体	28.8%
	小型定置網	1 経営体	10.0%		生協	- 経営体	-%
	その他の網漁業	1 経営体	6.7%		直売所	1 経営体	11.1%
	釣	13 経営体	52.0%		自家販売	19 経営体	26.8%
	採貝・採藻	15 経営体	14.4%		その他	7 経営系	19.4%
	その他の漁業	11 経営体	18.6%		計（実数）	45 経営体	23.4%
	魚類養殖	2 経営体	9.1%	経営組織	個人経営体	44 経営体	23.4%
	かき類養殖	- 経営体	-%		会社	- 経営体	-%
	のり類養殖	- 経営体	-%		共同経営	1 経営体	100.0%
	計	45 経営体	23.4%		計	45 経営体	23.4%

出典：2013 年漁業センサス

(7) 南串山地域

南串山地域の特産品は、ばれいしょ、レタス、煮干し、養殖ハマチです。

農業の指標 (南串山地域)

統計項目	統計数値	全市割合	統計項目	統計数値	全市割合
人口	4,093 人	8.7%	農業従事者数	972 人	11.8%
世帯数	1,233 世帯	7.8%	農業就業人口	855 人	15.4%
総農家戸数	381 戸	9.5%	基幹的農業従事者数	855 人	15.6%
販売農家戸数	326 戸	11.1%	経営体戸数	328 経営体	11.0%
専業農家戸数	207 戸	17.5%	経営実人数	329 人	10.3%
兼業農家戸数	119 戸	6.8%	雇い入れた経営体数	134 経営体	13.5%
0.3ha 未満例外規定	8 戸	17.0%	実人数	869 人	14.1%
0.3ha～0.5ha	11 戸	2.9%	延べ人日	17,536 人	12.5%
0.5ha～1.0ha	46 戸	4.5%	常時雇用者	—	—
1.0ha～2.0ha	99 戸	10.7%	雇い入れた経営体数	19 経営体	15.3%
2.0ha～3.0ha	80 戸	24.3%	実人数	36 人	11.2%
3.0ha～5.0ha	69 戸	36.9%	延べ人数	6,961 人	9.3%
5.0ha 以上	13 戸	28.9%	臨時雇用者	—	—
自給的農家戸数	55 戸	5.1%	雇い入れた経営体数	126 経営体	13.4%
経営耕地面積 (販売)	708ha	17.8%	実人数	833 人	14.3%
田	90ha	5.1%	延べ人数	10,575 人	16.2%
畑	618ha	29.6%	経営耕地面積	716ha	17.2%
樹園地	0ha	0.0%	耕作放棄地面積	57ha	7.8%

出典：平成 22 年国勢調査、2010 年農林業センサス

林業の指標（南串山地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合		
保有山林面積別林家数	1～3ha未満	59戸	11.3%	保有山林規模別面積	1～3ha未満	89ha	11.2%		
	3～5ha	4戸	5.3%		3～5ha	14ha	5.3%		
	5～10ha	2戸	6.3%		5～10ha	12ha	6.2%		
	10～20ha	-戸	-%		10～20ha	-ha	-%		
	20～30ha	-戸	-%		20～30ha	-ha	-%		
	30～50ha	-戸	-%		30～50ha	-ha	-%		
	50～100ha	-戸	-%		50～100ha	-ha	-%		
	100～500ha	-戸	-%		100～500ha	-ha	-%		
	500～1,000ha	-戸	-%		500～1,000ha	-ha	-%		
	1,000ha以上	-戸	-%		1,000ha以上	-ha	-%		
	計	65戸	10.1%		計	115ha	7.8%		
組織形態別経営体数	法人化している	農事組合法人	X経営体	-%	林業作業受託料金収入経営体数と受託面積	植林	X経営体	-%	
		会社	株式	X経営体			-%	Xha	-%
			合名・合資	X経営体		-%	下刈りなど	X経営体	-%
			合同	X経営体		-%		Xha	-%
	各種団体	農協	X経営体	-%		間伐	実経営体数	X経営体	-%
		森林組合	X経営体	-%			切捨間伐	X経営体	-%
		その他の各種団体	X経営体	-%				Xha	-%
	その他の法人	X経営体	-%	利用間伐		X経営体	-%		
	地方公共団体財産区	X経営体	-%	Xha		-%	主伐(請負)	X経営体	-%
	法人化していない	X経営体	-%	Xha		-%		主伐(立木買い)	X経営体
	個人経営体	X経営体	-%	Xha		-%	受託実経営体数		X経営体
	計	1経営体	2.3%						
	特用林産物産出量		-t	-%					
公有林		11ha	0.7%						
私有林		395ha	7.4%						

出典：2010年農林業センサス、特用林産物生産統計調査、森林簿

水産業の指標（南串山地域）

統計項目		統計数値	全市割合	統計項目		統計数値	全市割合
専兼業別 経営 体数	専業	7 経営体	14.6%	後継者	後継者あり	16 経営体	44.4%
	第1種兼業	27 経営体	37.0%		後継者なし	39 経営体	25.7%
	第2種兼業	21 経営体	31.3%	就業 者数	自営漁業のみ	68 人	26.6%
	計	55 経営体	29.3%		漁業雇われ	68 人	67.3%
年齢階層別 漁業 就業者数 (男)	15～19 歳	1 人	100.0%	年齢階層別 漁業 就業者数 (女)	15～19 歳	-人	-%
	20～24 歳	8 人	57.1%		20～24 歳	-人	-%
	25～29 歳	9 人	81.8%		25～29 歳	-人	-%
	30～34 歳	11 人	64.7%		30～34 歳	-人	-%
	35～39 歳	5 人	62.5%		35～39 歳	1 人	100.0%
	40～44 歳	11 人	52.4%		40～44 歳	1 人	50.0%
	45～49 歳	12 人	48.0%		45～49 歳	-人	-%
	50～54 歳	7 人	38.9%		50～54 歳	2 人	66.7%
	55～59 歳	7 人	38.9%		55～59 歳	2 人	25.0%
	60～64 歳	10 人	25.6%		60～64 歳	-人	-%
	65～69 歳	24 人	47.1%		65～69 歳	1 人	7.7%
	70～74 歳	13 人	36.1%		70～74 歳	-人	-%
	75 歳以上	10 人	26.3%		75 歳以上	1 人	8.3%
	計	128 人	43.1%		計	8 人	13.3%
漁業 種類 別 経営 体数	底びき網	-経営体	-%	出荷 先別 延べ 経営 体数	漁協の市場又は荷さばき所	53 経営体	38.1%
	船びき網	2 経営体	66.7%		漁協以外の卸売市場	38 経営体	50.0%
	まき網	1 経営体	33.3%		流通・加工業者	22 経営体	38.6%
	刺網	25 経営体	22.9%		小売業者	21 経営体	31.8%
	小型定置網	8 経営体	80.0%		生協	-経営体	-%
	その他の網漁業	12 経営体	80.0%		直売所	-経営体	-%
	釣	10 経営体	40.0%		自家販売	20 経営体	28.2%
	採貝・採藻	37 経営体	35.6%		その他	3 経営体	8.3%
	その他の漁業	24 経営体	40.7%		計（実数）	58 経営体	30.2%
	魚類養殖	8 経営体	36.4%	経営 組織	個人経営体	55 経営体	29.3%
	かき類養殖	2 経営体	15.4%		会社	3 経営体	100.0%
	のり類養殖	-経営体	-%		共同経営	-経営体	-%
	計	58 経営体	30.2%		計	58 経営体	30.2%

出典：2013 年漁業センサス

2.3 意向調査

(1) 意向調査結果の概要

農林水産業を支える生産者が減少することは、本市経済活動のほか、国民の食を支えている産地として、農林水産物の安定供給が困難となるため、危機的状況になることが懸念されます。

また、今後の本市農林水産業が進むべき施策方向の鍵を握るため、現況、将来的展望に対する期待は何かを的確につかみ、本計画に反映させていく必要性があります。

そこで、関係機関を対象としたヒアリング調査や、本市で農林水産業を営む方々などを対象にアンケート調査（平成26年10月）を実施し、その結果を次のとおり整理しました。



【農業】

項目	調査結果
農業経営上の悩み	農業者の85.6%が「悩みがある」と回答し、具体的な内容は、「農業資材の価格高騰」と、「ひと（労働力）」が多く、中でも、「ひと（労働力）」に対する内容は、「規模拡大をしたいが、労働力不足」が35.8%と最も多く、次に「後継者がいない」が21.2%となっており、労働力不足が深刻化していることが分かった。
地域農業存続の上で重要なこと	「労働力の確保・育成」が53.1%で最も多く、労働力が不足している現状にあることが分かった。
担い手を確保・育成するために必要なこと	「意欲ある農業者への融資制度等の充実」が48.5%で最も多く、次に「農業技術の指導と向上」が32.5%となっており、持続可能な農業経営を安定的に実施するための支援を求めていることが分かった。
10年後の経営耕地の規模	「現状のまま」が51.7%で最も多かったが、「拡大したい」との回答も26.4%あり、その方法は、「周辺の農地を利用集積して拡大したい」が77.8%となっており、農地の利用集積に関心が高いことが分かった。
農畜産物の加工や流通など6次産業化*	農畜産物の加工や流通など「やってみたいとは思わない」が35.5%と最も多かったが、野菜のカット工場への出荷意向は、「安定的な収入が見込めるので、出荷したい」が35.5%あり、加工向け野菜の生産に関心があることが分かった。
10年後の雲仙市のあるべき農業の姿	「雲仙ブランド*を確立させ、農業所得の向上を図るべき」が62.7%、「高付加価値をつけた体制の整備と確立を推進するべき」が47.5%、「食の安全安心を確立し、産地の信用を高める」が42.1%となっていることから、低コスト化や地産池消などに比べ、販売価格の向上を求めていることが分かった。
行政に期待すること	「融資制度への対策」が40.3%、「担い手への対策」が35.7%、「経営体対策」が32.8%と、「土地改良施設整備」や「生産技術対策」に比べて高くなっていることから、農業経営及び労働力確保に関する支援が求められていることが分かった。

【林業】

項目	調査結果
所有する山林面積 山林境界の把握 山林に行く頻度	所有する山林面積は、「1ヘクタール未満」が56.9%で最も多く、山林境界の把握についても、「概ね把握している」が64.7%となっているが、山林に行く頻度は、「2～3年に1回」と「行ったことがない」がともに19.6%となっており、山林境界の把握はしているが行く頻度は低いということが分かった。
山林の間伐*作業	「何もしていない」が68.6%と最も多く、所有山林の維持管理はほとんど行われていないことが分かった。
更新の際に植えたい樹種	「ヒノキ」が51.0%と最も多く、スギや広葉樹の需要は低いということが分かった。
今後の山林の管理	「山林は自分で保持したいが、管理等は森林組合*等に委託したい」が31.4%、「自分で管理を行い、山林として維持したい」が27.5%となっており、管理の必要性については関心が高いことが分かった。
行政に期待すること	「間伐*を実施するための対策（作業道等の整備）」が35.3%で最も多く、次に「山林を保全している住民への支援対策」が27.5%となっており、管理を行う作業面での支援にあわせて、保全への取組を行っている林業従事者及び山林保有者への直接支援も求められていることが分かった。

【水産業】

項目	調査結果
主に営んでいる漁業種類	「刺網漁業」が47.0%で最も多いことが分かった。
漁船の所有状況	「所有している」と回答したのが86.4%で、所有漁船の種類は、「3t～5t未満」が43.9%と最も多く、次に「船外機付漁船」が29.8%ということから、所有漁船は小規模であることが分かった。
所有漁船の使用経過年数	「20年～30年未満」が40.4%で最も多く、次に「30年～40年未満」が26.3%あり、その漁船の更新及び漁業継続の意向は、「購入しない」が40.4%となっていることから、所有漁船は古いですが、更新して継続することは厳しいと思っている漁業従事者が多いことが分かった。
漁業経営上の問題点	「水産資源の減少」が72.7%、「水産物価格の低迷」が53.0%、「海域環境の変化」が48.5%、「資材の高騰（燃料費を含む）」が45.5%となっていることから、漁業経営を行う上では様々な課題があるが、漁業種類を問わず、漁場環境の悪化や所得の減少など共通の課題があることが分かった。
水産物価格向上のための取組	「水揚げまでの鮮度管理」が42.4%、「活魚による販売」が22.7%となっていることから、水産物価格向上を図る上では鮮度が重要であると考えている漁業従事者が多いことが分かった。
漁業者を増やすために必要なこと 漁業継続に必要なこと	「漁業収入の安定化を図る」が80.3%、「生活面における支援」が40.9%となっており、また、漁業継続に必要なことは、「水揚げ量が少ない時期における収入確保」が40.9%、次に「漁業所得（水産物価格）の向上」が25.8%となっていることから、漁業経営を継続するには、労働環境の改善や安全対策等よりも所得の確保が重要であることが分かった。
行政に期待すること	「漁場造成への対策」が48.5%、「漁場の環境保全への対策」が40.9%、「栽培漁業*の推進への対策」が36.4%、「水産物価格への対策」が34.8%となっていることから、漁場環境の保全や栽培漁業*の推進という生産面と、価格向上という販売面での支援が求められていることが分かった。

2.4 雲仙市農林水産業の課題整理

【農業】

平成 23 年現在の農業における生産額は 12,003 百万円（長崎県市町民経済計算）で過去 10 年間で 3,025 百万円増加しています。しかし、農産物の価格低迷、農業生産環境の変化、農業従事者の高齢化、後継者不足によって、生産者が減少傾向にあります。

（1）担い手の育成・確保

農業を支える構造を販売農家*戸数で見ると、過去 10 年間で 2 割が減少しました。中でも、「0.3～1.0ha」規模の販売農家*戸数は過去 10 年間で 2 割が減少しました。その一方で、「1.0～2.0ha」や「2.0～3.0ha」規模の販売農家戸数は増加し、経営規模拡大が進み、10 百万円以上の販売農家*戸数が増加しています。

また、農業従事者数をみると、販売農家*戸数の減少に伴い、過去 10 年間で農業従事者数と農業就業人口は 3 割、基幹的農業従事者数は 1 割が減少し、そのうち、65 歳以上の高齢農業者が占める割合は、農業従事者が 4 割、農業就業人口が 3 割、基幹的農業従事者が 4 割と、高齢農業者が農業を支えている現状にあります。

このため、次世代を担う力強い担い手の育成・確保、集落営農*組織や法人化を推進することが課題です。

次に、農業における雇用をみると、常時雇用した農家戸数は過去 10 年間で 4.6 倍に増加、臨時雇用した戸数は過去 10 年間で 2 割減少しています。しかし、実人数をみると、臨時雇用した戸数は減少しているものの、臨時雇用実人数は増加しています。これは、経営体の規模拡大が進み、多くの雇用者がいると考えられます。あわせて、延べ人数をみると、常時雇用が増加し、大規模化や法人化が進んでいると考えられます。

また、島原雲仙農業協同組合が実施している農援隊の活動をみると、経営規模の大型化や高齢化等による労働力不足や、その需要が高まっています。平成 24 年度から有料化され、農援隊隊員数が減少したことに伴い、農家派遣戸数は減少しましたが、必要性は高くなっています。

さらに、アンケート調査によると、農業経営上の悩み・問題点は、「農業資材の価格高騰」が最も多く、次に「ひと（労働力）」、「農畜産物の販売価格低迷」、「農業機械の価格、耐用年数」、「農地」の順でした。

ひとに対する具体的な悩み・問題点は、「規模拡大をしたいが、労働力不足」が最も多く、次に「後継者がいない」、「パート求人をしていても人材が確保できない」、「人件費が高い」でした。

あわせて、ヒヤリング調査でも、規模拡大への意欲が高いものの、重量野菜の収穫期やイチゴのパック詰め作業は、農援隊やヘルパーだけでは対応できない状況になっています。

（2）生産基盤の整備

本市の農地は、農産物価格低迷、農家戸数と農業従事者数とともに減少しています。また、傾斜地で細分化されたほ場が多いため、ほ場区画の整理（以下、ほ場整備）が進んでいません。

さらに、耕作放棄地*が増加し、近年、イノシシによる農作物への被害が発生しています。

アンケート調査によると、地域農業存続の上で重要な事項は、「労働力の確保・育成」が最も多く、次に「農業生産基盤*の整備」でした。

また、農地に対する具体的な悩み・問題点は、「基盤整備などが行われておらず、営農条件が悪い」が最も多く、次に「規模拡大をしたいが、農地が見つからない」であり、ほ場環境の整備が遅れているため、ほ場環境の整備を進めることで、労力の低減を図りたい意向であると考えられます。

あわせて、10年後の経営耕地の規模は、「現状のまま」が最も多かったものの、「周辺の農地を利用集積して拡大したい」とする意向も多く、農地の借り手と貸し手のマッチングとほ場環境の整備が必要です。

さらに、必要な農業生産基盤*整備は、ほ場整備が最も多く、労力の低減と生産性の向上を図りたい意向であると考えられ、一体的に大型農業機械や集出荷施設など農業用施設の整備も必要です。

そのような農業生産基盤*整備に加えて、農地中間管理機構*を活かした担い手への農地の利用集積*を推進するためには、集落内の合意形成が課題です。

また、優良農地を確保するためにも、農業振興地域整備計画*をはじめとする土地利用計画に基づく農地管理が必要です。

（3）高付加価値化

食の安全・安心が重要視される中、消費者は、新鮮で安全・安心できる農産物を求めています。その一方で、農産物の価格低迷が続いています。

アンケート調査によると、10年後の雲仙市のあるべき農業の姿は、「雲仙ブランド*を確立させ、農業所得の向上を図るべき」が最も多く、次に「高付加価値をつけた体制の整備と確立を推進するべき」、「食の安全安心をいっそう確立し、産地としての信用をより高めるべき」、「大規模化を進めて高効率・低コストの農業を推進するべき」が続きます。

消費者のニーズを満たしつつ、生産者の農業所得向上を図るためには、他の産地との差別化と、食の安全・安心を確立し、産地としての信用度を高め、環境に配慮した栽培方式を取り入れることが必要です。

このため、消費者が求める食の安全・安心への取組や、産地における地域資源*や個性を活かした取組を推進するためには、消費者が求めるものを迅速に把握することが必要です。

あわせて、農業生産工程管理（GAP*：Good Agricultural Practice）や長崎県特別栽培*農産物、さらには有機JAS*などの各認証制度の取得を推進することで、安全・安心かつ高品質な農産物を生産することが必要です。

さらに、消費者にもわかりやすいトレーサビリティ*の実現により、消費者と農業者の距離を縮め、信頼を高めていくことは、産地の維持拡大にとって重要です。産地として持続的な発展をしていくために、信頼性の高い農産物を生産するとともに、地域団体商標（地域ブランド*）登録を行う等の特色ある販売戦略が必要です。

（４）６次産業化*や他産業との連携

農畜産物は、農協と卸売市場などを經由して、品質の高さを活かし、主に、関東や関西方面に流通し、さらに、イチゴが海外（香港、シンガポール）にも輸出されています。

本市の基幹産業は農業と観光であるため、交流人口を活かした取組が必要であるほか、市民にも雲仙産農畜産物の良さを知ってもらう必要があります。

アンケート調査では、農畜産物の加工や流通など６次産業化*を、「やってみたいとは思わない」が最も多く、次に「条件次第でやってみたいと思う」の順でした。

また、野菜のカット工場や惣菜工場が建設・操業した場合の出荷意向は、安定的な収入が見込めるので、「出荷したい」が最も多く、規格外の農産物についても利用を促進していくことが必要です。

（５）地域資源*の活用と農とのふれあい

農業従事者の高齢化、離農等による農地の荒廃化、集落の過疎化等が深刻な問題となりつつありますが、「日本の棚田百選」や「長崎県のだんだん畑十選」に選定された農地や農村が持つ、地域特有の資源があり、地域資源*を活かした農とのふれあいとして、農業体験などを進め、利用者は増加傾向にあります。

現在、観光に求めるニーズは団体から個人、また、見る観光から体験する観光に変化しています。

このため、農業者と一体となって体験交流プログラムの洗い出しを行い、農業体験及び農産物の加工体験の開催とPRを充実していくことが必要です。



【林業】

平成 23 年現在の林業における生産額は 648 百万円（長崎県市町民経済計算）で過去 10 年間で 465 百万円増加しています。しかし、この増加は、特用林産物*の生産量増加が主な要因であり、木材価格の長期低迷、林業従事者の高齢化・減少に伴い、森林に行く機会も減少し、森林境界が十分に把握できていない状況で、手入れが行き届かない荒廃した森林が増加している現状にあります。

（１）林齢*構成の平準化

本市の国有林*を除いた民有林*は 6,881ha で、そのうち、人工林*が 68%を占めています。人工林*のうち伐期を迎えた 40 年生以上の森林が約 4,000ha（約 85%）を占め、人工林*全体の 96%の間伐*が必要であり、偏った林齢*構成になっています。今後とも森林の有する公益的かつ多面的機能*を発揮させるため、林齢*構成の平準化による健全な森林資源の維持が必要です。

（２）間伐*の推進

森林の所有形態は、法人や集落を含む私有林*が約 8 割を占め、森林所有者の多くが零細な規模の所有のため、森林施業の集約化が進んでおらず、施行の効率化が妨げられている状況です。

アンケートによると、山林の境界は、「概ね把握している」が最も多く、次に「把握していない」でした。また、山林に行く頻度は、「その他」が最も多く、次に「2～3年に1回」と「行ったことがない」の順でした。

さらに、山林の間伐*作業は、「何もしていない」が最も多く、以前は、手入れを所有者が実施していたため、山林に行っていたが、現在は、殆ど手入れをしていないため、山林に出向かない所有者が多い現状にあります。

その結果、間伐*の必要な森林が多く存在しているため、間伐*を中心とした森林整備が必要であるほか、森林の持つ多面的機能*を発揮していくためには、森林資源を有効に活用する利用間伐*の実施を必要です。

（３）路網*の整備

木材の生産性の向上と作業の低コスト化を図り、利用間伐*を推進するためには、簡易で耐久性のある路網*の開設と整備が必要です。

（４）木材利用の拡大推進

市内で生産された木材をより高く販売していくためには、市内での市内産木材利用を推進していくことが必要です。

このため、「雲仙市木材利用促進基本方針」に即し、市が行う公共施設建設や公共工事における市内産木材利用の拡大を推進していくことが必要です。

【水産業】

平成 23 年現在の水産業における生産額は 792 百万円（長崎県市町民経済計算）で過去 10 年間で 51 百万円減少しています。

本市の漁業は、海域環境が異なる橘湾と有明海で行われ、魚類（ハマチ、トラフグ、マダイ）、貝類（カキ、アサリ）の養殖は増加傾向にあるものの、水産業全体では、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化が続いています。

（１）漁業経営体の育成・確保

水産業を支える構造を漁業個人経営体数及び組織別経営体数で見ると、過去 10 年間で経営体数が約 4 割減少し、中でも「個人経営」の減少が顕著で、過去 10 年間で約 4 割が減少し、特に「第 2 種兼業」は過去 10 年間で約 6 割が減少しました。

漁業就業者数をみると、漁業個人経営体数の減少に伴い、漁業就業者数は過去 10 年で約 1 割減少しました。中でも、自営は過去 10 年間で 204 人が減少している一方で、雇用は過去 10 年間で 24 人増加しています。今後とも収益性の高い、安定した漁業経営体の育成が必要です。

（２）海域環境の改善と整備、水産資源の保全

漁業別経営体をみると、過去 10 年間で採貝が 9 割、刺網が 4 割減少している現状から海域環境の変化と、魚類やアサリなど水産資源の減少が進んでいると考えられます。アンケートや漁協へのヒヤリングによると、漁業経営上の問題点として、「水産資源の減少」が最も多く、次に「水産物価格の低迷」、「海域環境の変化」、「資材の高騰（燃料費を含む）」が上げられています。

また、必要な対策として、「漁場造成への対策」が最も多く、次に「漁場の環境保全」、「栽培漁業*の推進」、「水産物価格への対策」などとなっています。水産振興を図っていくためには、海域環境の改善と整備を進めるとともに、水産資源の保全を図っていく必要があります。

（３）販路拡大と 6 次産業化*や他産業との連携

水産物は、市民や本市の観光地に訪れる観光客にも提供されています。しかし、交流人口を活かした取組が必要であるほか、市民にも雲仙産水産物の良さを知ってもらう必要があります。

アンケートによると、水産物価格向上のための取組として、「水揚げまでの鮮度管理」が最も多く、次に「活魚による販売」でした。

また、ヒヤリングによると、漁業者が思う価格でなく、市場決定による価格になっているため、漁業者の意欲が衰退し、高齢化に伴い、廃業する傾向にあります。

このため、水産物だけでなく、本市の農林産物とセットにした加工品の開発を進め、6 次産業化*のほか、他産業との連携を図っていくことが必要です。

(4) 地域資源*の活用と漁業とのふれあい

地域資源*を活かした漁業とのふれあいとして、遊漁船等の魚釣り体験などを進めています。現在、観光に求めるニーズは団体から個人、また、見る観光から体験する観光に変化しています。

このため、漁業者と一体となって体験交流プログラムの洗い出しを行い、水産体験及び水産物の加工体験開催とPRを充実していく必要があります。



第3章 農林水産業における振興方針

3.1 雲仙市が目指す農林水産業

将来像

雲仙力を育み、高め、笑顔で光り輝く雲仙農林水産業

雲仙力とは、経営力、技術力、販売力、連携力、組織力（支援力）を総和

本市の農林水産業が直面する最大のテーマは、農林水産業を持続可能な産業へ発展・確立するために、いかに所得向上を図るかということに集約されます。

そのためには、農林水産業が抱える、担い手不足や高齢化、農林水産物価格の低迷、生産資材の高騰などの諸問題に対し、消費者ニーズへの柔軟な対応やブランド*化、高付加価値化を進め、農林水産業と他産業や関連機関との連携をさらに密接にしていくことが重要です。

また、生産活動によって、伝統文化、芸能、祭り、郷土料理などの文化資源のほか、「日本の棚田百選」や「長崎県のだんだん畑十選」などの農山漁村の景観、多様な生き物が生息する豊かな自然環境など、農山漁村が持つ多面的機能*を保持しながら、本市が持つ「強み」を最大限に発揮することで、足腰の強い農林水産業の振興を図っていきます。

なお、行政の役割は、生産者及び農協、漁協並びに消費者が各々の役割に応じた取組と相互の連携ができるような体制を構築するためのパイプ役となることでもあります。

そこで、本計画では、

～雲仙力を育み、高め、笑顔で光り輝く雲仙農林水産業～

を将来像として掲げ、各種施策の振興を図っていくこととします。

3.2 施策展開の基本方針

将来像の実現を図るため、施策展開の基本方針を次に示します。

- ①経営力を高める ⇒ひと、雇用、経営感覚
- ②生産力を高める ⇒農地、山林、漁場、生産技術
- ③販売力を高める ⇒販路、消費者とのかかわり
- ④連携力を高める ⇒観光、商工など他産業との連携
- ⑤組織力を高める ⇒市、生産者、県、農協、漁協、森林組合*、市民

①経営力を高める

農林水産業の基礎的資源である「ひと」の確保と育成を図りつつ、経営感覚に優れた人材の育成支援と、農林水産業経営体の組織化を進め、経営力を高めていきます。

【農業】

担い手の確保・育成と経営支援、集落営農*組織の育成と法人化支援を行い、経営力を高めまします。担い手の確保・育成と経営支援は認定農業者*の資質向上、農業経営改善計画の達成支援を行い、認定農業者*の育成と地域内連携による多様な生産者育成支援として、規模拡大に向けた農業労働力の確保、女性農業者や高齢農業者の活動環境整備を推進するとともに、新規就農者*や参入者への支援や新規就農基準者の創設による育成・確保を推進します。

また、集落営農*組織の育成と法人化支援は、「人・農地プラン*」の作成とともに、話し合い支援、集落営農*等の組織化支援、農業経営の法人化の支援を推進します。

【林業】

意欲ある林業事業体が森林施業の集約化による森林経営を推進するため、森林所有者と林業事業体との間で長期受委託契約の締結を促進し、森林経営計画*策定と施業の実施を一体的に取り組むことができる体制づくりを支援します。

【水産業】

漁業後継者の育成と新規漁業就業者の支援、漁業経営の安定化を進め、経営力を高めまします。

漁業者の研修活動を通じ、地域に集積した漁業の技術や高齢漁業者の長年培った豊かな知識や経験を伝承し、水産業を担う漁業後継者の育成を促進します。

あわせて、意欲のある漁業後継者を確保・育成するため、国の支援制度の活用を検討するなど助成制度の整備を図ります。

②生産力を高める

農林水産業の生産基盤となる農地、山林、漁場の整備を行うとともに、生産性・収益性の向上を図る取組の支援を進め、生産力を高めていきます。

【農業】

畑地のほ場区画の整理などの農業生産基盤*整備を進め、大型農業用機械の導入による農業の生産性*向上を高めていきます。

あわせて、労力の低減、品質の向上、生産コスト削減を図るため、農業生産基盤*整備と一体的に、大型農業用機械や集出荷施設の整備、農地の有効利用のほか、環境にやさしい農業生産を活かしたブランド*化や、情報技術、労力の低減につながる農業用機械や農業用施設の導入、省エネルギー化、和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用後継雌牛の確保等の多様な生産技術を活用し、生産力を高めていきます。

【林業】

間伐*の必要な森林が多く存在している現状を踏まえ、県・森林組合*等と連携し、森林所有者に対して森林経営計画*や各種補助制度などの情報の収集・伝達に努め、間伐*を中心とした森林整備を推進します。

また、森林の持つ公益的機能*を持続的に発揮させつつ、森林資源を有効に活用する利用間伐*の実施を重点的に推進します。

さらに、意欲ある林業事業者が森林施業の集約化による森林経営を推進するため、森林所有者と林業事業者との間で長期受委託契約の締結を促進し、森林経営計画*策定と施業の実施を一体的に取組むことができる体制づくりを支援します。

あわせて、森林の整備や木材資源の搬出には、路網*の整備が不可欠となります。特に高性能林業機械*等を活用した効率的な木材搬出を行うためには、路網*の整備が前提となるので、施業の集約化促進や高性能林業機械*導入推進とともに、簡易で耐久性のある路網*の開設を推進します。

【水産業】

水産業の成長産業化を図るため、浜ごとの特性・資源状況等を踏まえ、地域の活力を再生する「浜の活力再生プラン」の策定を推進します。

また、漁船の省エネ・省コスト化や新たな漁法等の導入により、漁業の生産性・収益性を向上させる取組を推進するため、各種事業の活用や漁業近代化資金の借入に対する負担軽減を図るなど、新たな助成制度の創出を検討します。

さらに、水産資源の回復を図るため、海域特性に合った魚種の種苗放流*や放流時期により、放流効果を高め、水産資源の維持・回復を支援します。

③販売力を高める

全国への雲仙産農林水産物のPRのほか、市民や交流人口を活かした雲仙産農林水産物の良さを知ってもらう取組を進め、販売力を高めていきます。

④連携力を高める

雲仙産農林水産物の良さと、本市の基幹産業である農林水産業を活かし、他産業との連携を進め、農商工連携*や6次産業化*による新たな産業と雇用の創出による地域の活性化を図るため、生産者、他産業、行政などが話し合いの場を設け、互いの専門知識や経験を活かしつつ、連携力を高めていきます。

⑤組織力を高める

体験交流など都市と農山漁村との交流を通じ、地域内外の消費者とのコミュニケーションによる“絆”を深めつつ、農林水産業の振興を図るため、生産者同志や、生産者と消費者、農林水産業関係機関などが話し合いの場を設け、互いの専門知識や経験を活かしつつ、組織力を高めていきます。



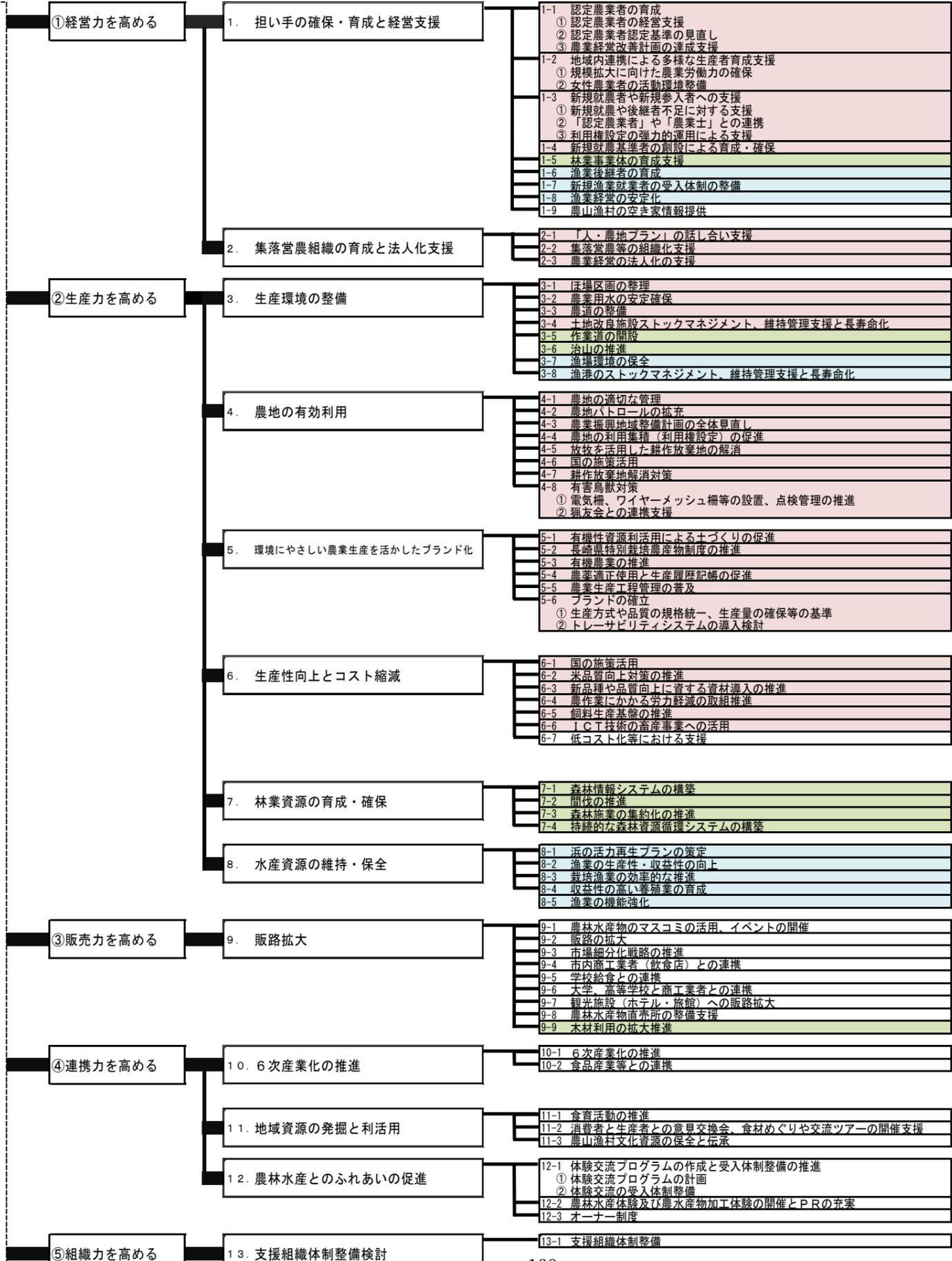
農業の現状と課題	
①担い手の育成・確保	本市における担い手の現状は、農業従事者の高齢化、後継者不足により深刻な状況となっております。それは、農林業センサスによる販売農家戸数が過去10年間(H12～H22)で773戸減少するという数値をみても明らかであるといえます。しかし、一方で農地集積などから1戸当たりの経営面積は増加傾向にあり、規模拡大が進んでいる現状にあります。 そのようなことから次世代を担う力強い担い手の育成と確保、集落営農組織及び法人化の推進のための取組みを加速化する必要があります。 近年、販売価格の低迷が続いていることなどから、規模拡大を図り、生産量を増加しようとする志向の農業者が増加している傾向にあります。規模拡大に伴う労力は、家族労働力だけでは困難であるため、雇用による労力を求めようとしている現状にあります。 しかし、知識や経験がある人を雇用することが困難な状況にあるため、労力を安定的に供給できる支援体制の整備が課題となっております。
②生産基盤の整備	本市における農地の現状は、中山間地域など傾斜地で細分化されたほ場が多いため、ほ場区画の整理が求められています。併せて、農道や用水施設などの農業生産環境が整備されていない地域もあります。 農業生産基盤の推進を図るためには、農地中間管理機構の取組みや「人・農地プラン」の推進による集落内の合意形成が必要です。 また、優良農地の確保にあわせて、高性能農業機械の導入や集出荷市施設の整備等についても推進する必要があります。
③高付加価値化	食の安全・安心に対する消費者の意識は益々高まっており、本市としても環境に配慮した生産体系の確立を推進しているところです。また、市内の優良な農畜水産物(加工品を含む)の認知度の向上と、有利販売促進を目的として、「雲仙ブランド」の取組を進めているところです。 しかし、そのような取組をさらに高めるためには、農業生産工程管理(GAP)や有機JASなどの各認証制度や、特性・こだわりなどを消費者に正確かつ広く伝えることが必要です。
④6次産業化や他産業との連携	農産物の販売価格は、他産地との競合や輸入農産物の増加に伴い、低迷しており、さらに、資材や燃油などの農業経営コストの増加で農業所得の低下が課題となっております。 このような中で、農畜産物をはじめ地域資源を有効に活用し、農業者自らが生産・加工・販売を行う6次産業化や観光業や製造業など他産業との連携による取組を進める必要があります。
⑤地域資源の活用と農とのふれあい	農業従事者の高齢化などによる耕作放棄地の増加は、有害鳥獣の被害拡大にもつながり、近い将来には集落の過疎化につながるような深刻な問題を抱えています。 しかし、本市は「日本の棚田百選」や「長崎県のだんだん畑十選」に選定された地域もあり、農村景観や伝統文化など地域特有の資源を有していることから、農業体験やオーナー制度などにより都市との交流人口の増加を図り、本市のPRをさらに加速化する必要があります。

林業の現状と課題	
①林齢構成の平準化	本市における私有林は6,881haで、そのうち68%を人工林を占めています。この人工林のうち伐期を迎えた40年生以上が約4,000haあり、偏った林齢構成になっています。森林の持つ機能は、木材利用という面だけでなく、土砂災害の防止や生態系の保全という公益的かつ多面的な機能を有していることから林齢構成の平準化による健全な森林資源の維持が課題となっております。
②間伐の推進	森林所有者の多くが零細な規模の所有であり、森林施業のための集約化による施業の効率化が進んでいない状況です。 森林の持つ多面的機能を発揮していくためには、森林資源を有効に活用する利用間伐の推進が課題です。
③路網の整備	路網の整備が十分でない状況のため、利用間伐の推進を行うためには、効率的に木材を搬出することが可能となる簡易で耐久性のある路網の開設と整備が必要です。
④木材利用の拡大	林業の所得向上を図るためには、生産された木材の利用拡大を推進していくことが求められています。このためには、公共施設建設や公共工事における市内産木材の利用拡大はもとより、間伐時で生じた林地残材等の有効活用として、畜産用敷料の原料や木質バイオマス(ボイラー、ストーブ)燃料としての活用を資する取組を進める必要があります。

水産業の現状と課題	
①漁業経営体の育成・確保	本市水産業は、水産資源の減少や魚価の低迷による漁業所得が減少しているため、経営体の減少及び、高齢化が深刻な状況になります。 水産業を担う漁業後継者の育成を図る上で、所得向上の取組をさらに加速するとともに、高齢漁業者の豊富な知識や技術を伝承するなどの取組を進め、意欲ある新規就業者の育成・確保を図る必要があります。
②海域環境の改善・整備と水産資源の保全	水産資源の減少の要因として、海域環境の変化によることが多いと思われます。漁業所得の向上を図る上において、水産資源の確保が重要な課題となりますが、このためには、適切な資源管理はもとより、漁場環境の整備や栽培漁業の推進などが必要です。
③販路拡大と6次産業化や他産業との連携	魚価の低迷には様々な要因があると考えられますが、限りある水産資源の付加価値を高め、漁業所得の向上を図る必要があります。このためには、他産業との連携が必要です。
④地域資源の漁業とのふれあい	観光に求められるニーズは、体験型観光になりつつあるため、体験型プログラムの洗い出しを行い、水産業加工体験の開催及びPRを充実させるためにも地域資源の十分な活用が必要です。



雲仙力を育み、高め、笑顔で光り輝く雲仙農林水産業



第4章 施策の展開

- 振興目標 1 担い手の確保・育成と経営支援
- 振興目標 2 集落営農*組織の育成と法人支援
- 振興目標 3 生産環境の整備
- 振興目標 4 農地の有効活用
- 振興目標 5 環境にやさしい農業生産を活かしたブランド*化
- 振興目標 6 生産性向上とコスト縮減
- 振興目標 7 林業資源の育成・確保
- 振興目標 8 水産資源の維持・保全
- 振興目標 9 販路拡大
- 振興目標 10 6次産業化*の推進
- 振興目標 11 地域資源*の発掘と利活用
- 振興目標 12 農林水産とのふれあいの促進
- 振興目標 13 支援組織体制整備検討

振興目標 1	担い手の確保・育成と経営支援
--------	----------------

農林水産物の価格低迷、生産環境の変化、従事者の高齢化及び後継者不足によって、担い手が減少傾向にあります。その反面、意欲的な担い手が多くなっており、それに伴い、労力が不足している現状にあります。このため、担い手の育成・確保と、意欲的な担い手の規模拡大に対応した、労働力の確保を推進します。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 25 年）	目標値 （平成 36 年）
認定農業者数	956 人	1,000 人
新規就農者数（農業）	25 人/年	30 人/年
新規就業者数（水産業）	1 人/年	2 人/年

1-1. 認定農業者*の育成

①認定農業者*の経営支援

本市農業の持続的発展と、地域農業のリーダーとなる効率的かつ安定的な担い手である認定農業者*の資質向上を図るため、関係機関と連携し、経営管理能力向上のための農業簿記研修会やパソコン簿記研修会などの開催を支援します。

また、認定農業者*協議会の活動を引き続き支援します。

②認定農業者*認定基準の見直し

認定農業者*認定基準の見直しを検討します。

③農業経営改善計画の達成支援

経営管理の合理化の指導、農業経営改善計画の達成支援を関係機関と連携し、計画の達成を支援し、経営感覚の高度平準化を促進します。

1-2. 地域内連携による多様な生産者育成支援

①規模拡大に向けた農業労働力の確保

農家戸数の減少や高齢化により、労力の不足は深刻な状況にあり、また、農地集積等による大規模化が進む中で、労力確保という課題が規模拡大への支障となっています。

このため、関係機関と連携し、高い知識や技術力を保有した労力を補完し、必要なときに利用できる地域労力支援システムの構築を支援します。

ただし、その運営には多大な経費がかかり、継続的な構築を推進するには農作業の頻度（需要）と労力（供給）のバランスを保つ必要があるため、農閑期における作業量の確保などの取組を支援します。

さらに、島原半島3市及び島原振興局並びに島原雲仙農業協同組合を構成員とする労力支援協議会において地域内における労力確保を模索し、シルバー人材センター等の労力提供機関との連携を図りながら、労力の確保と技能レベルの向上等を目指します。

②女性農業者の活動環境整備

農産物生産や6次産業化*などの研修会や勉強会の開催とともに、家族経営協定や経営改善計画の共同申請を関係機関と連携し、家族経営協定や経営改善計画の作成を促進し、女性農業者が活動しやすい環境の整備を支援します。

1-3. 新規就農者*や新規参入者への支援

①新規就農や後継者不足に対する支援

就農開始から5年以内（45歳未満）の農業者を対象に、新規就農にかかる経営リスクを軽減するために、給付金制度や各種補助事業を推進し、新規就農者*の支援を図ります。

また、後継者不在という問題については、農業経営を第三者に引き継ぐ「第三者継承」の推進を図ります。

②「認定農業者*」や「農業士*」との連携

新規就農者*が営農に不安を持つ生産技術のほか、消費者との接し方、地域との関わりなどについて、新規就農者*のよき相談相手として、「認定農業者*」や「農業士*」と連携し、農業を継続できるような体制を整え、新規就農者*の定着化を図ります。

③利用権設定の弾力的運用による支援

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定における下限面積要件を緩和することにより、意欲ある新規就農者*への農地の貸借を容易にし、就農促進を図ります。

1-4. 新規就農基準者の創設による育成・確保

農業経営基盤強化促進法等により、農地の利用権設定における、「新規就農基準」と「退職者等」の農業参入システム制度の創設を促進します。

また、農業参入システムの関心を高めるため、マスコミや地域誌に情報提供を行い、独自の農業参入システムを活かした新規就農者*の育成・確保を推進します。

農業参入システム制度の創設

①新規就農（10a以上）

市内在住者又は市内在住見込みで20歳以上45歳未満の人又は法人を対象に、本格的な農業経営を目指す制度とします。

②市民農業者制度

定年退職者など自給自足を目指す人を対象に、現在の下限面積を緩和したうえで、創設する制度とします。

1-5. 林業事業体の育成支援

保有山林面積が小さい森林所有者が多くを占めている本市で、森林を適正に管理し、持続可能な森林経営を行っていくためには、森林施業の集約化が必要で、林業事業体の役割が重要です。このため、森林所有者と林業事業体との間で長期受委託契約の締結を促進し、森林経営計画*策定と施業の実施を一体的に取り組むことができる体制づくりを支援するとともに、本市は、雲仙森林組合*の他1事業体が認定林業事業体として指定を受けており、この認定林業事業体への支援体制の強化と同時に、意欲を持って新規に参入しようとする事

業体に対する支援策を検討していきます。

1-6. 漁業後継者の育成

漁業者の研修活動を通じ、地域に集積した漁業の技術や高齢漁業者の長年培った豊かな知識や経験を伝承し、次世代水産業を担う漁業後継者の育成を促進します。あわせて、意欲のある漁業後継者を確保・育成するため、国の支援制度の活用を検討するなど、助成制度の整備を図ります。

1-7. 新規漁業就業者の受入体制の整備

漁業従事者の減少や高齢化への対策として、新たな漁業担い手を確保するため、漁業に関心のある人に就業情報を発信するなど、新規就業者確保に関する取組を推進します。

また、新規漁業就業者の受入及び支援について、国及び県の支援制度を活用し、促進します。

1-8. 漁業経営の安定化

漁業経営の安定化や燃油高騰による負担軽減を図るため、国の制度の活用などを促進するとともに、漁獲共済の掛金助成などの新たな助成制度の創出を検討します。

また、持続的な漁業生産を行うための基盤となる漁業協同組合の経営の改善や合併などによる財務基盤の強化を推進します。

1-9. 農山漁村の空き家情報提供

新規就農者*（農業）、新規就業者（水産）が農山漁村で移住できる空き家情報について関係機関と連携し、情報を収集提供します。

振興目標 2	集落営農*組織の育成と法人化支援
--------	------------------

集落営農*組織の育成や法人化を進め、農業の効率化と多角化による経営の安定化を図ります。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
集落営農*組織数	8 組織	15 組織
農業生産法人数	19 法人	40 法人



2-1. 「人・農地プラン*」の話し合い支援

担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化等）を地域主導で作成した「人・農地プラン*」の地域での継続的な話し合い活動を支援します。

なお、「人・農地プラン*」の認定にあたる検討会は、県、市、農協などで構成し、メンバーの概ね3割は女性とします。

2-2. 集落営農*等の組織化支援

個々の農家で農業用機械を保有しているために、生産コストがかさんでいます。このため、「人・農地プラン*」の具体化を促進するとともに、メリットや先進的な事例等を分かりやすく解説したリーフレット等の啓発資料を活用し、研修会、意見交換会、集落座談会などを通じて意識向上を図り、集落営農*組織設立や法人化への展開を支援していきます。

「人・農地プラン*」の具体化と一体的に、農地の有効利用による農地保全、農業施設・機械の共同利用や経理の一元化による経営の安定化、作業受託組織の育成、及び集落の農家が一体となって取り組む集落営農*の組織化を支援します。

2-3. 農業経営の法人化の支援

農業経営の法人化は、農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保でき、経営継承の円滑化が期待できます。また、農業法人に就農することで、初期負担がなく経営能力と農業技術を習得できるため、新規就農の受け皿になることが期待できます。

複数個別経営の法人化や新たな法人を立ち上げる際に必要な定款作成、登記申請手続きなどの費用を支援するとともに、集落営農*組織の法人化も同様に支援します。

また、法人経営に必要な労務・財務管理や障害者雇用に関する研修会、講習会などの開催を支援します。



振興目標 3	生産環境の整備
--------	---------

本市の農地は、傾斜地で細分化されたほ場が多いため、ほ場区画の整理（以下、ほ場整備）が進んでいません。また、農業用水は、河川、ため池、地下水から供給していますが、農業水利施設（ため池、ファームポンド、開水路、パイプラインなど）の老朽化が進んでいます。そのようなことから、意欲ある生産者の育成と生産コストの低減を図るため、農業における基盤整備に加え、林道作業道や漁場環境の整備を推進し、生産環境の改善を図ります。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
農地の区画整理面積	1,905.5ha	2,233.0ha
畑地かんがい施設整備面積	312.1ha	681.2ha
路網*の整備	4,005m/年	6,000m/年



3-1. ほ場区画の整理

農地の利用集積*や大型農業用機械の導入を図るためには、ほ場区画の整理が必要です。

このため、地元からの要望と合意形成が図られた地区を対象に、県営土地改良事業の導入や、国の補助事業や交付金を活用したほ場区画の整理を促進します。

なお、ほ場区画の整備にあたっては、環境に配慮した整備を進めます。

3-2. 農業用水の安定確保

営農形態の変化等による用水需要の変化、周辺地域の開発等による水田排水からの用水路への還元水減少や、ため池の減少等による用水不足から安定的な農業用水供給と適正な水配分を図るために、かんがい施設とため池の整備に努めることで、農業用水の適切な管理を進め、農業生産性*の向上を促進します。

3-3. 農道の整備

農地が耕作道に隣接していない農地を対象に、農業生産性*の向上と耕作放棄地*の発生防止を図るため、地域の実情に応じ、国の補助事業や交付金を活用した農道や耕作道の整備を促進します。

3-4. 土地改良施設ストックマネジメント*、維持管理支援と長寿命化

既存農業水利施設（揚水機場、ファームポンド、水路、ため池など）の状態の診断調査と評価を行い、施設機能の保全対策を比較し、的確な対策を実施するストックマネジメント*を促進します。

また、状態の診断調査と評価の結果、緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、施設の更新や改修を促進します。

さらに、用水施設、排水施設、農道の軽微な補修は、国の交付金を活用した地域主導による地域ぐるみでの共同保全活動を活かした直営施工による低コストの整備手法を導入することに努め、土地改良施設の維持・管理と長寿命化を促進します。

3-5. 作業道の開設

森林の整備や木材資源の搬出には、路網*の整備が不可欠となります。特に高性能林業機械*等を活用した効率的な木材搬出を行うためには、路網*の整備が前提になるため、施業の集約化促進や高性能林業機械*導入推進とともに、簡易で耐久性のある路網*の開設の推進を、防災にも配慮しながら積極的に行っていきます。

3-6. 治山の推進

保安林における山崩れ、土石流等の山地災害や落石の防止を図り、水源かん養などの森林の持つ多面的機能を高めるため、関係機関と連携し、治山事業を推進します

3-7. 漁場環境の保全

底質の泥化や有機物の堆積等による漁場環境の悪化の影響で、赤潮*や貧酸素水塊による漁業被害が発生しています。このため、海底耕耘*や覆砂*等を実施するなど海底の漁場環境やアサリ漁場の改善のほか、藻場・干潟の保全を図る漁業者の活動等に対して支援を行います。

また、放流した種苗などを保護する藻場の環境整備等を推進します。

3-8. 漁港のストックマネジメント*、維持管理支援と長寿命化

既存漁港の状態の診断調査と評価を行い、的確な対策を実施するストックマネジメント*を促進します。

また、状態の診断調査と評価の結果、緊急性のある漁港を対象に、施設機能の維持を図るため、施設の更新や改修を促進し、長寿命化を図ります。



振興目標 4	農地の有効活用
--------	---------

本市の農地は、農産物価格低迷、農家戸数と農業従事者数の減少とともに、耕作放棄地が増加し、近年、イノシシによる農作物への被害が発生しています。

その一方で、周辺の農地を利用集積して拡大したい意向も多いため、農地の借り手と貸し手のマッチングが必要ですが、農地中間管理機構*を活かした担い手への農地の利用集積*を推進するためには、集落内の合意形成が課題です。

また、優良農地を確保するためにも農業振興地域整備計画*をはじめとする土地利用計画に基づく農地管理が必要です。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
年間耕作放棄地*解消面積	15.6ha/年	30.0ha/年
農地集積率	40%	90%



4-1. 農地の適正な管理

農地を適切に管理するため、「農地法」に基づく農地転用許可制度の適正な運用による無秩序な農地のかい廃を防止するとともに、10ha以上の集団的優良農地を確保するため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく雲仙農業振興地域整備計画*の適切な管理による長期的な視野に立ち、優良農地の確保を図ります。

4-2. 農地パトロールの拡充

農業委員会*が中心となり、耕作放棄地*及び農地法の許可（届出）案件の履行状況の調査・確認、耕作放棄地*の実態把握等、農地パトロールの拡充を推進します。

4-3. 農業振興地域整備計画*の全体見直し

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的に推進していくため、国・県の基本指針変更や社会情勢の変化状況を鑑みながら、おおむね5年ごとに農業振興地域整備計画*の見直しを推進します。

4-4. 農地の利用集積*（利用権設定）の促進

農地中間管理機構*を活用した農地の出し手と受け手のマッチングや地域主導による人・農地プラン*の確立を目指し、農地の利用集積*（利用権設定）を促進します。

4-5. 放牧を活用した耕作放棄地*の解消

耕種農家の後継者不足と高齢化によって、増加している耕作放棄地*を活用した放牧を推進し、耕作放棄地*の解消とともに、生産コストの縮減を図ります。

4-6. 国の施策活用

日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払制度、多面的機能*支払制度）など、農地の有効活用と、保全に関する国の既存施策を積極的に活用し、制度についての情報提供を行い、推進を図ります。

4-7. 耕作放棄地*解消対策

農業委員会*と連携し、不在地主や土地持ち非農家に対し、農地情報の提供や担い手への農地集積を推進します。

また、国の制度を活用し、再生作業（障害物除去、深耕、整地及び土づくり【肥料、有機質資材の投入等】）、経営展開、経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等への支援のほか、用排水施設、農業用機械・施設等の整備に対する支援を行いながら、耕作放棄地*の解消を支援します。

4-8. 有害鳥獣対策

被害が多い地域を対象に、鳥獣被害防止計画に基づき、集落と野生鳥獣の棲み分けについて地域主導による有害鳥獣対策を推進します。

①電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置、点検管理の推進

電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の野生動物に対して防除効果の期待できる防護柵の設置に係る助成制度について充実を図ります。また、設置された防護柵が継続的に効果を発揮するには集落全体での点検管理が重要ですので、これらに係る取組を推進します。

②猟友会との連携支援

猟友会との連携を図り、有害鳥獣の個体数管理への支援を継続的に行います。



振興目標 5	環境にやさしい農業生産を活かしたブランド*化
--------	------------------------

食の安全・安心が問題となっている昨今、消費者は、新鮮で安全・安心できる農産物を求めています。また、農産物の価格低迷が続いています。消費者のニーズと、生産者の農業所得向上を図るためには、環境にやさしい農業生産とブランド*化が必要です。

このため、環境に配慮した栽培方式を取り入れ、農薬の適正使用、生産履歴記帳と一体的に、生産方式や品質の統一、生産量の確保が必要です。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
長崎県特別栽培農産物数	3 品目	5 品目
有機（JAS*）認定件数	3 件	10 件



5-1. 有機性資源利活用による土づくりの促進

もみ殻等の農業残さ及び家畜排せつ物等の有機物をたい肥化し、バイオマス資源として利活用することで、化学肥料の使用量低減ができる取組を支援します。

また、有機物たい肥による土づくりを推進するため、耕種農家への情報提供に努めます。

5-2. 長崎県特別栽培農産物制度の推進

環境にやさしい農業として、農業が持つ自然循環機能を維持増進するため、化学肥料と化学合成農薬の使用量を慣行の50%以下に抑える高い栽培技術による長崎県特別栽培農産物の認証を推進します。

5-3. 有機農業*の推進

食の安全・安心が求められている中、本市は、平成20年12月に、有機農業*生産者、長崎県島原振興局、本市農林水産課などを構成メンバーに、「雲仙市有機農業*推進ネットワーク」を設立しており、有機農業*への参入、消費者等への理解増進、有機農産物*の流通・販売強化、加工品開発、有機農業*への参画者の育成・確保、有機農業*の生産技術の確立などを引き続き推進します。

5-4. 農薬適正使用と生産履歴記帳の促進

農産物の品質と安全性の向上を図り、販売面での信頼性と優位性を確保するため、関係機関と連携し、生産履歴記帳を推進します。

5-5. 農業生産工程管理の普及

農業生産過程における環境負荷の低減と農産物の安全性、及び消費者・農業者の健康維持・増進を推進するため、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取組である農業生産工程管理の普及を推進します。

5-6. ブランド*の確立

①生産方式や品質の規格統一、生産量の確保等の基準

農産物の高付加価値化を図るためには、市場や消費者の信頼、信用を確保する必要があり、生産方式（土づくりや減化学肥料・減農薬等の環境にやさしい農業生産方式で生産した農産物）や品質の規格統一、生産量の確保等の基準の設定を行い、ブランド*の確立を推進します。

②トレーサビリティ*システムの導入検討

消費者ニーズである安心を確保するため、生産者や生産履歴を公開することで、栽培

過程の安全性の確認、農産物の差別化のほか、消費者の信頼、生産者と消費者の距離を近づけ、相互の理解促進を図る情報提供を推進します。



振興目標 6	生産性向上とコスト縮減
--------	-------------

農林水産物の価格低迷、生産環境の変化、従事者の高齢化、後継者不足によって、生産者が減少傾向にあります。しかし、情報技術の利活用、農業機械の導入によって、労働時間の短縮を進め、生産性*向上に努めてきました。今後とも、より一層の労力低減と一体的に、品質の向上と生産コスト縮減を図るため、生産技術の向上が課題です。

このため、省エネルギー化、新品種や品質向上に資する資材導入、農作業にかかる労力軽減、和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用後継雌牛の確保による生産技術の向上を図ります。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
ばれいしょ生産量	50,400 t	55,000 t
レタス生産量	7,720 t	8,500 t
ブロッコリー生産量	1,844 t	2,000 t
いちご生産量	3,308 t	3,700 t
乳用牛 1 戸あたり飼養頭数	50.8 頭/戸	68 頭/戸
繁殖牛 1 戸あたり飼養頭数	20 頭/戸	26 頭/戸
肥育牛 1 戸あたり飼養頭数	245 頭/戸	300 頭/戸
養豚 1 戸あたり飼養頭数	2,554 頭/戸	3,000 頭/戸
養鶏 1 戸あたり飼養羽数	20 千羽/戸	50 千羽/戸



6-1. 国の施策活用

国が実施している「経営所得安定対策」を活用することで、土地利用型農業における担い手の経営安定を図り、経営所得安定対策の対象となる農業経営体を育成します。

また、国が実施している「畜産・酪農経営安定対策」を活用することで、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の経営安定を図ります。

6-2. 米品質向上対策の推進

水稻の生産コスト低減を図るため、稲作機械が活用できる麦作の推進や、無人ヘリコプターによる防除面積の拡大等、作業の共同化や集落営農*による生産を進めます。

また、品質向上を図るため、「にこまる」等品質の良い品種への転換を進めるとともに、水田直播栽培の普及に向けた実演会及び技術講習会の開催などを支援します。

さらに、米粉用米、飼料用米や稲WCS*（ホールクロップサイレージ）の新規需要米の生産拡大を支援します。

6-3. 新品種や品質向上に資する資材導入の推進

現在の市場主義の中で、販売単価の向上を図ることはハードルが高いことから、病害に対する抵抗性や品質向上が見込める新品種の導入について、関係機関と連携しながら推進を図ります。

また、レタスやブロッコリーなどにおける「べたがけ資材」や、いちごやアスパラガスなどにおける「昇温抑制資材」といった品質向上が見込める資材について、関係機関との連携を密にし、研究成果などを迅速に把握しながら、産地での波及効果が高い取組を推進します。

さらに、肉用牛や乳用牛においては、優良素牛導入に取り組むとともに、各種畜産施設の臭気や衛生・防疫に対する、施設の整備や資材等の導入について、関係機関と連携しながら推進を図ります。

6-4. 農作業にかかる労力軽減の取組推進

農業生産基盤*の整備とあわせて、高性能農業機械の導入や、集出荷施設等農業用施設の整備により労力軽減の取組を推進します。

また、ロボット化による無人農業機械や、重労働などを軽減できるアシストスーツなどについて、関係機関との連携により推進します。

6-5. 飼料生産基盤の推進

肉用牛、酪農、養豚、養鶏においては、配合飼料の原料となる輸入穀物や輸入粗飼料の為替変動による急激な高騰など、直接経営を圧迫するものとなっています。こうした中、飼料用米、WCS*（ホールクロップサイレージ）などのほか、規格外となったばれいしょ等、あるいは他食品会社から生み出される「副産物の再利用」は、良質な飼料としての供給源となるもので、生産コスト削減の解決策として、エコフィード活用の一環として、推

進していきます。

こうした状況を生かすことで、安く供給できる体制とシステムの構築を推進し、その組織化に向け支援します。

6-6. ICT*技術の畜産事業への活用

これからの畜産業についてみると、高品質な畜産物生産を目指す上では、外形的形質に加え、そのものが備える遺伝形質など、緻密な個体管理が求められます。また、畜産業を根底から支えるものとして、先進的技術であるICT*を活用しての生産技術向上が期待されます。そのためには、データ蓄積が必要であり、そうした取組への協力を行うとともに、関係機関との連携による積極的優良畜産物の生産への将来的利用の推進が望まれているため、こうした事業の推進も進めてまいります。

6-7. 低コスト化等における支援

①農業

農業機械の導入や維持管理にかかるコストが増加していることから、リース事業やレンタル事業など、コスト低減にかかる取組を推進します。また、資材や燃油が高止まりしていることから、ヒートポンプや省電力電球など、省エネルギー資材導入についても支援を図ります。

さらに、カット野菜など、国産の加工野菜のニーズが高まっていることから、加工業務用野菜の取組拡大を進めるとともに、集出荷体制の再編整備についても推進します。

②林業（効率的な施業システムと路網*による低コスト化）

地域や地形にあった路網*の整備と効率的な施業システムを確立することで、搬出コストの縮減、木材の生産性の向上を目指します。

また、高性能林業機械*の導入を推進するため、機械購入やリース等への支援を行います。リース事業を活用することで、費用負担の軽減を図ると共に、地域での機械の共同利用を可能とし、稼働率の向上を図ります。

③水産業

水産業においても、漁船への省エネ機器等の導入を支援することで漁業経営の安定化を推進します。

振興目標 7	林業資源の育成・確保
--------	------------

本市の人工林*のうち、間伐*が特に必要な6 齢級（30 年生）以上のものが、人工林*全体の96%を占めており、偏った林齢*構成となっています。

森林所有者の多くが零細な規模の所有のため、森林施業の集約化が進んでおらず、施行の効率化が妨げられている状況です。

さらに、木材価格の長期低迷、担い手の高齢化・減少に伴い、森林に行く機会も減少し、森林境界が十分に把握できていない状況にあります。そのため、手入れが行き届かない荒廃した森林が増加しており、森林の有する公益的かつ多面的機能*が適切に発揮できなくなっています。

こうした現状を踏まえ、森林の有する公益的かつ多面的機能*を高度に発揮させるために、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成に取り組むとともに、森林資源の活用へと森林施業をシフトさせなければなりません。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 25 年）	目標値 （平成 36 年）
利用間伐*面積	66ha/年	100ha/年
特用林産物*生産量	1,519 t /年	1,787 t /年



7-1. 森林情報システムの構築

現在、森林の現況を把握するデータとしては、県が作成する森林簿と市が作成している航空写真及び土地台帳がありますが、互換性がなく、また、森林組合*などの林業事業者が活用しにくいという現状となっています。

本市では、大部分の地域において地籍調査が完了しているため、そのデータを活用し、航空写真や県の森林簿で管理されている所有者情報、樹種、林齢*、施業履歴等を組み合わせた森林情報システムの構築を行い、県や市、森林組合*が情報を共有し有効活用できるよう働きかけ、団地の形成や森林施業の集約化及び路網*の整備の更なる推進を図ります。

7-2. 間伐*の推進

間伐*の必要な森林が多く存在している現状を踏まえ、県・森林組合*等と連携し、森林所有者に対して森林経営計画*や各種補助制度などの情報の収集・伝達に努め、間伐*を中心とした森林整備を推進します。

森林の持つ公益的機能*を持続的に発揮させつつ、森林資源を有効に活用する利用間伐*の実施を重点的に推進します。

地形上の制約により、利用間伐*が難しい森林については、強度の切捨て間伐*を行い、広葉樹との針広混交林*や広葉樹林への誘導を行い、公益的機能*を持続的に発揮できるよう維持管理に努めます。

手入れが遅れている未整備林については、森林所有者の同意を得ながら、ながさき森林環境税事業を活用した切捨て間伐*を推進します。

7-3. 森林施業の集約化の推進

保有山林面積が小さい森林所有者が多くを占めている本市において、森林を適正に管理し、持続可能な森林経営を行っていくためには、利用間伐*の低コスト化を推進するための作業道の作設においても、森林施業の集約化が不可欠であるため、森林整備地域活動支援交付金等を活用した森林施業の集約化への取組を支援します。

7-4. 持続的な森林資源循環システムの構築

伐期を迎えた木材生産性の高い地域において、公益的機能*の持続的発揮に配慮しつつ、毎年一定量の小面積皆伐と再造林*を推進し、持続的な森林資源循環システムの構築と幼齢林から高齢林まで、適切な齢級構成が維持できる施策に取組めます。

また、低密度植栽*や筋刈、坪刈による下刈りなど、低コスト育林*手法の普及を推進します。

さらに、緑の少年団活動の一環として、植樹活動等の体験を推進しながら、地域への愛着と森林・林業への理解を促していきます。

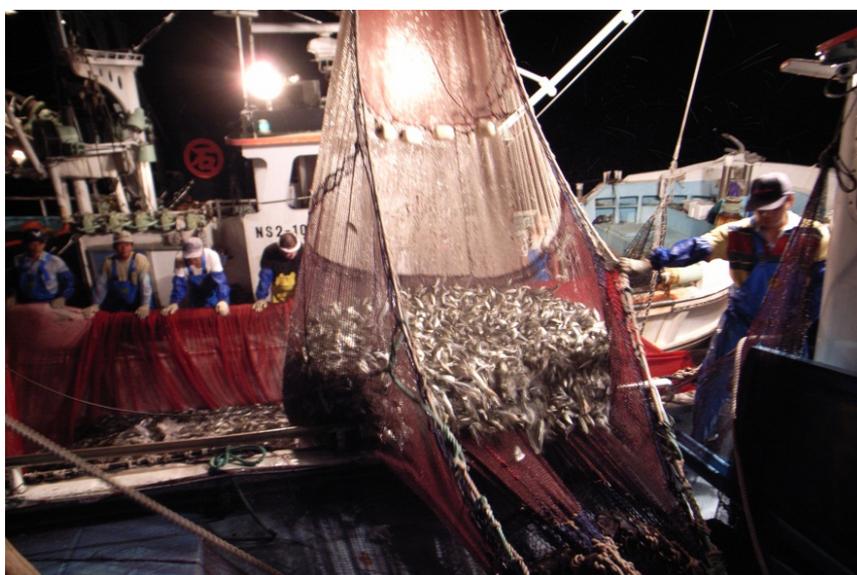
振興目標 8	水産資源の維持・保全
--------	------------

本市の水産業は、海域環境が異なる橘湾と有明海で行われ、魚類（ハマチ、トラフグ、マダイ）、貝類（カキ、アサリ）の養殖は増加してきているものの、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化が続いています。中でも水産資源の減少は顕著で、水産資源の維持・保全が課題です。あわせて、漁業の生産性・収益性の向上に向けた取組が必要です。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 24 年）	目標値 （平成 36 年）
漁業生産量（養殖除く）	2,923 t	3,200 t
養殖ハマチ生産量	256 t	300 t
養殖カキ生産量	19 t	94 t

現状値：第 60 次長崎農林水産統計年報より



8-1. 浜の活力再生プランの策定

水産資源の減少、魚価の低迷が続く中、燃油高等により漁業コストが増大し、漁業収益が悪化しているため、漁業者の経営改善が急務となっています。水産業の成長産業化を図るためには、浜ごとの特性・資源状況等を踏まえ、水産物の消費を拡大し、適切な資源管理*等を通じた収益性の高い、持続可能な漁業・養殖業の推進が必要です。

このため、水産業の再生を図るため、漁業者、関係団体が一体となって、現状を把握し、問題点・課題を認識した上で解決策の検討を行い、地域の活力を再生する「浜の活力再生プラン」を策定します。

8-2. 漁業の生産性・収益性の向上

漁船の省エネ・省コスト化や新たな漁法等の導入により、漁業の生産性・収益性を向上させる取組を推進するため、各種事業の活用や漁業近代化資金の借入に対する負担軽減を図るなど、新たな助成制度の創出を検討します。

8-3. 栽培漁業*の効率的な推進

水産資源の回復を図るため、海域特性に合った魚種の種苗放流*や放流時期により、放流効果を高め、水産資源の維持・回復の支援を推進します。

8-4. 収益性の高い養殖業の育成

養殖業の収益性向上を図るため、市場価値の高い新魚種の導入や高品質魚の育成を推進するとともに、生産コストを軽減するための新たな技術導入及び環境にやさしい養殖業の推進により、安全で高品質な生産物の供給体制を推進します。

8-5. 漁協の機能強化

小規模で経営基盤の脆弱な漁協組織の体質強化を図るため、県や関係機関と連携を図り、充分に話し合いながら合併等を推進します。

振興目標 9	販路拡大
--------	------

農産物は、市内農協、卸売市場など（以下、市場）を経由して、品質の高さを活かし、主に、関東方面のほか、関西に流通し、日本国民の食卓を飾っているほか、一部は全農を通じ、海外（香港、シンガポール）にも輸出されています。また、市民や本市の観光地に訪れる観光客にも提供されています。

しかし、本市の基幹産業は農業と観光であるため、交流人口を活かし、地域に出回る農林水産物の増加を高める取組が必要であるほか、市民に雲仙産農林水産物の良さを知ってもらう必要があります。このため、多様な販路拡大が課題です。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 25 年）	目標値 （平成 36 年）
学校給食地産地消	16%	30%
販路拡大に向けた商談会の開催	3 回/年	6 回/年



9-1. 農林水産物のマスコミの活用、イベントの開催

雲仙産農林水産物の栽培暦や農林水産物直売所について、「ホームページ」や「広報」を活かした公開を推進します。

また、消費者等へ広くアピールするため、トップセールスやマスメディア等効果的な普及宣伝等によるPRを図ります。

さらに、市や農業関係団体のイベントの開催時に、雲仙産農林水産物の情報提供を行い、効果的な普及宣伝によるPRを促進します。

9-2. 販路の拡大

生産者等へ販路拡大等の意向調査を行い、状況を把握したうえで、市場ルートのほか、直売、直販、食品製造業や外食産業等への販路の拡大を推進します。

また、ブランド*を広くアピールするためには、地域団体商標制度の利活用等によりブランド*化して、差別化を図ります。

さらに、ブランド*を消費者等へ広くアピールするため、市のホームページやマスメディア等効果的な普及宣伝等によるPRを促進します。

9-3. 市場細分化戦略の推進

マーケティングの強化を行います。国内外の富裕層をターゲットにした数量限定のプレミアムブランド*による販路拡大を図ります。

なお、農林水産物の輸出は、輸出対象国の風習、文化等の情報収集を行います。

9-4. 市内商工業者（飲食店）との連携

旬の時期に旬のものを活用した料理フェアの開催を支援し、各店舗の多様なメニューで農林水産物の消費拡大を促進します。

9-5. 学校給食との連携

学校給食において、旬の農林水産物が多く出回る時期に、地域食材を活かした給食食材の供給を推進します。

9-6. 大学、高等学校と商工業者との連携

地域資源である豊富な農産物や魚介類など、旬の食材を活用した料理や加工品のアイデアを学生や生徒に検討してもらうなど、若者の新たな視点により魅力を引き出す機会の創出を推進します。また、連携によって開発された料理や加工品等の事例は、開発した高等学校や、市内の飲食店、商工業者とが一緒になって、販売を促進するほか、「ホームページ」や「広報」を活用したレシピの公開を推進します。

9-7. 観光施設（ホテル・旅館）への販路拡大

販路を拡大するため、市や農林水産関係機関のイベント時にホテルや旅館に案内状を送

付するなど、生産者とのマッチングの機会を増やし、ホテル・旅館が雲仙産農林水産物への関心度を高めるきっかけの場づくりの創設を推進します。

9-8. 農林水産物直売所の整備支援

多様な生産者の販路拡大と、市民や商工業者が身近なところで農林水産物や農林水産物加工品等を購入できる地域振興拠点施設として、国の補助事業や交付金を活用した農林水産物直売所の整備支援と、市民の農林水産物消費拡大、所得と就業意欲の向上を促進します。

9-9. 木材利用の拡大推進

市内で生産された木材をより高く販売していくためには、市内での市内産材利用について推進していくことが重要です。

そこで「雲仙市木材利用促進基本方針」に即し、市が行う公共施設建設や公共工事における市内産材の利用を推進します。また、公益法人等が建設する建物等についても市内産材の利用を推進していきます。

近年、韓国や中国などへの海外向けの出荷も九州各地において盛んに行われていることから、本市においても木材の海外へ向けた輸出は重要な取組であると考えます。

原木を需要者側へ安定的に供給するため、中間土場などのストックヤード機能の活用を検討し、ロットの確保、仕分け作業などによる輸送等の効率化を推進します。

また、間伐*地で生じた林地残材等の有効活用として、畜産用敷料（オガ粉）の原料や木質バイオマス（ボイラー、ストーブ）燃料の原料としての活用策についても検討していく必要があります。

公共施設等の施設整備実績

年度	整備施設名	建築面積	木材使用量	県産材 使用量	県産材 利用率
平成 23	通所介護施設	294 m ²	94 m ³	82 m ³	87.2%
平成 23	多比良小学校	1,141 m ²	24 m ³	21 m ³	87.5%

振興目標 10	6次産業化*の推進
---------	-----------

経済情勢が変化しつつありますが、雇用状況を取り巻く環境は厳しい状況にあります。人口減少が進む本市は、基幹産業を活かした新たな企業の誘致や地場産業の育成などによる雇用の場を確保することが課題です。

このため、本市の基幹産業である農林水産業を活かし、生産者が加工や、販売を行うことはもとより農商工連携*を進め、新たな産業へと発展させることが必要です。このような取組を支援することにより、6次産業化*の推進、食品産業等との連携を図ります。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
6次産業*事業者数	4 事業者	10 事業者



10-1. 6次産業化*の推進

農林水産業従事者が生産したものを売るだけのスタイルから脱却するため、生産者、農業協同組合、漁業協同組合による直売・加工品の開発を促進します。

また、商工会の協力を得ながら、他産業との連携を促進し、蓄積された加工技術や知見を活かした新たな加工品の開発を推進し、農林水産物価値の向上や新たな地域雇用を創出するような事業（6次産業化*）を促進します。

6次産業化*の取組を促す環境づくりを進めるため、各関係者間での交流会の開催などの取組を推進します。あわせて、6次産業化*への取組に際し、必要となる国の支援制度の導入や、農林水産・商工・観光振興策との連携と充実を図ります。

10-2. 食品産業等との連携

食品製造業と外食産業は、安価な外国産の食材から安全・安心で高品質な国産食材へ移行しつつあります。また、一次加工を行い、そのまま調理に活用できる状態での納品を望んでいます。

このため、農業者における生産・出荷体制の構築とともに、新たな農林水産物加工工場の誘致を推進します。



振興目標 1 1	地域資源*の発掘と利活用
----------	--------------

本市は、農業従事者の高齢化、離農等による農地の荒廃化、集落の過疎化等が深刻な問題となりつつありますが、「日本の棚田百選」や「長崎県のだんだん畑十選」に選定された農地や農村が持つ、地域特有の資源があります。

これらの地域資源*の利活用を地域で考え、多くの市民や観光客に、地域へ足を運んでもらうとともに、地域が有している魅力と地域への関心や地域住民の意欲を高めていくことが課題です。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 26 年）	目標値 （平成 36 年）
消費者と生産者との意見交換会の開催数	一件	12 件



振興目標 1 2	農林水産とのふれあいの促進
----------	---------------

本市は、地域資源*を活かした農林水産とのふれあいとして、茶摘み体験、海のイカダで魚釣り体験などを進め、利用者は増加傾向にあります。

しかし、消費者のニーズの多様化と、地域間競争が進んでいるため、体験交流メニューの整理と開発をすることが必要です。このため、体験交流プログラムの作成を生産者と一体となって進め、農林水産体験及び地元農水産物加工体験の開催とPRの充実していくことが課題です。

「取組目標」

目標（成果）指標	現状値 （平成 25 年）	目標値 （平成 36 年）
体験型観光の参加者数	1,132 人	1,245 人



12-1. 体験交流プログラムの作成と受入体制整備の推進

①体験交流プログラムの計画

体験交流プログラム策定により魅力ある地域の取組を構築し、交流人口の増加による新たな産業の創出によって、雇用機会の確保を目指します。

また、このプログラムで農山漁村生活を体験してもらうことで、地域とのつながりをより感じてもらうことを目指します。

収穫、加工体験ツアーや林業体験ツアーなどの実施可能なプログラムの洗い出しと他事例の研究による雲仙らしさを伝えることが出来る体験交流プログラムの計画策定を支援します。

②体験交流の受入体制整備

策定したプログラムを組織的に受け入れる体制を整え、情報発信やプログラム参加者への普及・啓発を促進します。

- ・生産者等との共同による既存の地域資源*（観光農園、交流イベントなど）を活用した体験交流を試験的に実施し、既存活動グループが主体となった体験交流を促進します。
- ・情報発信として、パンフレットの作成やインターネット、マスコミ、旅行雑誌などを活用し、既存の体験交流の情報を発信し、都市住民と地域が触れ合う機会の創出を促進します。
- ・体験交流メニューは、新たに地域の優れた資源を活用したメニューの開発を促進します。

12-2. 農林水産体験及び農水産物加工体験の開催とPRの充実

地域の特産物を活かした交流体験の情報をわかりやすく訪問者に提供するため、地域資源*図等の作成を促進し、生産者と連携して見学・体験メニューの洗い出しを行い、開催を促進します。

また、様々な機会や多様なメディアを活用して、雲仙の魅力を広く、きめ細かく情報発信し、PRの充実を促進します。

12-3. オーナー制度

中山間地区の狭隘な段々となっている農地は、規模拡大も困難です。このため、農業生産基盤整備や機械による省力化を進める一方で、こうした農地は、その自然景観や清流を活かし、都市化した地域の住民、あるいは食育等を進める教育機関とタイアップし、減農薬や有機農法を活用しての人とのつながりを求めた農業と景観の活かし方を模索するとともに、自然農法を活用した果樹等の苗木や棚田のオーナー制度等への取組を推進します。

振興目標 13	支援組織体制整備検討
---------	------------

アンケート調査結果で、雲仙市の農林水産業施策は、「出来ていない」が 41.9%でした。その原因は「農林水産業関係の補助事業が不足している」が 56.0%、農林水産業関係の予算が不足している」が 53.8%、「農林水産業関係の支援策が不足している」が 47.8%、「農林水産業関係に関わる職員数が不足している」が 30.8%、「農林水産課とのコミュニケーションが不足している」が 24.7%、「農協、森林組合*、漁協とのコミュニケーションが不足している」が 18.1%で、補助事業と予算、支援策の不足のほか、人材とコミュニケーション不足との回答結果でした。

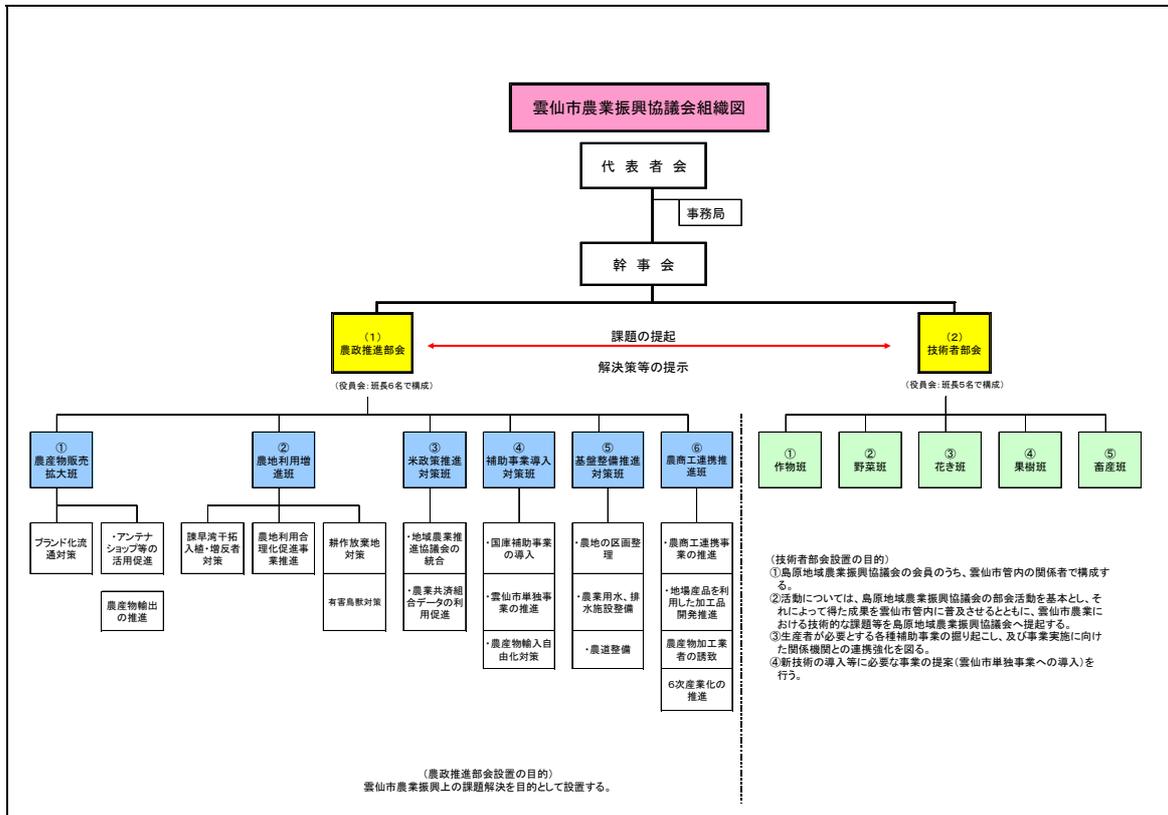
このため、農林水産業を支援していくことができる組織体制づくりが課題です。

「取組目標」

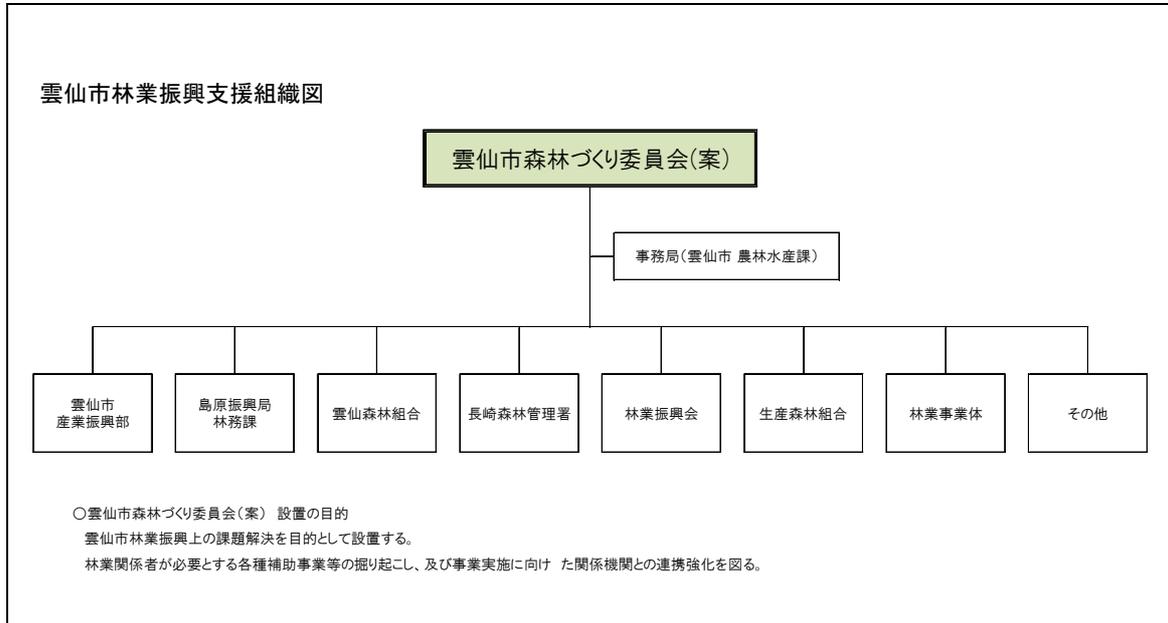
雲仙農林水産業振興に向けた支援組織の設立に努めていきます。

13-1. 支援組織体制整備検討

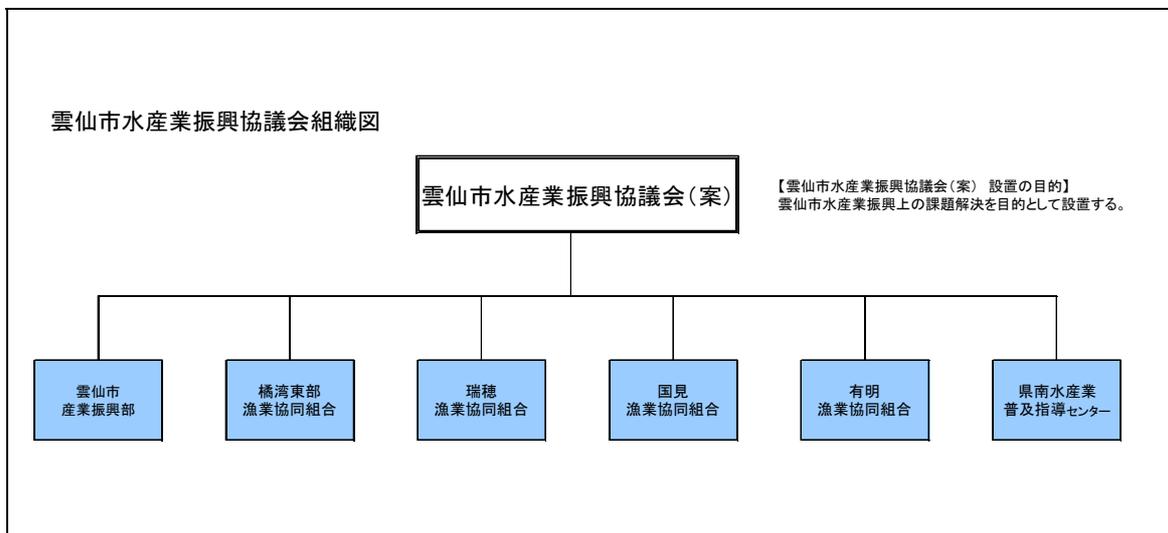
【農業】



【林業】



【水産業】



第5章 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、農業が①労力支援と②農地の利用集積*を、林業は③森林施業の低コスト化、④間伐*の推進を、水産は⑤浜の活力再生プランの作成と、⑥漁場環境の整備と水産資源の回復とし、共通の重点プロジェクトとして、⑦農林業GIS*システムの構築、⑧販路拡大による所得の向上、⑨交流連携に向けた体制作りを設定します。

①労力支援

②農地の利用集積*

③森林施業の低コスト化

④間伐*の推進

⑤浜の活力再生プランの作成

⑥漁場環境の整備と水産資源の回復

⑦農林業GIS*システムの構築

⑧販路拡大による所得の向上

⑨交流連携に向けた体制作り

① 労力支援

項目	内容
● 労力支援	<p>○ 関係機関と連携し、高い知識や技術力を保有した労力を補完し、必要なときに利用できる地域労力支援システムの構築を支援します。</p> <p>○ 運営に多大な経費がかかるため、継続的な構築を推進するには農作業の頻度（需要）と労力（供給）のバランスを保つ必要があります。このため、農閑期における作業量の確保などの取組を支援します。</p> <p>○ 島原半島3市及び島原振興局並びに島原雲仙農業協同組合を構成員とする労力支援協議会において、地域内における労力確保を模索し、シルバー人材センター等の労力提供機関との連携を図りながら、労力の確保と技能レベルの向上等を目指します。</p>

② 農地の利用集積*

項目	内容
● 農地の利用集積*	<p>○ 農地中間管理機構*を活用した農地の出し手と受け手のマッチングや地域主導による人・農地プラン*の作成を進め、農地の利用集積*（利用権設定）を推進します。</p> <p>○ 機構集積支援事業を活用し、遊休農地の所有者の利用意向調査を推進します。 また、機構集積協力金を活用し、農地中間管理機構*に、まとまった農地の貸付けを促進します。</p> <p>○ 農業競争力強化基盤整備事業より利用しやすい農地耕作条件改善事業が平成27年度から創設されることを踏まえ、農地耕作条件改善事業を活用し、機構集積協力金と一体的に農地中間管理機構*による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域（事業費2百万円、受益者数2者以上）を対象に、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の農地整備を行い、農地集積を促進します。</p>

③森林施業の低コスト化

項目	内容
●森林施業の低コスト化	<p>○地域や地形にあった路網*の整備と効率的な施業システムを確立することで、搬出コストの縮減、木材の生産性の向上を目指します。</p> <p>このため、高性能林業機械*の導入を推進するため、機械購入やリース等への支援を行います。</p> <p>あわせて、高性能林業機械*等を活用した効率的な木材搬出を行うためには、路網*の整備が前提となるので、簡易で耐久性のある路網*の開設の推進を、積極的に行っていきます。</p>

④間伐*の推進

項目	内容
●間伐*の推進	<p>○森林の持つ多面的機能*を高度に発揮させるため、また木材の安定供給体制の確立を図るために、市有林の利用間伐*を推進します。</p> <p>また、市有林と一体となった団地の形成を推進し、私有林*の利用間伐*の推進を図ります。</p> <p>さらに、利用間伐*の施業経費は、国、県の助成に上乗せを行い、森林所有者の利用間伐*への取組を推進します。</p> <p>あわせて、手入れが遅れている未整備林は、所有者の同意を得ながら、ながさき森林環境税事業を活用した切捨間伐*を推進します。</p>

⑤浜の活力再生プランの作成

項目	内容
●浜の活力再生プランの作成	○「浜の活力再生プラン」の作成に向けて、委員会の創設のほか、地区ごとの漁業者が考えている現況把握、問題点・課題を整理した上で、地域の方向性を懇談会形式で検討を行い、とりまとめを支援します。

⑥漁場環境の整備と水産資源の回復

項目	内容
●海底環境保全	○国、県や関係団体と連携し、海底耕耘*や海底清掃等の保全活動による漁場環境の改善を支援します。
●栽培漁業*の推進	○国、県や関係団体と連携し、海域特性に合った放流種苗の安定確保を支援します。
●養殖業の育成	○国、県や関係団体と連携し、餌料の低コスト化や販売方法の改善による高付加価値化を支援します。

⑦農林業地理情報システム（農林業GIS*）の構築

項目	内容
●農業GIS*の導入	○市が管理する土地データを活用し、農業振興地域における農用地区域に設定している土地の管理のほか、農地の出し手と受け手のマッチング、集団性農地、農業生産基盤整備受益地、日本型直接支払交付金受益地、耕作放棄地*全体調査判定結果の情報を一元化による管理を行うため、農業GISの導入を行います。
●森林GIS*の導入	○市が管理する地籍情報システムのデータを活用し、県が管理する森林簿の情報と組み合わせることで、境界の数値化や所有者情報、施業履歴、路網*、森林経営計画*などの団地化の管理を行います。

⑧販路拡大による所得の向上

項目	内容
●マッチングフェアの開催	○農林水産業や食品加工業、観光や販売などのサービス業など関係者を幅広く集めるマッチングフェアなどを開催します。
●商品開発支援	○地域資源*を素材にした雲仙ならではの加工品の開発、商品化を進め、所得向上を図ります。 ・外部アドバイザーやコンサルタントの招聘による検討会 ・イベント等における試食による消費者の嗜好調査

⑨交流連携に向けた体制づくり

項目	内容
●雲仙らしさの創出	○様々な機会や多様なメディアを活用して、雲仙の魅力を広く、きめ細かく情報発信を行い、ブランド*の構築とあわせて、雲仙のイメージアップを図ります。
●体験交流の推進	○来訪者のニーズに対応するため、本市の自然環境や伝統に培われた歴史的資源などを見る交流と、特産物を活かした体験参加など、さまざまな機会を提供し、サービス内容の充実を図ります。 ○地域の伝統文化、多彩な農林水産物などの地域資源*を結びつけ、周遊型の交流の推進のほか、周年・周遊が可能な体験交流メニューの発掘を推進します。

用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。

コンピュータやネットワークに関連する分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称でITに替わる語として、主に総務省で用いられ始めました。

IT、ICT共に情報通信の分野全般を指す語であり、内容的に同じことです。ICTとITとの違いは表記の「C」の有無で、この「C」はコミュニケーション（communication）を意味し、ICTは通信・伝達・交流といった要素を明示した呼び名です。

赤潮

海水中のプランクトンが異常繁殖し、海水が変水することで、有害なものは魚介類に影響を与えます。

育林

木材生産・治山・防風・景観維持などを目的として森林を育てることです。

雲仙市森林整備計画

森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的な視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画です。

AIS

Automatic Identification System（自動船舶識別装置）の略称。

船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステムのことです。

EPA

Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略称。

2以上の国が関税の撤廃や制度の調整等による相互の貿易促進を目的とし、他の国を排除する形で締結されるもので、物やサービスの貿易自由化だけでなく、市場制度や経済活動等、幅広く経済的な関係を強化する協定です。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が定める指針に基づいて、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称です。

FTA

Free Trade Agreement（自由貿易協定）の略称。

協定構成国間で、物やサービスの貿易自由化を行う協定のことです。1990年以降、自由貿易協定の数は急速に増加しています。農産物については、関税撤廃の例外品目とする等柔軟性を持った取り扱いが行われています。例えば、1994年に発効した“北米自由貿易協定”では、米国は乳製品、ピーナツ等を例外的取り扱いとしています。

FAO

Food and Agriculture Organization（国際連合食糧農業機関）の略称。

栄養水準の向上、農林水産業の生産性の改善及び農村住民の生活の改善を通じて、世界経済の発展に貢献するとともに、人類の飢餓からの解放に取り組んでいる国連の専門機関です。

【か行】

海底耕耘

海底の堆積物をかくはんし、底質を改善しようとするものです。

間伐

苗木を植えてから15～20年位経ち、木々が成長してくると、林の中が混み合ってきます。そのまま放置すると木々同士の枝葉が重なりあい、根も張れず、木が健全に育つことが難しくなります。そこで木の間引き「間伐」を行なうことです。

GAP

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称。

農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取組のことです。

兼業農家

世帯員が自家の農業以外の仕事から収入を得ている農家のことです。

兼業農家には、農業所得を主とする第1種兼業農家と、農外所得を主とする第2種兼業農家があります。

公益的機能

一般的に森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいいます。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

高性能林業機械

1機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械のことです。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右されます。

（フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ、タワーヤーダ、スイングヤーダなど）

公有林

公共団体の有する森林で、県有林、市町村有林、財産区有林などがあります。

国有林、私有林に対する語です。

国有林

森林法第2条に定める森林のうち、国が森林所有者である森林と分収林（国有林野の管理経営に関する法律で定めるもので、いわゆる官行造林等）である森林をいいます。

【さ行】**栽培漁業**

広い海を畑とみたと、種苗（稚魚や稚貝）を放流し、育成管理を行い、海を活用し、成長させて、漁獲する漁業のことです。

GIS

Geographic Information System（地理情報システム）の略称。

地理情報（Geographic Information）の様々な情報を、作成、加工、管理、分析、可視化、共有するための情報技術（IT：Information Technology）のことです。

資源管理

水産資源を維持・回復させるため、休漁や禁漁区の設定を行い、資源量を調整することです。

資源管理・漁業経営安定対策

国が国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築していく事業です。

資源管理・漁業所得補償対策

平成 25 年 1 月より、「資源管理・漁業所得補償対策」から「資源管理・漁業経営安定対策」に変更しましたが、事業内容は同じです。

私有林

森林の所有区分のひとつで、個人、会社・社寺など法人、各種団体・組合などで所有する森林のことです。

種苗放流

育てた稚魚を海に放すことをいいます。

食育推進計画

地産地消の全国展開を図ることを目的として、地域における心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな実践的な教育を行う計画のことをいいます。

植栽

苗木を植えることです。

食味ランキング

一般財団法人日本穀物検定協会が昭和 46 年産米から毎年全国規模の産地品種を対象に、炊飯した白飯を実際に試食して評価する食味官能試験のことです。
平成 26 年産米は 133 産地品種について食味試験を実施しています。

植林

植栽によって森林を造り上げることです。

主業農家

農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家のことです。

集落営農

集落のような地縁集団を単位に、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織のことで、機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態があります。集落営農の歴史は長く、特に、西日本は、集落営農による地域農業が盛んです。

特定農業団体は、地域内農地の3分の2以上の集積目標、組織の規約、経理の一元化、中心農業者の農業所得目標、法人化計画が要件です。面積要件は、平地で20ha以上ですが、地形的条件や生産調整との関連で要件を緩和する特例措置があります。

新規就農者

新たに、就農を志向する者（農業以外の就職者が、農業経営によって自立しようとする者）が、就農に必要な営農実習を終え、農業経営を行おうとする者を呼びます。

針広混交林

広葉樹と針葉樹とが混生する森林のことです。

森林組合

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合です。

森林経営計画

森林法第11条に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と森林の有する多様な機能の十分な発揮を目的として、林業の採算性を高め適切な森林整備を進めていくため、施業の集約化や計画的な路網整備等により効率的な施業を推進する必要がある取組を制度化したもので、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、山や谷などの地形界でくくられた面的なまとまりのある森林（林班又は隣接する複数林班）を対象として、森林の施業及び保護について、5年間の計画を作成し、森林の所在地の属する市町村の長に認定を受けたものです。

人工林

人工造林等の人為を加えて成立した森林のことです。

ストックマネジメント

施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えた生涯費用）を低減するための技術体系や管理手法の総称のことです。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者（1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家のことです。

造林

林地に森林を仕立てることです。造林の方法には人工造林と天然更新があります。

【た行】

高接ぎ

収益性が低下した品種を新品種に更新する方法のことです。です。

W T O

World Trade Organization（世界貿易機関）の略称。

ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に代わり、平成7年1月に発足した国際機関です。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理します。

W C S

「ホールクroppサイレージ」のことで、飼料用稲などで十分に実が結実する前の段階で、茎葉部分と実を区別することなく丸ごと収穫し、サイレージを行い、発酵粗飼料として肉用牛や酪農での牛の餌として利用する方法のことです。

T P P

Trans - Pacific Partnership（環太平洋戦略的経済連携協定）の略称。

環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定のことです。原則として全品目の関税を撤廃するもので、シンガポール・ニュージーランド・チリ・ブルネイ・オーストラリア・ペルー・ベトナム・米国・マレーシア・メキシコ・カナダの11か国が交渉を行っており、日本は平成25年3月に交渉参加を表明しています。

多面的な機能

農業が持っている多様な機能のこと。特に生態系の維持機能、温暖化防止機能、保水機能、景観保全機能など、生産機能以外の数多くの機能のことです。

また、林業では、森林の持つ多様な機能のこと。地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、木材の生産等の森林がもつ多面にわたる機能のことです。

地域資源

地域の自然環境（風土）だけでなく、地域にある特徴的なものを資源として捉え、人（ことば、おもてなし）なども含みます。

地産地消

「地元生産・地元消費」から生まれた言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、主に農林水産業の分野で使われています。食の安全・安心への関心が高まる中、生産者と消費者の「顔の見える関係」を築く有効な手段とされています。

特別栽培

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分を、地域で一般的に使用されている量よりも5割以上減らして栽培する方法のことです。

特用林産物

森林原野の産物（林産物）のうち、木材を除いた品目のことで、薪、木炭、きのこ、山菜、樹皮、ウルシなどの樹液、工芸材料、繊維、樹脂などがあります。

トレーサビリティ

食品がどのように作られ、加工されたかなど、生産、流通過程の情報を追跡する仕組みのことです。

【な行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市が認定した農業者を呼びます。税制や融資の面で特典が与えられます。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の区域または一部がその区域にある市町村が、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めたものをいいます。

農業委員会

農業生産の向上と農業経営の合理化を図るために、市町村に設置されている行政委員会、農地の利用関係の調整、技術の改良・普及の指導を行っています。

農業生産基盤整備

良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するために、ほ場区画の整理・大型化、農道、用排水路等の整備を行うことです。

農業の生産性

農業の生産性は、土地生産性（単位面積あたりの作物生産量の増加）と、労働生産性（単位面積当たりの労働時間の短縮）です。

農業士

農業技術・経営管理能力に優れ、青年農業者の育成指導に熱意があり、農山村地域の活性化を図る重要な役割を担う農業者をいいます。

農商工連携

地域の特色ある農産物、美しい景観等の資源を有効活用するため、第1次産業従事者と、第2次産業従事者、第3次産業従事者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発、提供や販路拡大への取組のことをいいます。

農地中間管理機構

担い手に農地を集積するため、農地の所有者と耕作者との間に入る農地の中間的な受け皿となる組織で、各都道府県に1つあります。

農地の利用集積

農家や農業生産法人が農地の所有、借り入れや農作業受託を行い、農地の利用を集約することです。

【は行】

H A C C P

Hazard Analysis and Critical Control Point（製品の安全を確保する衛生管理の手法）の略称。

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

人・農地プラン

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」について、徹底的な話し合いを行い、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していく「未来の設計図」といわれる計画書のことで、市町村が検討会に諮って決定します。

複層林

樹齢や樹高の異なる樹木で構成された森林で、樹冠の部分が何層にも分かれている森林のことです。

覆砂

底質改善を目的とした技術で、底質が悪化した底面へ砂等により覆うことです。

ブランド

商品・サービスなどについて、他と明確に差別化できる個性をいい、農林水産業の振興、加工品の高付加価値化等により、他産地に誇れる地域産品として確立し、地場産業の振興に結び付けていくものをいいます。

保安林

水源かん養林、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林のことです。森林の施業に一定の制限が課せられます。

保育

植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称です。

販売農家

経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年50万円以上の農家のことです。

副業的農家

1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）のことです。

【ま行】

民有林

森林法第 2 条に定める森林のうち、国有林以外の森林をいいます。民有林は、①個人、会社・社寺など法人が所有する私有林、②県、市町村・財産区などで所有する公有林、③独立行政法人森林総合研究所（前・緑資源機構）所管林に区分されます。

【や行】

有機農業

JAS 法により定められた有機 JAS 規格に基づき、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないで堆肥等による土づくりを行う生産方法。多年生作物は収穫前 3 年以上、野菜・米は播種又は定植前 2 年以上、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないほ場で生産された農産物を「有機農産物」といいます。「有機」と表示するためには、農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関の認定が必要です。

有機農産物

有機栽培によって生産された農産物のことです。

有機 J A S

農薬や化学肥料を使わずに、自然の力を最大限に利用した農業を「有機農業」といいますが、この有機農業を過去 2 年以上実施した田畑で育てた野菜、米、果物（果物は収穫の時点から過去 3 年以上）。

U N F F

United Nations Forum on Forests（国連森林フォーラム）の略称。

全ての森林の持続可能な経営を目的とした政府間機関で、森林問題全般にわたる政府間対話の場です。

【ら行】

林家

世界農林業センサスにおいて、所有林又は所有山林以外の保有山林が 1 ha 以上の世帯をいいます。

林班

森林の位置と施業の便を考え大字や天然地形等（沢筋・尾根筋・河川など）により、面積がおおむね 50ha 程度となるように設けられた固定的な森林区画の単位です。市町村ごとに市町村の片隅からアラビア数字により連続番号で示されます。

林齢

森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を 1 年とし、それから経過した森林の年数をさします。

6 次産業化

1 次産業（農林水産物生産）×2 次産業（加工）×3 次産業（販売）のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業（6 次産業）として発展することを目指し、その際、どれかが欠けると 0 になってしまうため、いずれも欠かせないという、産業間連携の在り方を示すものです。今村奈良臣東京大学名誉教授が提唱したといわれています。

策定経過

開催日時	内容
平成 26 年 5 月 2 日	ワーキング 庁内関係各課打合せ
平成 26 年 5 月 12 日	先進地（長崎市）への聞き取り調査
平成 26 年 8 月 7 日	ワーキング 雲仙市農林水産業従事世帯向け配布アンケート調査票の検討
平成 26 年 8 月 25 日 ～ 平成 26 年 8 月 27 日	庁内関係各課ヒヤリング
平成 26 年 10 月 10 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日	雲仙市農林水産業従事世帯向け配布アンケート調査実施
平成 26 年 10 月 29 日	課内打合せ
平成 26 年 11 月 14 日	ワーキング 雲仙市農林水産業従事世帯向け配布アンケート調査結果
平成 26 年 11 月 14 日 ～ 平成 26 年 11 月 18 日	農林水産業関係機関ヒヤリング （島原雲仙農協、雲仙市森林組合、橘湾東部漁協、瑞穂漁業、国見漁協、有明漁協）
平成 26 年 11 月 26 日	ワーキング 雲仙市農林水産業振興計画方向性の検討
平成 27 年 1 月 30 日	ワーキング 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 2 月 3 日	第 1 回雲仙市農林水産業振興計画策定委員会 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 2 月 12 日	ワーキング 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 2 月 17 日	第 2 回雲仙市農林水産業振興計画策定委員会 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 2 月 18 日	雲仙市農業振興協議会 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の説明と意見把握
平成 27 年 2 月 19 日	ワーキング 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 3 月 6 日	第 3 回雲仙市農林水産業振興計画策定委員会 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 3 月 16 日	ワーキング 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討
平成 27 年 3 月 20 日	第 4 回雲仙市農林水産業振興計画策定委員会 雲仙市農林水産業振興計画（素案）の検討

雲仙市農林水産業振興計画策定委員会 委員

番号	区分	委員職名
1	学識経験者	農業委員会会長
2	学識経験者	市議会産業建設常任委員長
3	各団体代表	JA 島原雲仙 北部営農センター長
4	各団体代表	JA 島原雲仙 西部営農センター長
5	各団体代表	認定農業者連絡協議会長
6	各団体代表	青年農業者連絡協議会長
7	各団体代表	橘湾東部漁協組合長
8	各団体代表	国見漁協組合長
9	各団体代表	瑞穂漁協組合長
10	各団体代表	雲仙森林組合長
11	行政機関代表 (県)	雲仙地域普及課長
12	行政機関代表 (県)	農業企画課長
13	行政機関代表 (県)	土地改良課長
14	行政機関代表 (県)	農村整備課長
15	行政機関代表 (県)	林務課長
16	行政機関代表 (県)	県南水産業普及指導センター所長
17	行政機関代表 (市)	産業振興部長
18	行政機関代表 (市)	農林水産課長
19	行政機関代表 (市)	商工労政課長
20	行政機関代表 (市)	農漁村整備課長
21	行政機関代表 (市)	観光物産課長
22	行政機関代表 (市)	農業委員会事務局長